

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成17年3月15日

議会事務局

目 次

文教常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査	2
質疑（石橋委員、渡辺委員）	
議案第21号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29 号の審査	48
質疑（嶋野委員、安藤委員、川端委員）	
議案第24号所管分の審査	54
質疑（安藤委員）	
議案第25号の審査	55
質疑（嶋野委員、川端委員、安藤委員、石橋委員）	
採決	81
閉会の宣告	82

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成17年3月15日(火) 午前10時 開会
午後5時22分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 山本善信 副委員長 渡辺慎吾 委員 川端福江
委員 嶋野浩一郎 委員 安藤 薫 委員 石橋徳治

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 和島 剛
教育総務部長 寺田正一 同部理事 福元 実
同部次長兼総務課長 馬場 博 同課参事 田橋正一 学務課長 田川昭義
学校教育課長 大路 守 同課指導主事 前馬晋策 同課指導主事 奥田不二夫
人権同和教育室長 西村友司 教育研究所長 高橋敏夫
生涯学習部長 奥田秋広 同部次長兼体育振興課長 山下忠男
同部参事 浜 久之 生涯学習課長 木下好宏 市民図書館長 井上 誠

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成17年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成16年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第21号 摂津市立温水プール条例制定の件
議案第26号 摂津市青少年運動広場条例の一部を改正する条例制定の件
議案第27号 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件
議案第28号 摂津市立テニスコート条例の一部を改正する条例制定の件
議案第29号 摂津市スポーツ広場条例の一部を改正する条例制定の件
議案第24号 重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
(スポーツ広場に関する部分)
議案第25号 摂津市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○山本善信委員長 おはようございます。ただいまから、文教常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、石橋委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の質疑を行います。

石橋委員。

○石橋委員 おはようございます。

かなりの質問が出ておりますが、若干重複するところがあるかと思うんですが、予算概要に沿って質問させていただきたいと思います。

107ページ、先般も質問出ておりましたが、安全対策事業で大阪府から補助金が出るということが決められましたが、今現状、摂津では受付室を設置して、かなり安全対策もなされているというふうにご答弁聞いてきたんですが、受付室がもう万全やというような認識をされているようなんですが、やはり安全については、幾ら手をかけても、これで完璧やというのは私はないと思うんですね。そこで、大阪府からの安全対策の補助金で、私の考えといたしましては、先般も読売新聞に出てましたが、警察OBとかプロの警備員を雇用して、巡回パトロールを実施するというような市もあるというふうにご記事に出ておりましたが、受付室プラスそういうふうな方法をとるのもいかなものかというふうに私は考えるんです。その点について、いかなものでしょうか、お答え願いたいと思います。まず1点それですね。

次に110ページ、教育相談事業の昨年度の実績を踏まえて、今年度はどのような方向性を持って、昨年の実績を踏まえて、今年度はどのような方向性を持ってやっていかれるのかということが2点

目。

3点目が、特色ある学校づくりの推進事業として、独立した事業とした意図、そしてまた今後の方向性ですね、これが独立したのはなぜかというのと、今後、独立してどういう方向性を持っておられるのかいうのをお聞きいたします。

4点目、112ページ、土曜つながり推進事業に変更されておりますが、週休二日制について、いろんところで議論されておりますが、教育委員会として、週休二日制の成果、今までの成果踏まえて、今後どういう認識のもとに、物の考えを持っておられるのか。二日制とリンクさせてどういうふうな物の考えを持っておられるのかいうのをお聞きさせていただきます。

5点目、小学校修学旅行費補助事業及び中学校修学旅行費補助事業が廃止されておりますが、就学援助者が増加している状況から、これに対してどのように先般も質問出ておりましたが、どのように対応されるのかいうのをもう一度、確認させていただきたいと思います。

6点目、ページ123ページ、もう少し詳しく社会教育指導嘱託員の役割について、もう少し詳しくお教え願いたいと思います。

それから、全般的な質問になるんですが、学習指導要領の見直しの議論の中で、学力の低下が言われておりますが、学校週休二日制、ゆとり教育について、従来のは詰め込み授業からの反省の中で出てきた見直しと私は思うんですが、率直に言いまして、現場の先生方からどういう認識をされておられるのか、どういう声が挙がっておられるのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

もう1点、市長が言われております人間基礎教育についてですね、現場サイド

では、どのような認識を持っておられるのかというのを伺いたします。

○山本善信委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 私の方から安全対策のご質問についてお答えいたします。

安全対策につきましては、先般より申し上げておりますように、昨年来、全国に先駆けまして、受付室をつくらせていただきまして、受付員を配置する中で取り組んでまいりました。

しかし、石橋議員がおっしゃってるように、安全を常に見直す中で、我々も万全を期していきたいと考えております。

こうした中で、2月初めに寝屋川の痛ましい事件が occurred。それで私どももそれを受けまして、緊急に校長会を開催する中で、その中で各小学校の校長に緊急に要望を調査いたしました。今後、市の施策としてどういったことをしたらいいのか、また、自治会、PTA、地元団体に対して、どういうことを希望するかと、そういう調査をいたしまして、その中からできるものから取り組んでいくということで、今現在やっております。

それで、石橋議員のおっしゃいました校内巡回の話でございます。大阪府の制度の中で、警察OBないしプロの警備員を配置して補助金をつけるという情報がありまして、それにつきましては、いわゆる校門の子どもやってくる受付に対応するものでございまして、そこでこのプロの警備員をつけまして、校内の出入りを確認すると、そういう制度を大阪府は立ち上げまして、80万円を限度に2分の1補助をすると、そういう形になっております。

ただ、その詳しい内容につきましては、今現在、大阪府の要綱が示されておられませんので、3月末までにその要綱をつくるということで、大阪府からいろんな照会

が来ておりました、市の状況について、ご説明する中で大阪府に対しても先行してる私どものそういう受付に対しては、その補助対象にしてほしいという旨の要望も出してあります。

なお、その校内巡回につきましては、今現在、寝屋川の事件ございまして、私どももそういったことも必要かというふうに考えておりましたところ、学校校務員の方から仕事の中でそういった取り組みをしていきたいという声が挙がってまいりました。私どもも非常にいい取り組みだと思いましたので、早速、校務員と話しまして、今現在、午前、午後で校務員がみずからの業務に支障のない範囲で、各学校をまず巡回してもらおう制度をもう既に始めてあります。

それで、準備がつき次第、やはりそれの何か目立つようなベストなりジャンパーなりを買って、そういう構内巡回をしますよという形を見せるのも、やはり子どもに対する安心感とか保護者に対する安心感もあると思いますので、今現在、予算をそういう形で消耗品ですが、一応、購入の今、手続き取っております、購入でき次第、そういう揃いのジャンパーを着て、構内巡回をしてもらおうと、そういう形を考えてあります。

警察OBとか、そういった分につきましては、また府の制度が固まり次第、利用できる範囲で、今後考えていくべきことだろうと考えてあります。現状はそういうことでございまして、よろしくお願いたします。

○山本善信委員長 木下課長。

○木下生涯学習課長 社会教育指導嘱託員の役割につきましては、専門性の高い知識や経験を生かして生涯学習の推進に関する業務を行っていただく予定をしております。

例えば、生涯学習の推進計画の策定事業、子ども読書活動の推進計画の策定事業並びに文化振興基本条例の制定に関すること、それとか地域コーディネーターの活用並びに地域教育協議会との連携等の業務を今、計画しておりまして、社会教育総務費で報酬として予算計上をさせていただいています。

○山本善信委員長 大路課長。

○大路学校教育課長 学校教育課にかかわります石橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、特色ある学校づくり推進事業の独立ということについて、ご説明をさせていただきます。

平成16年度まで教育指導研修事業の一つの内容としておりました特色ある学校づくり推進の補助金を、今年度は特色ある学校づくり推進事業として独立をさせていただきました。

ご承知のとおり、現行学習指導要領におきまして、各学校においては、児童・生徒に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するものとされております。

この点につきましては、地域や児童・生徒の実態を考慮することが不可欠であり、具体的な教育活動における各学校の創意工夫が求められております。したがって、特色ある学校づくりは、各学校の適切な教育課程の編成及び実施のための重要な柱として位置づけられており、学校の教育活動全般にわたって展開されるものであります。

そこで今回、教育指導研修事業の中に位置づけられていたものを事業として独立をさせ、一層の教育の充実を図りたいと考えております。

今後はより一層、各学校の特色ある学校づくりが展開されるよう、特に各学校

の教育目標についての見直しを進めるとともに、児童・生徒の実態把握の上に立った内容に取り組むよう教育委員会といたしましても指導を行ってまいりたいと考えております。

また、取り組みについての発信の機会を充実させ、保護者や家庭、地域の皆様により一層のご理解を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、予算概要の112ページ、土曜つながり推進事業の件につきまして、お答えさせていただきます。

委員ご存じのように、この土曜つながり推進事業は、学校週五日制推進事業として、今まで取り組んできたものでございますが、この学校週五日制推進事業の内容は、毎月第2土曜日に障害のある児童・生徒を対象とした行事を行い、地域に住む子ども同士の交流や保護者の交流を図ることにより、子どもたちの経験を広め、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むことをねらいとしてまいりました。

したがって、障害のある児童・生徒ということで、今回、土曜つながり推進事業と名称を変えさせていただき、さらに障害を持っているお子さん、また障害を持っておられないお子さんの交流をさらに深めてまいりたいと考えております。

そこで、委員ご指摘の学校週五日制についての認識でございますが、この学校週五日制につきましては、平成14年度より新学習指導要領の実施とともにスタートいたしました学校週五日制でございますが、単純に学校に通う日が週五日になったということではなく、家庭や地域社会における子どもたちの活動の場や機会をより一層充実することが求められていることは、実施されてから丸3年を経た現

在も同じであると考えております。

本市におきましては、各中学校区に設けられました地域教育協議会を中心に、地域で子どもを育てる取り組みが展開されており、生きる力の育成を図る学校教育との関連のもと、子どもの健やかな成長を願う願いが共有されているととらえております。

また、改めて地域の生活の中に学習機会が存在することも発見できたと考えております。

今後でございますが、今後さらに学校での5日と家庭、地域での2日が有機的に結びつき、子どもたちに確かな学力、豊かな心、たくましい体を育めるよう教育委員会といたしましても支援してまいり所存でございます。

続きまして3点目に、ゆとり教育等についての見解ということで、全体的なご質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

昨年12月に公表されましたピサの学力調査の結果などにより、日本の子どもたちの読解力の低下等が明らかにされました。このことを受け、学力低下論争が再熱し、授業時間数や総合的な学習の時間、学校週五日制の見直しなどについて、報道されていたことはご承知のことと存じます。しかし、この調査によって図られたのは、義務教育が終了する15歳児の持つ知識や技能が実生活のさまざまな場面で直面する課題にどの程度、活用することができるかということで、現在、文部科学省が子どもたちに培いたい力である生きる力そのものが図られたピサの学力調査でありました。

本市で行いました学力定着度調査においても、いわゆる目に見える学力は、決して低いものではなく、応用実践する力に課題があるという結果が出ております。

本市におきましても、実生活で知識、技能を活用する力に課題があるといえ、改めて生きる力の育成が求められていると認識しております。

昭和52年に改定されました学習指導要領で、ゆとりある充実した教育活動の必要性が言われ、現行の学習指導要領におきましても、ゆとりある教育活動という文言が記されている関係から、ゆとり教育という言葉が使われますが、重視されるべきは生きる力の育成であり、それは文部科学省から学校現場まで一貫したものであるととらえております。

○山本善信委員長 高橋所長。

○高橋教育研究所長 予算概要の109ページ、教育相談事業につきましてのご質問にお答えをいたします。

教育相談事業におきましては、児童・生徒、保護者、教職員を対象に、専門的な力量を持った相談員が不登校や家庭問題など、さまざまな問題事象への相談に応じております。具体的には、小学校に配置しているスクールカウンセラーを1名増員することにより、全12小学校すべてにスクールカウンセラーを配置することによりまして、教育相談事業の拡大を図っておるところでございます。

○山本善信委員長 西村室長。

○西村人権同和教育室長 人間基礎教育にかかわって、現場の認識はというようなご質問に対してご答弁申し上げます。

人間基礎教育につきましては、市教育委員会として、どのように考えておるかということについては、これまで本会議において答弁をしております。

幼少期から生命の尊さや人の人たる道、例えば、人間として基本的に守らなければならないルールに気づかせ、豊かな情操や思いやりを育み、お互いを大切にす態度や行動ができる人格の育成を目指

すものであるということで、学校教育においては、このような豊かな人間性を育むためには、道徳の時間はもとより、教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を進めることが大切であるということで、このことを市教育委員会としましては、学校に対して現場の代表である学校長に校長会等を通して、何度か説明をしてまいりました。

その中において、人間基礎教育の趣旨については現在おおむね理解を得られたものというふうに認識しております。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 小中学校の修学旅行の補助事業についてでございますが、この補助事業につきましては、就学援助とは直接関係がございませんでして、本市独自の制度で児童・生徒全員に対して修学旅行の補助を行ってきておりました。

これは、府下でも本市のみの制度でございまして、他市でこのような制度は持っておりませんでした。

そういうことで、いろいろと本市の行革あるいは財政状況を考えますと、この補助制度については見直すべき時期に来てるということで、見直しを図ってまいりました。

これにつきましては、小学校については、一人当たり4,000円の補助、中学校については8,100円の補助を行っておりましたが、17年度から廃止をさせていただきます。ただし、就学援助を必要とする児童・生徒については、就学援助の方で修学旅行に必要な額、全額を就学援助として支給をいたしますので、低所得者等に対しては、影響はないということでございます。

○山本善信委員長 石橋委員

○石橋委員 安全対策事業の件なんです、学校校務員が巡回していただくとい

うご回答なんです、私をはじめに意見出させてもろたんですが、そういう方向性も含めて検討していくということでもよろしいでしょうか。その点もう一度お願いいたします。

教育相談事業の中で、不登校の子どもたちが、その過去3年ないし5年ぐらいの推移ですね、またはその推移についてどういう認識されておるのかいうのをもう一度お聞きいたします。

教育委員会と学校長と市長の言われる人間基礎教育について議論されたということなんです、私の聞かせてもらいたいのは、一線の現場の先生がどういう認識を持っておられるのかというのをお聞きしたんです。その点について、学校長とお話されたのは理解しますが、現場で第一線として教育に携わってる先生方のご意見をお聞きしておるんです。その点について、もう一度お聞きさせてもらいたいと思います。

○山本善信委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 石橋委員のご提案の警察OB等の巡回についてどうかということなんです、先ほどちょっと言わせていただいたとは思いますが、その今ですね、その大阪府のその補助金の制度がまだ定かになってないと、いろんな情報、新聞情報等がありますけれども、その詳細が明らかになった段階で、その補助制度が活用できるかどうかということで、一定判断をしていかなければならないと思っております。

ただ、大阪府の制度も第1回目の担当部長会、課長会で説明あった中では、3年限定であるということの一応、ご説明がございました。ですから、こういった制度をするにせよ、4年目以降は市単費、今の現状では市単費になるということもございまして、そのあたりも十分考え

なければならぬことだと思いますので、一度、大阪府の補助金制度の詳細がわかった中で、摂津市でどう判断するかということになるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○山本善信委員長 大路課長。

○大路学校教育課長 それでは、不登校の児童・生徒のことについて、ご答弁させていただきます。

不登校につきましては、平成12年度小学校47名、中学校102名、計149名。平成13年度、小学校51名、中学校129名、合計180名。平成14年度、小学校43名、中学校120名、合計163名。平成15年度、小学校37名、中学校99名、合計136名でございます。

○山本善信委員長 西村室長。

○西村人権同和教育室長 人間基礎教育の現場の先生方がどのような認識を持ってられるかということについてですが、たくさんの先生方おられますので、すべての先生方の一人ひとりということまでは答えかねますが、何人かの教職員の方との懇談等もございました。その中で、こういうふうなことで教育委員会としては考えているということについては、特段の異議はなく、理解をしていただいているというふうに思っております。

○山本善信委員長 石橋委員。

○石橋委員 安全対策の件なんですが、これもやはり現場の先生はどのような考えを持ってられるのか、これで不安がなくなっているのかということ、やはりそれが一番大事やと思うんですよ。教育委員会としては万全というふうに考えてられるかもわかりませんが、やはり一つ一つの現場で安全対策、これで大丈夫なのかなという認識をどれぐらい持ってられるのかということをもう一度、お

伺いたたいということですね。そこへくだいようですが、私の考えてるように、そういう巡回パトロールなり、二重、三重の安全対策をやっていけば、もっともっと安心して、先生方も学校の中で教育、教える部分について、ウエイトを置いてもらえるのではないかと。今現状では先生方も安全に対してかなり敏感になっておられますので、実際の現場の先生はどういうふうに安全対策を理解されておられるのかということをお聞きしたいんです。よろしいでしょうか。

不登校の今、何名おられるかということでお聞きしたんですが、この推移ですね、について、どういうふうな認識を持ってられるのか、よくなったのか、悪くなったのか、どのようにしていったらいいのかということをお聞きしておるんです。ただ、数字をお聞きしてるんでなしに、この不登校の生徒たちが増えたり減ったりしておる中で、今後どのようにやっていくのかという今後の方向性をお聞きしたいと思います。

以上、2点もう一度お答え願ひします。

○山本善信委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 現場の先生のそのニーズでございますが、先ほど申し上げましたように、寝屋川の事件ございまして、緊急校長会の中で、私ども一応調査項目の中で、今後、市の施策にどういうことを望むか、その他、具体的な必要な部分について回答ほしいという、そういう調査を12小学校、5中学にしまして、一応、一定回答いただいた中で、今取り組んでるということでございますので、一人ひとりのご意見まではちょっと把握できませんが、一応そういう形でニーズ把握をしておりますので、今後も機会あるごとにそういうニーズ把握はしていかなければならないというふうに考えて

おります。

それと、そのプロの警備員の配置についてでございますが、大阪府知事がプロの警備員をとということで、予算化しまして、その後、いろんな新聞報道がございます。新聞報道がすべてではないと思いますが、やはり、じゃあプロの警備員で果たしてどうなんだろうかと、それだけではやはりできないだろうということで、大方のコメントはやはり地域のそういう防災に対する地元の力がやっぱり要るんだということが書かれております。当面、プロの警備員を置くのももちろん必要でございますが、こういった問題を解決するためには、やはり私どもが当初から考えております地域の力で、地域の安全を守ろうと、そういう取り組みを時間がかかろうとも今後とも継続する中で、その学校のみならず、通学途上、地域の安全もそれで確保していけるという、そういう思いもございますので、いろんな方法を今後模索する中で、全体的な安全対策をしていきたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本善信委員長　それが現場の声だということですか。

馬場次長。

○馬場教育総務部次長　現場の声としましては、この受付員で非常に安心感があるという答えもありますし、警備員を配置してほしいということもあります。また、防犯グッズとして、さすまた等の配備をしてほしいと、そういうことがございます。

それで、私どもとしましては、早速防犯グッズとしまして、さすまたを今購入いたしまして、各学校に配備をすると、そういうことも今やっております。

○山本善信委員長　大路課長。

○大路学校教育課長　それでは、不登校の対策について、数字は先ほど申しましたように、平成13年度、180名をピークとして、平成14年度、15年度、現在、学年末に向けて平成16年度の集計をする段階にきましたが、減少傾向は見られるものの、平成16年度の数値は、平成15年度の136名をやや下回るか、それと同様の数ではないかというふうに思っております。また、これが結果出ましたら、お知らせしたいと思いますが、そのような形で、ここ3年間は減少傾向にありますのは、基本的には摂津市の教育委員会としまして、先ほど、所長が答えましたが、研究所のバル、スクールカウンセラー、それからさわやかフレンド等の対策への人の配置、それから各学校におきますいじめ不登校対策委員会、さわやか委員会というような言い方もしておりますが、そういう形で学校を含めた努力が一定の成果を得ているのだというふうに理解をしております。

しかし、この数値につきましては、依然、やはり非常に多い児童・生徒が不登校状態にございますので、これにつき、今後さらに減少のために取り組みを強化していきたいと考えております。

その中身でございますが、基本的には大きな枠組みでいいますと、やはり子どもたちが楽しく学校に来るということでは安心できる居場所づくりとしての学校。それから、授業がわかるということが極めて重要ですので、わかる授業づくりという、この大きな二本の柱立てがありますが、具体的には例えば、長期欠席したときのそれぞれの子ども、児童・生徒の内容についての精査ですね、それを学校全体で把握し、点検をし、組織的に対応していくという視点。

それから摂津市学校家庭連携モデル事

業を摂津市の単独の事業としていただいた、こういった事業。そして、適応指導教室パルの充実とさわやかフレンドの家庭への訪問、支援の充実等が考えられます。

さらに、私どもの方といたしましては、生活指導研究協議会という研究組織がございますので、その折、生徒指導主事連絡会、また生活指導研究協議会で不登校対策会議というものを開催を考えております。

また、市全体にあります子ども思春期相談連絡会という組織がございますが、ここにも不登校対策プロジェクトを設置をしていく方向で考えております。

そして、府の方から不登校対応専任教員の配置が平成17年度決まりましたので、不登校対応専任教員を重点校に配置して、市としてもプロジェクト会議等を設置をすることによって、組織的な取り組みの体制を学校はもちろん、市全体挙げての体制づくりをしながら、減少に向けて全力で取り組みたいと考えております。

○山本善信委員長 石橋委員。

○石橋委員 安全対策の件なんです、誤解のないようにお願いしたいんです。私の言ってるのは、現状の受付室また学校校務員が巡回されるというのは、大いにいいことやと思うんですね。地域の方等応援いただいて、そういうことを否定しているのではないんですよ。そこへ二重三重の安全対策をかけていったらどうですかという意味合いで言っているんです。課長の答えは、何か否定しているような回答やったんですが、私、決して否定してませんよ。いい取り組みというふうに私は理解してます。そこへ二重三重の対策をかけていったらどうかということを行っているんであって、誤解のない

ようにお願いします。

教育相談、不登校の方がかなりの人数お見えになるんですが、不登校になる一歩手前の生徒ですね、例えば、学校には来るが教室に入っていないという子どもたちがおみえになると思うんですね。その子たちも含めて、できる限りいうんでなしに、是非とも早い時期に不登校ゼロを目指して、またその学校には来るが、教室に入っていないという子どもたちにも、何とかいい対応を教育委員会としてお願いしたいと思います。

以上、要望いたしますので、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

○山本善信委員長 ほかに。

渡辺委員。

○渡辺委員 まずはじめに、これも予算概要に沿って質問したいと思います。

ページ106ページの教職員等相互共済福利厚生事業の中の教職員厚生会、その補助金の内容をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、同じく概要の107ページ、これは、先ほどからもいろいろな委員が言うておられました安全対策ですけど、摂津市もNHK等で取り上げられて、この安全対策に関しては非常に先進市ということで、非常に胸を張って私も対外的に言えるなというふうに思います。

それとちょっとお聞きしたいんですけど、例えばその犯罪防止というのは、池田小学校の以前に京都で事件ありましたよね、それから池田小学校の事件、それからまた今回、あそこの寝屋川で起きた事件がありますけど、こういうことを叫ばれながらもこういう事件が起きているというのは、これはある一定の時期に来たら、非常にそういう危機感が薄れてくるのではないかと。油断があるのではないかと。緊張状態を

ずっと維持するというのは、これ非常に難しいというふうに思います。そういう意味から、定期的にやっぱり総合的な訓練をされているのかということをお聞きしたいということと、それから部分的にですね、私は学校ばかり、そういう防犯体制をしても、これは限界があるというふうに思うんです。本当に意図的にそういう危害を加えようとしてくる人間はどんなことがあっても入ってくると思うんです。

だから、そんなこと言ったらもう身もふたもないんですけど、ただ先ほど、次長もおっしゃったように、やっぱり地域を含めて、そういうその、それ具体的にどうかというのは非常に難しいんですけど、含めたその防犯体制をやるというご答弁いただきましたけど、その具体的に、今、非常に各自治会等のそういうその我々はその総会等で呼ばれておるときに、その子どもたちの安全ということに関して、意識が相当持ち出しておられるんですね。

例えば、そういう災害に関しては、従前からそういう意識を持っておられたわけですけど、子どもたちの安全を守らなアカンという意識が、その地域の方々に大分芽生え出した。そういう点から、その地域を含めた防災訓練もされてますけど、そういう子どもたちの安全訓練の中に地域を含めていくような、これ非常に大規模になるというのは難しいかも知れんけど、そういう点いかなものかなというふうに思いますんで、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、同じく概要の107ページ、小学校の通学区域の中のその交通専従員の業務委託料なんですけど、これもその安全対策とちょっとひっつけるんですけど、交通専従員はやっぱり子どもたちが

交通事故にあわないように、そういう要所所に立っていただいている方なんです。それもちょっと広めて、やっぱりその地域において、その交通専従員がいてはるわけですから、その安全対策、その防犯対策ということも踏まえて、例えば、トランシーバーなり携帯を持っていただいて、そういう不審者、そういう方々に対しての通報とか、またそういう方々も踏まえて、子どもたちやそういう被害にあったときに、どういうふうな対応をするかということも、そういうちょっと仕事が違うやないか言われたらそれまでなんですけど、やっぱりこれ、全般的にこういう協力体制が必要だというふうに思いますんで、そういう点も踏まえてちょっとご答弁いただきたいと思います。

それから、概要の109ページの教育相談事業。これも先ほども質問ありましたが、不登校の問題なんです。先日もご答弁の中で非常に摂津市がその不登校の子どもたちが多いということで、その原因はどのようにどこにあるのかなというふうに思うんです。何で摂津市だけが、そういう形で非常に不登校が、摂津市が全国的にも非常にその不登校の子どもたちが多いということなんですけど、原因はどのように点にあるのかなということをお聞きしたいというふうに思います。

それからこれ、110ページの教科書の採択事業なんですけど、私もこれ代表質問で質問したときに、代表質問ですから、ちょっと細かいことはお聞きしなかったんですけど、とりあえずお聞きしたいのが、教育委員会が選定委員会の諮問、諮問するその諮問書の中身ですね。どういような状況で、その選定してくれという諮問をする、その中身はということかということを知りたいことと、それから、選定委員会の答申ですよ。逆に

その諮問を受けて答申するわけですけど、その答申はどういう形ですのか、従前みたいにある程度の教科書を絞り込んだ上での答申をされるのか。

それから3番目に、その教科書センターに寄せられた市民や保護者からの意見や学校の意見書、それから教育研究会の意見書も参考にするというふうにあるんですけど、そういうふうな意見書が出たかとかいうことを後日、公表していただけるのか。

それから4点目は、まず最初に調査員が、その検定を合格した教科書をずっと調査されるわけですけど、その調査員がどういう形で選定委員会に調査した内容を報告するのか、その4点について、ちょっとお聞きしたいと思います。

次に、同じく概要の110ページ、教育指導研修事業の中で、教職員のその指導力という問題がよく取り沙汰されるんですけど、学級崩壊等いろいろ以前にそういう事件があったと思うんですけど、現在、この摂津市においてもそういう学級崩壊的な事例はあるのか。また、その教職員の指導ですね、非常に指導力不足の教員は、その把握されているのかということもお聞きしたいと思います。

それから、その全日中近中道德教育研究会分担金になるんですけど、この道德教育が、これ全国的に指導要領のあれに則って、その道德教育を強化するという形をとられておるんですけど、その具体的にですね、学校教育において、そのどのような形で道德教育を反映されるのか、人間基礎教育と、その道德教育では相当かぶる面があるというふうに思うんですけど、具体的にどういう形。これはかぶると、以前にも質問あったと思いますけど、その点もちょっとあわせてお聞きしたいと思います。

それから、環境教育ですね。子どもたちの環境に関する教育をどのようにされるのか。例えば、非常に他の委員から質問あったように、公立高校なんかでもクーラーの導入、また、小中学校でもクーラーの導入ということが、今非常にこう要望を受けとるわけですけど、ただ、京都議定書がこの2月かな、発効されたわけですから。そこにはCO2問題というのがあるわけであって、特に都市部においてはヒートアイランド現象、その要因として、やっぱりクーラーの熱というのが問題視されてるといようなもんです。その京都議定書が発効されて、特に東京では新しいビルにはこれ、屋上の緑化ということがこれ義務づけされるわけですけど、まずそのクーラーの設置ということより、まず環境に関しての意識を子どもたちに持たして、またその屋上、これ構造上どういう形になるかわからんですけど、ちょっと難しい点もあるとは思いますが、屋上の緑化やら、そういうその環境に関してのその教育をこれから推し進めていただくことが必要だというふうに思います。子どもたちの将来のためにはこれ当然必要なことなんで。そういう点も踏まえて、そういうその指導研修の中で、そういう環境に関しての指導研修あるのかどうか、それも質問したいと思います。

それから、111ページの総合的教育力活性化事業の中の地域教育協議会なんですけど、その補助金あるんですけど、今後そういうその地域教育協議会をどのような形で発展していかれるのか、お聞きしたいと思いますというふうに思います。

それから、112ページ、教職員人権問題研修事業なんですけど、先日、去年かな、新聞等でその教職員による人権侵害ということで、相当な数、大阪府教委が処分をされたということをお聞きして

おります。一番親の次に子どもたちが信頼する学校の先生から、例えばセクハラ行為とか、そういうその性的な虐待を受けるというのは、子どもの一生において非常にそのトラウマというか、傷つく大きなもう大問題というふうにとらえております。

そういう点で、その子どもたちに対して、これはもう本当に何か聞く方は情けないんですけど、学校の先生による子どもたちに対してのその人権侵害、性的虐待とかそういうことに関してはどのようなその形で防止し、またその啓発教育されているのか、先生に対してですよ。ちょっとその点もお聞きしたいというふうに思います。

それから、その私は人権教育の中で、前回の決算でも言わせていただきましたけど、拉致問題ということをお聞きしました。

先日のその西村室長のご答弁の中に、人権侵害にかかわること言うたら、例えば部落差別の問題とか女性問題、いろいろこう挙げられた中に、その拉致問題がご答弁の中になかったんでね。犯罪被害者のということにそれは当てはまるのか。国際犯罪と普通の犯罪とはちょっと意味合いが違うので、そういう点であるとき決算で相当、拉致問題に対してのこの人権教育の中に入れるべきだというふうに私は質問させていただきましたが、その点について、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、概要の115ページの小学校就学援助事業の中の民族学校に在籍する児童に対する扶助費。これ、民族学校というのは、多分、朝鮮中学校とか小学校だというふうに思います。その朝鮮小学校とか中学校というのは、これは文部科学省が認定してる学校じゃないわけで

あって、その学校になぜその扶助費として、そういうそのお金を支払うのかということが非常に疑問に感じますので、その点ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、115ページ、小学校保健事業。

全国市長会学校災害賠償補償保険料分担金ですか。これ去年の第3回の定例会で、私、質問しましたけど、この保険が出る出んという話なんですけど、これ全国市長会のこの保険、もっともっと素晴らしい保険もあるんじゃないかというふうに思いますし、なぜこの保険に入っているのかいうことを非常に疑問に感じるわけです。先日の新聞の中でも、これ私の勘違いかも知れませんが、これ全国市長会のその保険料の保険会社から、この市長会の事務局にバックマージンがあったとかいうようなこと、新聞等では出てましたんですけど、私の勘違いかも知れませんが、この全国市長会以上の保険をいろいろ調べて、より摂津市の子どもたちに適応するような保険の内容の保険会社と契約するというのがベストというふうに思いますんで、その点もちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、124ページ、生涯学習推進計画策定事業なんですけど、これちょっと内容をお聞きしたいと思います。

それから、125ページの音楽祭開催事業なんですけど、これも決算でいろいろ、予算、決算ずっとこれシリーズ物で質問してきておりますが、音楽祭は非常にこの摂津の宝、本当に素晴らしい、対外的にも非常に評価を得てるそのものということは認識しております。

しかし、非常に予算も要ることやし、そういう点でちょっと身の丈以上の事業と違うかというふうに思う方もおられる

というふうに思います。

そこで我々は、いろいろ提言させていただきました。外部の一つのお力を借りながら、これを維持していくのはどうかということで、例えば企業、スポンサーを探して広告を打ってもいいし、それから市内にある、その外郭団体。それから民間団体ありますよね、ロータリークラブとかライオンズクラブとか青年会議所とか。そういう団体を得て、力を協力を得て、これをまた運営するとか、それからPRをどのようにされるのか。そういう予選の段階で見たら、あの広い会場に10人か20人の方々がぼつんとおられるような状況で、これで市民が納得するのかというような、この税金の使い方に納得するのかというふうなことも質問させていただいたのですが、そういう点踏まえてどのように検討されたか、それもちょうとお聞かせ願いたいと思います。来年度はどのようにされるのか、ち้อยとお聞きしたいと思います。

それから、127ページ、こども会育成事業ですけど、これも決算のときに質問させていただきましたけど、今、安全、安心の地域づくり、学校づくりということで、いろいろ質問の中で一番子どもたちと身近に接するのは、これはこども会なんですね、校区育成会とかこども会なんです。そういう組織がだんだんだんだんこの弱体化していく中で、毎回毎回、私、こども会の顧問しておりますので、その中であなた方、ご両親また親御さんだけで子どもたちを守れるか、守れないでしょ、やっぱしこういうこども会とかそういう組織があって、子どもたちをバックアップして、子どもたちをたえずたくさんその子どもたちに対する目の数が多いほどいいんであって、だから、そういう点でみんなでこの子どもたちを見守っ

ていこうやないかということで、そういう形でいつも言うんですけど、しかし、現実はどうだんどうだん弱体化してきております。そういう点ですね、来年度どういう形で、これを支援されていくのか、お聞きしたいというふうに思います。

それから同じく127ページ、青少年団体育成事業。

これもボーイスカウトとか、そういう団体に対して育成するという事業なんですけど、それもそういう点、同じような点で、もっともっとそういう組織が増えていくという形が非常に大切だと思いますんで、そういう点もお聞きしたいというふうに思います。

それから、131ページ、図書館協議会運営事業なんですけど、一応この内容、大体わかりますけど、来年度どういう形でされるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、132ページ、図書館施設管理事業、昼間管理業務委託料ですけど、お昼の管理委託料ですけど、この昼間の管理委託料というのはどういうことをされるのかということをお聞きしたいと思います。

それから同じく132ページ、図書館運営事業の図書購入費なんですけど、図書の選定、いろいろあると思います。司書の方々がそれなりの資格を持った方々がいろんなジャンルから図書を集めて、こう図書館に配置されておられますが、私も先日、図書館に行ってきたして、非常にある面では充実した図書が揃っているなというふうに思います。

ただ、前回で私、平成14年か15年の決算のときに、質問させていただきました。そのときに非常に問題の図書があるんじゃないかということで、子どものそのコーナーのところに非常にそのあの

ときは悪い警察と闘う本ですかね、そういうのがあります、内容見ましたら、明らかにその活動家の書いた本で、警察官は悪というふうに定めて、そういう形の赤塚不二夫さんの漫画をあれをして、そういう本があつてけしからんやないかということで質問させていただきました。

今回も、私、市立図書館へ行ってきまして、ずっと図書館を見ておりましたら、子どものコーナーに漫画本のコーナーに「天才の証明谷岡ヤスジ傑作集」がありました。私は、この谷岡ヤスジの漫画非常におもしろいなと思うんですけど、非常に性的な露骨な面がたくさんあるんです。そのまた間違った性描写がたくさんあるんですね。大人は十分理解できますけど、子どもには理解できないことがたくさんあると思います。これ、子どものコーナーにあつたんですね、こういうものがね。こういうようなことがね。だから、こういうのが何で子どもの図書のとこにあるのか。司書とかそういうこの職員の方は、どういう観点でこういう本が子どものところにあるのか、そういう点も踏まえてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、135ページ、地区市民体育祭実施補助事業なんですけど、非常に地区体育祭、我々、私は西校区なんで、西校区の体育祭非常に充実して素晴らしいものになってるんですけど、ただ、地域によって違うんですけど、非常にその中にもちょっと派手過ぎるん違うか、摂津市の逼迫した財政状況の中で、これだけいろんな商品、いろんなものを大判振る舞いやっているが、これでいいのかというような市民の方もおられるわけがあります。

そういう点から、これ来年度、予算づけたたくさんされておるわけですけど、そ

の点どういうふうに使われているのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、同じく135ページ、市民ニューススポーツのつどい事業ですけど、ニューススポーツ、新しい事業やるというんですけど、これどういうようなことをやるのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、137ページ、鳥飼体育館管理運営事業なんですけど、そこにちょっと市民から鳥飼体育館にそういうトレーニングするいう機械がないというふうにお聞きしまして、味生体育館にはあるのに、何でその鳥飼体育館はないのかということがあつたんで、地域的バランスを考えて、なぜないのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、これちょっと一般質問的になるんですけど、小学校の修学旅行の件なんですけど、これも毎回質問をさせていただいております。来年度はどのような形で、展開されるのか、実行されるのかということをお聞きしたいと思います。

それから最後に、入学式の国旗、国歌についての対応ですけど、先日、他の委員からも質問がありましたけど、全然違う観点から質問したいと思います。

昨日は、16年度の卒業式があつて、我々も行かせていただきました。以前から考えたら非常にこう厳粛に卒業式が行われてるなというふうに感じたわけですけど、起立をされておる方が多いんですけど、あれ国歌斉唱というふうになっておると思います。歌を歌っておられる方がほとんどないような状況、私は歌いましたけど、子どもたち、教職員はほとんどといっていいほどないような状況でして、そのことに関してどういうふうに使われるのか。また、来年度その17年度

の入学式ですね、それはどういうふうに対応されるのか。

また、予行演習の段階で、ちゃんとそういうセレモニーとして、その起立して国歌斉唱という形を、もう毎回これ質問させていただいておりますが、入れられているのかどうか、その点も踏まえて質問したいというふうに思います。

○山本善信委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 まず、教職員厚生会の補助金についてのご質問でございます。教職員厚生会補助金につきましては、一応、構成員が学校の教職員、それと定数内講師、それと障害児介助員等になっておまして、平成17年度の場合は、予算では一応480名、1人当たり4,000円の補助でございます。

この4,000円につきましては、本人負担の4,000円と同額の補助ということで規定いたしております。

それで、事業内容でございますが、共済事業として、死亡弔慰金等の給付、それから福利厚生事業といたしまして、人間ドッグ、風疹、ワクチン等の助成。それと芸術鑑賞といたしましての助成、それと3番目に文化事業といたしまして、自己研修のための資料収集等の助成、あるいは文化ホール等の催しもの紹介幹旋等を行っております。

それから2番目のご質問で安全対策の中で、地域との連携についてのご質問がございました。それで今のところ私どもで把握してる範囲でございますが、自治振興課が所管いたしております地域セーフティパトロール隊、これが千里丘校区をはじめ、全市内で4校区結成されておまして、もともと趣旨としましては、防犯ということでございますので、夜間のそういったパトロールをされておりましたが、やはり副委員長おっしゃいまし

たように、子どもの安全というふうにも最近目を向けていただいております、例えば摂津校区では、昼間の主に主婦の方等が下校時の見回り活動等もはじめていただいと。

また、別府の方でもそういう見守り活動のための組織づくりが今あるというふうに自治振興課の方から報告を受けております。

それから、環境教育に伴いまして、施設等のヒートアイランド傾向に対応する緑化等のご提案ございました。それで今現在、私どもが行っております、その学校の緑化につきましては、大阪府から緑化樹の寄附がございまして、そういうのを過去、大体3校から4校の規模で行っております。

最近では、16年3月4日に千里丘小学校で204本、それと柳田小学校で50本、4中で176本、これは低木、高木がございまして、そういった形の大阪府からの現物給付ということで、私どもの公園みどり課を通じていただいている分がございまして、過去4年間調べますと、大体12年から15年度にかけてまして、低木、高木で1,084本ほど寄附を受けてまして、それぞれの学校で植栽して緑化に努めております。

17年度の取り組みといたしまして、そういった分以外に、例えば公園みどり課では、フェンスの立体植樹ということで、ヘデラというツタ性の植物を学校のフェンス等に植えることによって、それを植樹をやりたいということのちょっと申し出がありますので、そのあたりの検討。

それと、これは自治会からの申し出ございまして、鳥飼小学校の鳥飼下親和自治会の方から学校の用地の一区画が隅でしたので、あまり活用できてないので、

そこを緑化花壇等に活用したいというふうな案がありましたので、それも公園みどり課の方と協議しまして、公園みどり課の花いっぱい助成の中で苗等は緑化推進協議会の方から寄附いただけるということで、それを使いまして、そういう緑化にも努めると。

そういうことで、ご提案いただいたいろんなことも含めまして、学校の緑化に今後も努めてまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 木下課長。

○木下生涯学習課長 生涯学習の推進計画につきましてでございますが、平成8年3月に生涯学習の推進計画を策定いたしまして、目標年次が平成17年度末でございます。そのために平成17年度中に広く市民及び学識経験者の方々の意見を聞くために、策定委員会を開催する予定をしております。

その策定委員会の中でのいろいろなご意見を参照し、またこの10年間の実績なり、また達成に至らなかった部分等ございますが、それらを参考にした形での第2次の生涯学習の推進計画の策定を計画をしております。

それと、音楽祭でございますが、昨年の決算審査のときにもご指摘もございましたが、来年度につきましては、例えば、企業のお力を借りるにつきましては、印刷物に対してご協力をお願いするとか、PRにつきましても音楽連盟を通じて、いろいろ摂津市内の音楽関係の団体等にPRを強化していきたいと思っております。

それと、次年度につきましては、今検討をしておりますが、予選通過者の方々にご協力をお願いして、本選の終了後、秋以降になりますが、小学校ないし中学校

で、その方たちによるコンサートを計画を今現在しております。

ちなみに昨年の音楽祭を実施いたしました予選3日間における入場者数は延べでございますが、273人来場いただきました。

それと、本選につきましては297人の入場者数が実績としてカウントされてます。これにつきましては、音楽連盟等のご協力にもよって、市内の方々の来場だというふうに理解しております。

それと、こども会の育成に関することでございますが、確かに今現在、こども会の加入率は61%ではございますが、昨年来、例えば育成者宛に啓発の文書、それにはこども会加入によるメリットを説明した文書を発送並びに8月には自治会を通じて、それぞれこども会に関するアンケートなりを実施いたしました。

やはり10のこども会については未加入ということでございますが、そのこども会の未加入のところにつきましても、自治会の中でそれぞれ活動をしておられるというご意見も聞いております。

ただ、未加入のこども会につきましては、摂津市こども会育成連絡協議会の行事案内とか、市役所の行事案内等につきましては、今後ともそれぞれ案内をさせていただきたいと思っております。

それと、それに関する部分でボーイスカウト等の社会教育の青少年関係の団体の育成でございますが、今現在、ボーイスカウトは摂津市で3団、ガールスカウトで1団ございます。それもこども会と同様、育成強化につきましては、例えば、教育委員会、いわゆる生涯学習課で行うような事業、例えば子どもフェスティバルにつきましても協力要請をお願いするとか、いろんな形で接触する機会を設けて、青少年の団体の育成に努めてま

いりたいと思っております。

○山本善信委員長 田川課長。

○田川学務課長 まず、交通専従員にトランシーバーを携帯して、学校の登下校時の安全を確保してはというご質問でございますけれども、交通専従員につきましては、本来、信号機のない交差点で通学路になっているところに専従員を配置して、通学の安全を確保するということがまず第1の目的でございます。

これまでも市の賃金による方とシルバーの委託で実施してまいりましたけれども、17年度は一応、シルバー人材センターにすべて一本化して委託して実施を予定しております。

交通専従員にトランシーバーを携帯していただいて、児童が危険な場合の通報、連絡等当たらせてはということなんでしょうけれども、このことについてはまだ、教育委員会総務課が中心になって、学校の安全につきまして、いろいろと施策を行っております。施策について、二重三重に行うことは、より安全を高めるということで必要かと思っておりますが、今後そういうことが指導員に業務として、また追加してできるのかどうかにつきましては、シルバー人材センターあるいは教育委員会総務課とも協議して、研究してまいりたいと考えております。

それから、民族学校に在籍する児童に対する扶助費をなぜ支給するのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、昭和57年4月1日に施行しました摂津市民族学校に在籍する児童等に係る就学援助に関する要綱に基づきまして、通常の就学援助に準ずる扶助費を支給いたしております。

この要綱では、民族学校の初級部あるいは中級部に在籍するもの、経済的理由で就学困難な児童等に対して学用品等を

援助するということになっておりまして、同じように就学援助を実施いたしております。

それから、全国市長会の学校災害賠償補償保険についてでございますけれども、この市長会保険に加入いたしておりますのは、日本スポーツ振興センターが実施しております学校災害共済の上乗せの保険ということで加入いたしております。通常の学校でのけがとか、あるいは病気等につきましては、日本スポーツ振興センターの保険で本市の負担医療費につきましては、支払いをさせていただいておりますけれども、入院等が伴うようなけがとかあった場合については、この市長会の保険で入院費用等を負担させていただいております。

それ以外に、この保険といたしましては、市が設置管理する学校施設の瑕疵等で事故が起きた場合についても補償するということになっておりまして、お1人当たり139円4銭ということで、保険料も安くなっておりまして、この保険で現在のところは加入し、日本スポーツ振興センターの保険でカバーできないところをこの保険でカバーをさせていただいております。

○山本善信委員長 大路課長。

○大路学校教育課長 まず、不登校の原因のことについて、お尋ねございましたので、お答えしたいと思います。

渡辺委員の方からもありましたけれども、摂津市が不登校が多いということは事実でございますが、1番ではないということだと思っておりますので、多い市には属しておりますけれども、必ずしも1番ということではございません。

それから不登校についての精査の仕方によりまして、やはり私どもの市は子どもが授業するときに病気がちであるとい

うことについても、その精査をしたときにこれは不登校につながるのか、家庭の状況から不登校であるというふうに考えたときには、そういう形でもカウントしておりますので、数そのものについてはやはり多いということは事実でございます。

そして、原因でございますけれども、不登校はその原因につきまして、遊び、非行、無気力型の不登校であるとか、それから情緒的な混乱による不登校であるとか等さまざまな要因によりますので、その原因に従った対応が必要であるというところでございます。

その点から考えますと、摂津市の上がってくる不登校のお子様は、やはりタイプのいいますと、遊び、非行、無気力というような分類なり、家庭の方からの協力が得られない方が若干やはり多いように感じております。

特に小学校の場合ですと、遅刻や欠席が家庭の協力が得られないことによって、不登校になるというようなこともございますので、平成17年度家庭、学校の支援連携モデル事業等で実施するように、家庭の教育機能の低下を学校の機能を最大限に利用して支援をしていくという方法が不登校の減少には有効であるという認識のもとにこの事業については、全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、教科書の採択の件についてお答えをしたいと思います。4点ございました。

まず、諮問の内容でございますが、教育委員会が今回この諮問については、教育委員たちがその内容について適切に諮問をいただくというふうに理解しておりますが、基本的にはやはり採択の権限が教育委員会にあるということを改めて

ご確認をしていただきたいことと、調査研究についての方法等について、具体的な指示をしていただければというように考えてございます。

2点目に、選定委員が教育委員会の方にする答申の内容でございますが、これにつきましては、調査員による調査研究報告書をもとに、選定委員会で検討を加えて、それぞれの教科書会社各社のすぐれた点を列記をするものでございます。

そして、学校意見書、研究会の意見書等を参考意見ととして取り扱って選定委員会で論議をしていただきます。

また、教科書展示会にも意見箱を設置をして、閲覧者の意見を書いていただく形もとりますので、そういった意見も参考意見として取り扱わせていただきます。

そうして、各教科書会社全社について答申をして、順位づけはしないということでございます。

続きまして、市民の意見、学校の意見書等の公開の件でございますが、学校の意見書、また研究会の意見書については公開をする予定でございます。

市民の意見につきましては、非公開とさせていただきますと考えております。

それから調査員の報告の内容でございますが、これは府の教育委員会が示す選定資料に準じた共通の観点に加えて、各種目について、摂津市としての独自の観点を設定をします。

そして、学習指導要領の目的をよりよく達成するため、本市生徒の実情も勘案し、各教科における専門的な立場で調査研究を行い、各社、各教科書会社という意味ですが、各社のすぐれた点を観点ごとに評価をしていただきます。これは全社調査を行い、全社の報告を求めます。順位づけはございません。教科書採択については以上でございます。

続きまして、指導力不足、学級崩壊の件でございます。

学級崩壊は、私どもの調査では、学級がうまく機能しない状況という言葉を使って調査をしますが、現段階では上がってきておりません。ございません。

そして、指導力不足の教員につきましては、この間、本会議また文教委員会でもご論議があったというふうにお聞きしておりますが、そういった指導力不足教員につきましては、段階としてまず学校での校長、教頭を通じての改善に向けての校内指導をしていただきます。

そして、経過観察、改善に向けた指導を校長、教頭を中心にして行い、校内で研修を積んでいただきます。改善が見られましたら、それでまた復帰ということでございますが、改善が見られない教員への対応につきましては、市の教育委員会、教育研究所また府の教育委員会とも連携をし、さらに研修を踏まえ、今後のことについて十分に対応を考えていきたいというふうに思っております。

続きまして、4点目に環境教育の件でございます。

環境教育につきましては、児童・生徒みずからが地球規模で生じている環境問題について考え、環境の保全やよりよい環境の創造に向けて、身近なところから具体的に実践する態度を身につけるように努めるということでございます。

その際、環境教育は多く教科の内容にかかわることでございますので、総合的な学習の時間を積極的に活用するなど、教科の横断的、総合的に推進する体制を確立するよう学校の方、指導をしてまいります。

実際の環境教育でございますが、主に摂津市内で現在取り組んでおるものでは、財団法人省エネルギーセンターというと

ころが主催しております省エネルギー教育推進モデル校に、市内の小学校在2校受けております。

平成15年から平成17年度までの3年間、省エネ学習プランを作成をし、実施する。また、学習会や事例発表会を開催を行う等。

3点目に、省エネナビという電気消費量や電気代を測定する装置をその2校につけさせていただいておりますので、そういったものを見て、毎日学校の電気消費量をチェックして、電気の節約について考え、それを学校及び家庭へ広めていくというような内容で、省エネルギー教育推進モデル校2校が現在、取り組んでおるところでございます。

続きまして、すこやかネットの今後のことについてお答えをさせていただきます。

すこやかネットは、教育コミュニティという地域づくりの推進組織でございますので、子ども同士、子どもと大人、大人同士が交流して、そのそれぞれの地域社会に顔と名前が一致する人間関係をつくる活動ともいえます。

ですので、こういった事業の定着には10年ないし20年というような長い規模で考えていく取り組みという理解をしております。

そこで、今後につきましては、実際に働くように組織や活動を精査し、見直すべきは見直していくという観点。

2点目に、やはり活動を広く地域の皆さんに理解をしていただくために、定着した活動となるように考えていきたいということが2点目。

そして3点目は、やはり財源の問題で、府の方から補助をいただいておりますが、6年間で終了しますので、自主財源を確保するというようなことも必要になって

こようかと思っております。

続きまして、道徳教育についてでございます。

道徳教育につきましては、予算概要に載っております道徳教育の団体は、大阪府中学校道徳教育研究会という研究会組織が、今まで大阪になかったものの、全国に全部ではありませんけれども、大阪にはなかったものについて、設立準備に入るといふことで、代表の方がお越しになりまして、それについての補助という形になっております。

小学校には既に道徳教育研究会が府に設けられておいて活動もございましたが、中学校の活動について、さらに充実をしていくということで中学校道徳教育研究会が設立をされました。

そうしまして、摂津市の道徳教育の方向、方針ですが、特に道徳教育は、現在、3点の内容で重視を考えております。

1点は、体験活動等を生かした心に響く取り組みであるということ。

2点目は、家庭や地域の人々の協力による開かれた取り組みであるということ。

3点目に、未来に向け、みずからが課題に取り組み、ともに考える取り組みであるということ。

こういった3点を重視した道徳性を養う道徳教育にさらに取り組んでいきたいと考えております。

なお、この3点につきましては、人間基礎教育と言われる中身にも重なる部分がございますので、学校現場では道徳教育の充実、心の教育という言い方をする場合もございますが、心の教育の充実に一層取り組むということでございます。

続きまして、卒業式の件でございます。

委員ご指摘の国歌の斉唱の件でございますが、教育委員会といたしましては、引き続き卒業式、入学式における国旗掲

揚と国歌斉唱につきましては、学習指導要領に基づいて行っているものであり、子どもたちに対しては定められている内容を指導するという公教育の場にある教育活動でございます。

国歌「君が代」につきましては、指導要領におきまして、いずれの学年においても指導することとされておりますので、今後も予行演習も含めて、いずれの学年においても指導することとすることを校長会、教頭会を通じて、音楽科において適切に取り扱われるよう指導していきたいと考えております。

そして次に、学校現場におきます安全管理の点でおきます実地訓練の、防犯訓練の件でございますが、このことにつきましては、寝屋川市立の小学校の殺傷事件で各学校に危機管理マニュアルということの再点検等、平成17年度につきましては、その危機管理マニュアルの見直し、点検を行うことによって、関係機関との協力を得て、児童・生徒を含めた学校全体での実地訓練を全幼稚園、小中学校で統一した日に実施をするということを現在考えております。

○山本善信委員長 西村室長。

○西村人権同和教育室長 一つ目の教職員による人権侵害での処分にかかわってどのように防止、指導していくかということについて、ご答弁申し上げます。

今年度、府の教育委員会の方からも大変不祥事が多いということで、重ねてこの間、通知がまいております。飲酒運転、あるいは個人情報漏洩、あるいは体罰、セクシャルハラスメント、中には、刑法犯に類するようなものも含まれてたということで、これは非常に我々も重大な問題であるということでの指導を強めてまいりたいと思っております。

特に、渡辺委員ご指摘の直接児童・生

徒にかかわってということにはセクシャルハラスメント、体罰という部分が含まれるかというふうに思っております。

これはもちろん、ある意味では基本的な教育そのものが否定される事柄でありまして、これまでも事あるごとにさまざまな通知や校長会等として指導もしてまいりました。

セクシャルハラスメントにつきましては、特にここ数年、何がセクシャルハラスメントに当たるのかということも含めて、基本的な認識も含めて、各学校で全教職員を対象として、必ず資料の読み合わせであったり、全体に必ず全教職員に周知徹底するようというところで、指導してまいったところでございます。

特に大事なことは、個々人の教職員の自覚ということが前提ではございますけど、管理職も含めて、日ごろの日常における点検、自己規制ということが大切だろうというふうに思います。特に、やはりそういう不祥事を生み出さない雰囲気、秩序という意味で、例えば、そういう認識のやっぱり甘さというのが常にチェックされなければならない。

例えば、飲酒運転につきましても、少々酔いが覚めてるからいいだろうとか、ミニバイクだから構わないのではないかというふうなやっぱり認識の甘さが、やはり結果として、そういう不祥事を生み出す背景になっているということで、これはセクハラにおいても、体罰においてもこの程度なら親しみという表現ではないかというふうな、やはり認識の甘さという部分が一つにはないかということで、全教職員でチェックをするということで、先日も府の教育委員会の方から不祥事防止、予防に向けて、自己点検、チェックリストという、これ冊子が届きまして、これを各校、全教職員で周知徹底するよ

うにということで指導をしてまいったところでありまして。

今後とも機会あるごとにその指導は進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、二つ目の拉致問題にかかわって、人権侵害の中に入れるべきではというふうなご指摘にかかわってでございます。

先日、私が安藤委員のご質問にかかわって、人権教育の中の同和教育にかかわっての紹介をさせていただいた事例は、平成12年度に制定されました人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいて、その基本計画というのが平成14年3月の閣議決定で、その人権教育啓発に関する基本計画が策定されました。したがって、平成14年3月時点での当時の認識ということで、渡辺委員ご指摘のように広い意味では犯罪被害者及びその家族の人権問題に関するということであるということでも入るかも知れませんが、これは3年前の時点ということで、現時点で拉致問題が重大な人権侵害であるということは認識しております。

○山本善信委員長 大路課長。

○大路学校教育課長 修学旅行の件について、これまで修学旅行の行き先等につきましては、校長会におきまして、十分に保護者に説明を行い、保護者の意見を聞くように指導を行ってまいりました。各学校におきましては、修学旅行の説明会の場、またPTAの運営委員会の場などにおきまして、修学旅行の内容につきまして、丁寧に説明を行うとともに、保護者の意見を聞くことを行ってまいりました。

今後、教育委員会といたしましては、学校に設置いたします学校協議会におきまして、また学校教育自己診断という内容につきましても、学校行事等についての項目も含めて保護者の皆様の積極的な

声を学校に反映できるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

○山本善信委員長 井上館長。

○井上市民図書館長 図書館に関しまして答弁いたします。

図書館協議会につきましては、図書館の運営に関しまして意見を述べる機関ということでございまして、今年度につきましては、子ども読書活動推進に関する計画というのがございまして、それに関する意見を聞かせていただきました。

来年度につきましては、今のところまだはっきりと決めておりませんが、この委員会でもご質問がありました図書館サービスの充実ということで、特に千里丘地区での図書館サービスについて、ちょっとまたご意見をお聞かせ願いたいというふうに考えております。

それから2番目の昼間管理業務の内容につきましてはですが、これにつきましては、図書館が休館中の間に返された本、その返却本の整理、あるいは図書館館内の巡視、巡察。そのほか自転車置場の指導であるとか、植木の水やり等をお願いしております。

それから最後の問題でございまして、児童書コーナーの中でふさわしくない本があるというご質問でございましたが、この点につきましては、私、図書館に来たときにその問題に気がつきまして、すぐに職員に対して指示し、私自身も一緒に見まして、児童書から一般書の方に移しかえを行いました。その後、去年、今年につきましても同様に職員に対してはそのようなことがないように指示をいたしましたが、私自身は見ておらなかったんで、その点が悪かったと思います。ですから、職員任せにしたことによって、ちょっと問題があったと思いますんで、帰りまして、私自身また見まして、一般

書の方に移動するようになりたいと思っております。

○山本善信委員長 山下次長。

○山下生涯学習部次長 まず1点目の地区体育祭の補助金の考え方でございますけども、地区体育祭につきましては、小学校区ごとに地域の自治会、老人会の関係団体等の皆さんのご協力によりまして、実行委員会を立ち上げていただき、平成3年度から行っていただいております。

地区市民体育祭にかかわります補助金につきましては、市全体の補助金の見直しで、平成14年度及び平成15年度の2年間で5%ずつ削減させていただいたところでございます。

補助金の減額につきましては、平成14年度に自治連合会から補助金の確保の要望も出ておりますことから、その趣旨につきましては十分認識をいたし、深く受けとめておるところではございますけども、本市の厳しい状況に、本市の極めて厳しい財政状況等を考えますと、今後におきましても市全体の補助金の見直し等を含め、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、ニュースポーツの集いの事業の中身でございまして、この事業につきましては、体育指導員協議会に事業委託をいたしております、平成17年度の事業内容でございまして、ゲートゴルフ、キンボールなどの開催を小学校区の3校区等で実施していただく予定をいたしております。今後におきましても、体育指導員の方々にニュースポーツの開発指導をしていただくようご依頼申し上げていく考えでございまして。

続きまして、3点目の鳥飼体育館のトレーニングのご質問でございまして、今現在、本市では味生体育館、鳥飼体育

館にトレーニング室を設けております。鳥飼体育館のトレーニング室につきましては比較的利用しやすい器具を設置いたしております。

そういう関係上、指導者等は置いておりませんが、味生体育館につきましては、多種の機種を設置いたしております関係上、トレーナーを置いて実施いたしておりますのでございます。

○山本善信委員長 山下次長、地区体育祭の問題で、かなりこう商品なんかで派手になってる傾向があって、そういうことについての考え方、ことしの17年度でどうするのかということの考え方を聞かれていますので、その点についてお答えください。

山下次長。

○山下生涯学習部次長 この地区体育祭につきましては、各実行委員会の方で実施していただいておりますので、あくまでも各校区の方でいろいろと企画運営されておられる中でございまして、行政がそこまでお話をさせていただくということにつきましてはどうかということ、私ども今現在思っておりますのでございます。

○山本善信委員長 渡辺委員。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 安藤委員。

○安藤委員 今の渡辺委員の質問の中で、拉致問題に関して、人権教育の中で拉致問題に含まれるという中で、先日、私の方が人権教育について、どういうものなのかということでご質問した答弁で、平成14年のときのやつだというふうなお話がありました。人権教育、私、ご質問したのは、今までの歴史的な経過なども含めていろいろお聞きしましたが、今までの人権教育がどういったものかも含めて、今、人権教育というのはどうい

ものなのかということをご質問したわけであって、平成14年のそのときに決まったものを説明していただいたというのであれば、非常にちょっと私としては納得できないなという思いがあるんです。

いろんなときの経過のもとで、摂津市の教育委員会としての人権問題の中でこういった問題があるよと、こういったことも考えてるんだよという新しい話として、今、お話をされたのであれば、改めて前回のときの答弁と、今現在の状況ときちとちと整理していただいて、もう1回あの答弁を調整していただけたらなというふうに思います。

○山本善信委員長 今の安藤委員の議事進行に対して、本会議での教育委員会からのご答弁、安藤委員とのやりとりの中での答弁等について、若干こう整合性に我々の方で理解ができにくいところがございまして、その点について答弁、今の渡辺委員に対する答弁について、先日の委員会で行われたときの答弁との整合性のある答弁をしてください。もう一度ちょっと答弁し直してもらいましょうか。

暫時休憩いたします。

(午前11時45分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○山本善信委員長 それでは、午前中に引き続き再開します。

午前中に安藤委員の方から議事進行が outcome、この点につきまして、理事者の方から答弁を補足していただきたいというふうに思います。

西村室長。

○西村人権同和教育室長 補足答弁をさせていただきます。

先般、人権課題の例として引用いたしましたものは、平成14年3月に出版された人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を進めるための国の基本計画につい

てであります。この国の基本計画を踏まえて、本市の平成16年度の教育方針の人権教育の概要について説明したものでございます。これが本市の人権教育についての最新の考え方であります。

○山本善信委員長 それでは、渡辺委員。

○渡辺委員 それでは2回目の質問をさせていただきます。

まず初めに、教職員の厚生会の福利厚生の内容の補助金ですね。もちろん健康管理の人間ドッグ等、そういう形の補助金はわかるんですけど、例えば、芸術鑑賞とか、それから娯楽的なものに対しての補助金もあるということで、これは先日、大阪市でも非常に問題になった点ですね。

そういう形の従前から取られておられたというには、それなりに理解できるんですけども、このような財政状況の中、そういう娯楽的なそういう補助に関しては、これはやっぱりちょっと考えを改めてもらわなくてはならないん違うかなというふうに思いますんで、大阪市のあの状況もひどい状況でしたけど、あれ、やっぱり市民、マスコミ等で物すごく叩かれておりました。

例えば、いい絵画を見るときか映画を見るときか、すばらしい劇を観劇をするということに関しては、これは当然その教育をする立場からして必要かも知れませんが、そういうのは身銭で行くものというように私は認識をしておりますんで、その点どうかなというふうに思いますんで、ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

それから、安全対策ですけど、非常に積極的にやられて、その全般的にそういうその訓練もされているということでございます。

子どもたちの安心、安全を守るという

のは、これ最優先してもらわなあかんで、その点はですね、より他市より抜きんで、そういうことをやっておられるというのはよく認識しておりますので、より充実されるように、これ要望しておきます。

それから、交通専従員のことにしてもそれぞれ一つのシフトは外れるかも知れませんが、そういう面も踏まえて、一遍、協力願えるようでしたら協力を願って、そういう形でこう取り組んでいただきたいというふうに思いますので、これも要望しておきますので。

それから、教育相談の事業の不登校のことですけど、例えば、よく不登校のこと、私も保護者の方からご相談をいただくんですけど、その中で、そのやりとりの中で、その家庭教育に家庭の中での問題も多いなというふうに感ずるんですけど、しかし、その保護者の中には、学校の先生の対応によって子どもたちは不登校に陥ったというふうな考え方を持った保護者もおられるんですね、たくさん。

そういう点で、そのどのようこの認識されておるか。お互いにお互いが責任を擦り合うというような状況というのは、これ決して子どもたちにとってよくないんで、当然、その学校等も責任を感じられとるというふうに思いますが、その点ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

それから、すみません、1件ちょっと抜けておったんで、申しわけないですけど、教科書採択事業の、教務用品支給事業の中で、新3年生の副読本の購入というふうにあるんですけど、その副読本とはどういうものか、ちょっとお聞きしたいと思います。110ページの概要の中にあります。

それから、110ページ、同じく教職

員の指導力についてですけど、これはもう本当に毎回毎回これ委員会等で質問がある中で、非常に教育委員会として苦慮されておるといのがよくわかりました。いろんな研修やら指導を行っておるといふふうに、先ほどご答弁いただきましたんで、やっぱりそれが一番子どもたちが、指導力不足の先生に教えられる子どもたちというのは、これ被害者ですんで、そういう点は、しっかりとまたそういう指導力不足の先生に対しては対応を充実させていただきたい。これ要望しておきます。

それから、この全日中近中道德教育研究会の分担金、これはまあまあよくわかりました。

心の教育という形の呼び方をされるんですけど、あくまでも私は道德という形で教育をこれから推し進めていただきたい。道德いうのは決して封建的な言葉じゃない。我々、日本人が歴史の中で培ってきた大切な一つの生き方の一つの法則というふうに思いますので、その点はしっかりとお願いしたいというふうに思います。

それから環境教育なんですけど、そういうふうにして、授業の中で環境教育を取り組んでやっておられることをよく理解できましたんで、さらに京都議定書の発効も至ったわけですから、それも推し進めていただきたいと思います。

それから、学校の先ほど馬場次長の方からご答弁あったんですけど、その校舎の校内のこのいろんな所での緑化いうのはわかるんですけど、例えばその東京でやられとるいうのは、結局、そのクーラーを使わんと、全体的なその建物の温度を調整するために屋上の緑化いうことを言われとるんですね。屋上を緑化することによって、やっぱり二、三度は温度が違うというふうに聞いて、東京もそういう

形で義務化するという形を取っておられるわけで、できましたら構造上の問題は僕は非常に難しいというふうに思うんですけど、その構造上の問題はあるんやけど、その校舎内にそういう緑化いう形をとって、そういうその温度を下げっていく、そういうような考え方はないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、地域教育協議会の今後、これもよくわかりましたんで、これは10年、20年のスタンスでこれから取り組んでいくいうふうに言われておりますから、これもやっぱりそういう形で、すべての面にわたって、こういうことは必要ですんで、強力に押し進んでいただきたいというふうに思います。これも要望しておきます。

それから、教職員の人権問題、研修事項の中の教職員による人権侵害についてですけど、その学校内で監視体制は取れないのかということですね。例えば、性的な虐待とか、そういう暴力行為をされる方いうのは、突発的というより何らかのこのこれ習性あるというふうに私は思います。何らかのこのその問題が、積もり積もってそういう大事件に至るといようなことは、私は推測できるんで、そういうことは学校内で教職員の間でそれなりにこううわさなり、それなりにこう問題になつとるというふうに思いますんで、その時点で何らかの対応をされるということが、これ望ましいというふう思うんです。

従前からその学校というものは、これは先生方、おられるんで、よくご理解できると思うんですけど、これ学校の内部のことはもうできる限り外には出さない。学校の中で処理しようという考え方を持っておられることが多いと思うんですけど。ただ、それで処理できたらいいんですよ。

しかし、やっぱり処理できないこともあると思うんです。

そういう点で、いざ事件になってしまって、またその間に子どもたちが被害を受けるわけですから、だからそれを事前に防ぐためにも学校の先生方、その校内のその先生方できちっとした監視体制を持って、そのことに対して問題を指摘して、それは教育委員会に相談したり、そのいろんな機関に相談しながら、事前にその摘み取るという、そういう目を摘み取るということが必要だというふうに思いますんで、その点もちよっとご答弁いただきたいというふうに思います。

それから、拉致問題の件ですけど、私、決算の段階でも拉致を一つの人権問題として扱うべきだというふうに教育の現場で扱うべきだというふうに言っておりましたんで、17年度は、どういう形で、その拉致問題を人権問題として取り入れるか。

例えば、難しいことはわかるんです。在日朝鮮人の方がおられたときに、その辺の非常に方々とのその関係があるので、なかなかその点ストレートに教えにくいのは、事情としてわかるんですけど、しかし、これは国家間の大変な問題になって、これは国連とか、それから国際的に相当なこの重要なポイントを置かれておることであるんで、その点を17年度はどういう形で具体的にその拉致問題を教育の場で教えるかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、就学援助事業のその民族学校に在籍する児童に対する扶助費ですけど、これ昭和57年というのは、これ革新市政のときであって、非常にそういう点、その今の状況とは違とるわけでございまして、私としたら朝鮮学校中級部初級部というのは、日本の文部科学省には

一切関係のない、そういうものを一切受けないという一つの前提で独自でやっておられるその施設というか学校というか、そういうものだというふうに思いますんで、それでわざわざ財政が苦しい中、この摂津市が扶助費を出すというのは非常に道理に合わないというふうに思いますんで、その点ちよっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、全国市長会のこの例の災害補償の保険料なんですけど、これスポーツセンターに入って、そのカバーするためにそこにも入っているということで、それはその理屈あるかも知れんですけど、その摂津市の子どもたち、例えば摂津市のそういう学校とかいろんなことを踏まえて、何がベストかいうことを最初に議論せなあかんで、みんながやっとなるからそこへ入って、みんながやっとなるからそういう形にするというような方法、その入り方というのは非常におかしいわけであって。皆さんそれぞれ約款をきちっと読まれたかいうことですか。多分、読まれてないというふうに私は思います。

そういう点で、この非常にみんながやるからという形の保険の入り方というのはおかしいし、その点ちよっともう一遍、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから次に、生涯学習推進計画策定の事項なんですけど、理念を知りたいんです、理念。ずっと今までからやっとなるけど、その理念がわからへんのですね。その点ちよっとご答弁をお願いしたいと思います。

それから、摂津音楽祭開催事業ですが、これね、私は何回もこの摂津音楽祭のPRとか、このような状況でいいのかということで、これ質問させていただいております。その中で、音楽連盟を通してPRしとるけど、それで延べ200何人で

すか。そんなことで、あんたPRいえるんかな。私が質問しておる内容全然その理解してないん違うかな思って。

そんなら聞きますけど、17年度、企業の力を借りていくいうてご答弁いただきましたけど、ほんなら例えばどういう形で企業の力を借りていくのか。どのぐらいの予算を企業から、もしか予算的に協力してもらうんやったらどのぐらいの予算を見込んでいるのか。具体的に聞きたいと思えますし、それから、小学校とかその辺に対してのコンサートはわかるんですけど、その音楽連盟が、音楽連盟にほんなら任せっきりでいいのかいうPRの方法は。摂津市独自で今までのPRの方法はあかんねんやったら、やっぱりそこでいろんなPRを考えていくわけでしょう。それはないのかいうことですわ。その点ちょっとご答弁お願いします。

それから、こども会育成事業なんですけど本当に今、こども会が風前の灯火になっておる地域もあるわけで、比較的、鳥飼方面は何とかその維持できてる状況ですけど、小学校の入学式とかそういうところに非常のPRに行ったり、また幼稚園とか保育所に対してPRに行ったり、あらゆる点でPRするということ、これ必要になってくると思えますんで、もっともっとその皆さん、汗をかいていただきたいと思えます。努力していただきたいと思えますんで、その点、これは要望しておきます。

それから、青少年健全育成育成事業、これも同じような意味で一生懸命PRして、できる限りそのボーイスカウトとかそういう団体を維持し、また反映できるように頑張っていたきたいと思えます。

図書館の協議会運営事業なんですけど、予算の内容をどのようにするか、はっきり決めてないというふうにご答弁いただ

いたんですけど、そのはっきり決めてないのに、何でこの予算、きちっとした金額が出るのかというのが、非常に私も疑問に感じるので、ちょっとその点を再度お聞きしたいというふうに思います。

それから、昼間管理業務委託料ですけど、これも職員で十分できるん違うかないうふうに思うんです、わざわざ委託せんでも。図書館の職員、一体何してんねいうことになるわけですわ。

あとに、その例の図書の購入費もこれ、一緒に聞きますけど、館長みずから図書を選ばなあかんのですか。館長みずからその図書館に置かれとる図書を一々見て、これがふさわしいものか、ふさわしくないものかいうことで判断せなあかんのですかね。何のためにこれ、司書を雇うて、そのへんの職員がおるのですか。

前に質問したときにもこんなことないように十分気づけますいうご答弁いただいたわけですわ。私が目が届かんかったいうけどね、館長みずから一生懸命あんた、一々あれ何万冊あるんですよ、あれ。ちょっとしゃんとしたご答弁いただきたいと思えますんでお願いします。

それから、地区体育祭の件ですけど、個々に任しておるからということじゃなくて、例えば、100万円の予算やったら100万円でやりはるし、50万円の予算やったら50万円でやりはるんです。地域によっては、その周りの企業からのご援助いただいて、より発展的にやられるの、これも結構です。当然そういうことも必要やと思えますけど。ただ、摂津市の財政状況から考えて、それでいいのかいうことを私は聞いておるわけであって、その点をちょっとご答弁をまたいただきたいと思えます。

それから、ニュースポーツのつどい事業ですけど、その体育指導員通してやっ

てもらおうけど、いっぱいいっぱいこのスポーツあるのにね、また新しいそのスポーツの開発とか、発展いうことまたせなあかんのかないうの、これもちょっと疑問に思うんだよね。その点もちょっとお聞きしたいと思います。

それから、鳥飼体育館に対してのその同じように味生体育館と同じようにトレーニング室があるのに、何で味生体育館には、そういう器材も充実し、それから指導員がおるのに、鳥飼にはそれがないのか。それが非常に不平等というか、同じようにあるのに、それが何でないのかいうことをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、小学校の修学旅行の件ですけど、いろいろ皆さんの意見を聞かれてやっているということなんですけど、これ小学校のこの修学旅行の1社ですよ。ずっとこれ何年も1社がその修学旅行の事業を引き受けてやっとなんてですね。これ北摂各市全部そういうふうに、そうやというふうに、私は私の情報の中にあるんですけど、それはなぜかということをお聞きしたいと思います。

それから最後に入学式の国歌の問題ですけど、ちゃんと指導要領に則ってやっとなんていうけど、あそこには国歌斉唱というふうに書いてあるんですよ。その都度、授業で教えとるいうけど、なぜそれやったら子どもたちが歌わへんのか。予行演習でもやっとなんてし、今後もやるつもりや言うんやけど、歌わへんのですよね、これ。結果ですわ。ねえ、17年度の入学式には、これほんならそんなけ教えて、そんなけこう予行演習もやっとなんてやったら、皆、ちゃんとこう歌って、態度に出されるというふうに思うんですけど、その点が教育をやっとなんてするの、何でその結果がそういうふうに伴わないのか、そ

の点もちょっとお聞きしたいと思います。

それと、皆さんも我々議員に対しても招待状を出されますよね。参加してくださいということ。小学校は特にその最後の授業いうことで呼ばれてますよ、卒業式にしてもね。入学式は違いますけど。そういう点で、その招待を出して、子どもたちのそのあるいは祝福してくれということで我々に行くわけですけど、しかしその式典は厳粛に厳かに行えるわけですけど、その中でやっぱりその式典に対して、この式典の指示どおりに動かない方もおられる。そういう方に対して、また招待状を出しはるわけですよ。

例えば、パーティーのときに、ブラックタイで来てください言うて、ホワイトタイで来たり、私服で行ったら、そのパーティーは一切入場はできませんよね。そういうのはマナーやと思うんですよ。そういうことに関してどういうふうにか。式典というのは、きちっとしたルールに則って厳粛にやられることが皆さんの希望でしょう。その式典に来はる人も参加者全員がその式典のルールに則ってやられるというのが、これ式典であるわけであって、そのルールを守れない人はやっぱり式典に来るべきじゃないというふうに思うんですが、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○山本善信委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 厚生会の補助金につきましては、一定、市の補助金の見直しの中で、評価を受けられておりましたが、一応、17年度で予算化しておりますが、しかし、委員ご指摘のように今日的な事情の中で、果たしてどういった事業を今後やっていくのが適切かということにつきまして、厚生会の方へ一応、私どもも申し出しておりますが、今後、今日的な状況の中でご指摘の件もございま

すので、見直しをするように教育委員会の方からも協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、屋上緑化の件でございます。

一応、先ほど1回目の答弁で学校の全体の中で緑化をしながら、そういう委員おっしゃってるそのCO₂の削減に向けて取り組んでいるということでございますが、そのご指摘の屋上緑化についても屋上を緑化することによって、非常に断熱効果があって、最上階が非常に涼しくなるとか、そういう省エネの効果については、十分あるというふうに私たちも認識しております。

ただ、今、私たちがその知り得る範囲におきましては、現在の学校施設がそういう屋上緑化を前提とした建物になっておらないということがございますので、その従来工法で土壌を乗せますと、これはもう恐らく無理だというのは技術的に、うちの技術者にも聞いております。

ただ今日、非常に軽量の土壌も開発されてるといこともございまして、それも検討していただいたんですが、それとて、やはり半分程度の加重が出るということで、なかなかその今の現状の私ども学校の建物では、その加重を載せることが果たしてどうかというのは非常に難しい状況もあるというふうに聞いております。

それと、難点としまして、その屋上防水が私どものその防水については、その屋上緑化を前提しておりませんので、いわゆるシート防水的な防水になっておりますので、そのままではできない。ですから、その防水も含めて、どんな方法があるかということを今後考えていく中で、いい方法はどういうふうな形であるかということについて、情報収集等しながら検討してまいりたいと、そのように考えますので、よろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 大路課長。

○大路学校教育課長 まず1点目に、不登校で学校起因の学校に原因があるものについてというご質問でございます。

これにつきましては、長期欠席児童・生徒の状況記録ということで、それぞれの不登校のお子さんの状況を把握するときに、病気がち、経済的理由、それから不登校の中に先ほども申しました、遊び、非行、無気力、情緒的な混乱等がございます中に学校生活に起因という項目も設けてございます。

ですので、こういった場合については、不登校はやはり初期対応といたしますか、早い段階で対応することが極めて有効です。仮に担任との関係の中で、そういった事態があるということになりますと、担任任せにさせていただきますと、そのままになってしまいますので、学校にあります先ほども申しました、いじめ不登校対策委員会等の組織的な対応をすることによって、そういう欠席の理由がどうかを全体で把握をして、全体といたしますのは、その委員会で把握をして、それに対して例えば、他の教員、養護教諭、保健の先生、また場合によったら管理職等も適切な形でそういう状況に入って担任の方も指導するというところで、可能な限りそういった事態がないように取り組みをしていく必要があるというふうに認識しております。

それから2点目に副読本の件でございますが、その副読本の中身についてお答えさせていただきます。

副読本につきましては、小学校につきましては、道徳と体育の副読本でございます。中学校につきましては、平成17年度は体育の副読本を購入する予定でございます。

続きまして、修学旅行の業者が1社で

あるということにつきましては、これはやはりそういった業者の関係も含めて、1社ということが好ましいことではないという認識を私持っておりますので、業者のことについては、さらにちょっと実態状況も把握しながら、具体的にその1社であることが複数になるかどうかについてはちょっとご検討させていただきたいというふうに思っております。

最後に、卒業式、入学式の国歌「君が代」の指導につきましては、これは実際の場面でなかなかそういった状況が生まれていないことは、そういう状況であろうかと思っておりますので、先ほどご答弁したような形で引き続き指導を積み重ねるという努力をしていきたいというふうに思っております。

なおまた、先ほど式典に来られる来賓の方のマナーの問題につきましては、学校長の方から事前にご協力の依頼をさせていただいて、そういう式典にふさわしい行動をお願いしたいということは事前にお話をさせていただければというふうに考えております。

○山本善信委員長 木下課長。

○木下生涯学習課長 生涯学習の推進計画の理念と申しますのは、学びによって人と人との出会いや触れ合いを大切にしたい心、豊かな市民生活を送るために市民と一緒に考えて、参加できる生涯学習社会を創造するものです。すなわち生涯学習のまちづくりを目指しておりますのでございます。

その推進につきましては、それぞれ人生におけるライフステージ、いわゆる幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期、それぞれのライフステージに合った学習課題を見据えながら、今現在、市役所の11の部、28の課で推進基本計画の施策を掲げて、推進を実施しているもので

ございます。

それと、音楽祭の件でございますが、決してPRにつきましては、音楽連盟に任せっきりでなく、積極的に市内のPRについても図っているところでございます。

先ほど答弁させていただきました平成17年度においては、予選の通過者約30名を見込むわけですが、その中から希望アンケートを取りまして、その方々のレベルの高い演奏を小学校なり中学校に出向いて演奏していただくと。そういうことで子どもたちを通じて音楽文化の振興並びに音楽祭のPRに努めてまいりたいと思います。

それと、企業への協力の依頼の予定でございますが、今現在、印刷関係で募集チラシ、開催チラシ、それとポスター、予選、本選のプログラムを外注印刷しておりますが、約50万円の執行を今現在しておりますが、その中の一部を企業のご協力によってご負担いただけたらというふうに考えているところでございます。

○山本善信委員長 西村室長。

○西村人権同和教育室長 学校内での教職員による人権侵害にかかわって、監視体制が取れないかということにかかわってのご答弁を申し上げます。

一つは、この間、学校の中で校内相談窓口を設置するようという指示をしております。困ったときにだれに相談をしたらいいのかということで、必ず各学校で相談窓口を設置し、だれが相談窓口であるかということを見守り・生徒、保護者に周知するようというふうなことで指示をしております。このあたりの周知の徹底がどうであるかということを確認をしておきたいと思っております。

それからもう1点は、第三者機関の設置ということで、この間、府の方からも

知ってる人や学校には相談しにくいとか、これまでも学校や教育委員会に不信感があるといったケースにかかわって、第三者機関という形で設けて、そこから子どもを救済する方法がないものかということで、これは平成16年度途中でしたけど、府の方から児童・生徒のための被害者救済システムということで、子ども情報研究センターというところを相談窓口として委託して、直接学校とか教育委員会に言いにくいときにはこういうところにも是非相談してくださいということにかかわっての周知というこの2点をもう一つのチェック体制というんですかね、そのあたりを進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、拉致問題を平成17年度はどのように取り入れるのかということのご質問にかかわってご答弁申し上げます。

これは、前回からの引き継ぎの部分もあろうかと思えます。これまでも個々には学校でどのような拉致問題についての話題が上ったり、教えてるのかということも聞いておりましたけど、今回ちょっと改めまして学校でどのように、一つは、児童・生徒が拉致問題について、話題に上ったり、質問があった場合があるかという点とそれから二つ目に、授業等で拉致問題を扱ったりした場合は、どのようなケースだったのかというふうなことでちょっと調査をさせていただきました。

その結果の一応概略としましては、子どもから話題に上ってるというのを聞いたのは、主にやっぱり小学校高学年からやっぱり中学生にかけてが多かったというふうに思います。

それから、今幾つかの質問に対して多くの場合は、事実を正確に伝える。人権侵害として許されないことであるということ踏まえて、できる限り正確に事実

を伝えるようにしたということが大まかなものでございます。

それから、授業等でも扱う場合は、中学校の社会、あるいは小学校6年生の社会、あるいは選択授業という中学校での選択授業があるんですけど、その中でグループとして拉致問題について調べたというふうな例も聞いております。

そういう中で一つは、先般、情報提供をしていきたいというふうなお話もさせていただきまして、幾つかこれまでも学校の方に情報提供はしてたんですけど、若干やはり先生方の中には、やはりこの問題を取り上げることににかかわって、ちょっととまどいというか、取り上げにくいというんですか、何かちょっときっかけというんですかね、なかなかとまどいのようなものがあるというのを感じました。

その調査の中で、例えば、最近、私もわかったんですけど、例えば、NHKの土曜日に週間子どもニュースというのがありまして、それが割りと非常にわかりやすい。今現在の何か問題というのを子どもにわかりやすいように解説してて、何か11月にも、北朝鮮のいわゆる拉致問題とは何みみたいなことで非常にわかりやすい何かニュースもあったというふうなこともお聞きしまして、例えば一度そういうのも見まして、こういう形だったら割りとわかりやすく説明ができるんじゃないかというふうなことでの資料というんですか、情報なんかも提供というんですか、集めていきたいなというふうに思っております。

また、それぞれ子どもの反応等も含めてですね、よかったところ、あるいは難しかったところも含めて、最近、新聞を使ってのいわゆるさまざまな社会問題についての学習という手法もございまして、どういう形がよりわかりやすいというん

ですかね、効果的なものであるかということも教育委員会としても、取り組みの掘り起こしもしながら、研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 それでは、民族学校の就学援助についてご答弁申し上げます。

若干、この経過等を述べさせていただいてご説明させていただきたいと思うんですが、まず、過去の経過から言いますと、昭和40年に日韓の基本条約と日韓地位協定が結ばれて、それから、在日韓国朝鮮人の運動団体の方々が各自治体、あるいは国へ対する要望活動が非常に活発になったということが経過があります。そこには、いろんな在日韓国朝鮮人に対する公的扶助も含めて、そういう地位を認めて欲しいというような運動でありました。

その一環として、大きなものとしては、国民年金の加入問題、これは今現在、認められております。これも昭和57年からでございます。

それとか、あるいは地方公務員の採用の国籍条項の廃止とか、それ以外にいろんな公的扶助についても外国人が排除されていたものを含めるようにということで、恐らくこれはそういう各自治体と国への運動の中で決められたことだというふうに思っております。

その一環として就学援助も昭和57年、本市の場合ですね、認めてきております。

これで認めてきた北摂7市なんですが、これは多分、北摂7市で取りまとめられたんかどうかはちょっと定かではないんですが、すべて北摂7市は昭和57年、同じ年度からこの就学援助を民族学校でも認めてきたということでございますの

で、これは若干、調べてみなきゃわからないんですが、推測として北摂7市の市長会と運動団体とで、こう決められたものではないかなという、これはまた推測ですが、今後いろいろとどういうふうには決められてきたか、調べてみたいというふうには思うわけでございます。

ただ、渡辺委員がおっしゃってるように、この朝鮮人学校は、おっしゃるように学校教育法による学校ではないのは明らかであります。

これは、昭和40年に文部省の方から通達で朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについてという通達がございまして、その中でこの朝鮮人学校については、学校教育法の第1条に定める学校ではない。

それともう一つは、それ以外の各種学校でもない。しかし、3番目が既に教育法の学校とか各種学校として認めている学校もあったようです。それらについては、一応、当分は仕方ないが、その辺の運用について十分調査をすることということのこの3点が、都道府県の教育委員会の方に対して出されております。

それに基づいて、民族学校については、学校教育法による学校ではないということになっておるんですが、今、国の方で、一つ議論になっておりますのは、平成12年に地方分権一括法が出されまして、国の機関委任事務であった各種学校の認可ですね。都道府県が認可するのは、これは国の機関委任事務だったのが、これを都道府県の自治事務にしたと。そうすると国の関与はなくなってしまったと。そうすると、この通達が果たして生きているのかどうかというのは国会の議論にもなっております。

国の方の答弁では、通達は失効はしているけれども、その当時の文部科学省の

学校教育法による学校ではないという考えは、今でもこれは引き続きその考えであるという答弁になっておりますので、おっしゃってるとおり、学校教育法による学校ではないというのは今も変わりません。

今後なんですが、いろいろとそういう財政状況等もありまして、見直すべきと見直さなきゃならないということもあるんですが、この問題につきましては、他の問題もございまして、ただ単に財政問題だけではなし、それまでに決められた経過も踏まえて、一応こちらの方で調べてみて、検討しなきゃならない項目だというふうに考えております。

ですから、1点目は北摂7市が同じ年度であったので、これについてはどういう決め方をされたのか。一度こちらの方も調べてみたいと思います。

ちなみに大阪府下では大半の市が、この就学援助を民族学校については認めてると。東京都とかあるいは神奈川、大都市ではほとんどこれについては就学援助を与えてるということでもあります。

それと次に、例の災害補償の保険料の問題なんですが、これは以前、みやげ幼稚園の件でいろいろとこちらの方も調べさせていただきまして、本当に我々もあの事件以来、全国市長会とスポーツ振興センターの関係等ということで、非常にわからなかったこともありまして、ひとつ勉強になったところでもあります。

このみやげ幼稚園の場合は、国家賠償法による市ですね、教育委員会に責任があれば、保険が出たんですけども、今回はそういう責任がないということで、じゃあさすれば責任がなければ、そういう子どもたちの親に、保護者に弁償義務があるかといいますと要は小さな子どもですから、これはやはり幼稚園側の責任とい

うことで、市が賠償したということで、非常に珍しいケースというか、保険が出ない狭間のケースなんです。

そういうことで、当時、全国市長会の引受保険会社である損保ジャパンに対しても、こういう場合にも無過失で出る保険がないかということもお聞きをいたしました。しかし、損保ジャパンの方では、そういう保険ですね、商品は損保ジャパンでは扱ってないというご説明であったし、それで全国市長会にも問い合わせいたしました。「こういう場合、出るようにならないか」ということで、問い合わせいたしましたけども全国市長会でもそういうことは考えていないということでございます。

ですから、損保ジャパンと全国市長会では、そういう回答でございますけれども、一度、他の損保会社でそういうことに出るような保険があるかどうか、ということも一度検討はしてみたいというふうに思います。

ただ、無過失の保険となりますと若干保険料は高くなると思います。その保険料については、やはりこれはもう市の負担になってしまう。

それともう1点は、それぞれ保護者の方が、子どもがどんな場合でも何か器物破損をしたり、けがをさせて場合、それぞれ保護者が入っていただく保険というのやはり保護者の方でも考えていただきたいというふうには思っております。

○山本善信委員長 井上館長。

○井上市民図書館長 図書館に関しまして、ご答弁いたします。

図書館協議会関係の予算につきましては、年3回開催分を計上させていただいております。ここでどんな内容で審議していただくかということにつきましては、今のところは図書館の運営に関しまして

ご審議していただくことについてわかってるんですけど、そのほかについては、今の段階ではまだはっきりとは決めておりません。先ほど申しましたように、できれば図書館サービスを充実して、ご意見をお伺いしたいと考えておりますが、3回予算を組んでから必ずしも3回やるとは限らずに、その年度のテーマの如何によりましては2回になる場合もございます。

それから次に、昼間管理業務につきまして、職員でできるのではないかとというご質問でございますが、特に図書館が休館になりましたその翌日の返却本というのは相当な数になりまして、これを職員ですることはちょっと難しいものと考えています。

それからまた水曜、金曜日につきましては、午後8時まで開館しておりまして、この間、勤務する職員は3名のみの勤務になっておりますので、やはり館内巡視という形の職員が必要だと考えております。

それから、最後の児童書コーナーにふさわしくない本の問題につきまして、先ほど私が、一度、本をもう1回見て、不適切だと思われる本を取り除くとご答弁いたしました。あくまでマンガ本のコーナーのところだけをみて、図書の本を全部を見るということではございませんでしたので、それでちょっと説明が不十分だったことを申しわけなく思っています。

特に本を購入する場合、大阪屋の方から本が入ってくるわけですが、大阪屋から入ってくるときには、本に分類番号とかそのバーコード、きちんと装備された形で、もうすぐに書架に配架できる状態に入ってきます。

特に漫画本につきましては、これはもう内容の如何にかかわらず、すべて児童

書扱いをして、納入されてきます。そういうことで職員に対しましては、漫画本が入ってきたときは、内容をチェックして、児童書のところに置くのにふさわしくないものについては、ラベルを貼りかえて一般書に置くように今までから指示してきました。

ですから、そういう問題があるとは考えておりませんでした。ご質問にありましたようにまだ残っているという話がありましたので、そういうことで再度、私の方から漫画本につきましては、もう一度見てみたいと思って答弁させていただきました。

○山本善信委員長 山下次長。

○山下生涯学習部次長 それでは、地区体育祭の補助金の考え方でございますけれども、各校区によりまして、予算執行につきましては、各校区の実行委員会の方で創意工夫をしていただきまして、執行していただいております。

今後につきましても、市の全体の補助金の見直し等含めまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、ニュースポーツのつどいの関係でございますけれども、私どもの方では健康増進の事業として位置づけをさせていただいております。高齢化、少子化が進行する今日の社会におきまして、生涯、スポーツの振興を図る機会を提供させていただきたいというような形で体育指導員によります開発、また指導等を行っていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、トレーニング室の関係でございますけれども、鳥飼体育館のトレーニング室と味生体育館のトレーニング室につきましては、広さの違いがございますので、私どもの方では今現在、味生体

育館におきましては、トレーナーを配置させていただいておりますが、鳥飼体育館につきましては、トレーナーを配置はいたしておりませんが、今後、利用者の利便性を考える上で、一応、トレーニング等の講習会を鳥飼体育館にて行いたいと考えております。

ちなみに、平成15年度の利用状況でございますけれども、鳥飼体育館につきましては、995名の利用者がございます。味生体育館につきましては、1万4000人の方の利用者があるということでございます。

○山本善信委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 教職員の福利厚生事業なんですけど、そういう点で見直しを検討していくということですので、時代が時代です。今からの時代でしたらそういうことも問題視はされなかったかもしれませんが、ああいう大阪市の問題とまた非常に財政厳しい中で、当然、これは教職員の方々にも理解をしていただけたらと思いますので、その点は早急にまた検討していただきたいというふうに思います。これは要望しておきます。

それから、不登校の問題ですが、教職員に原因があるんじゃないかというふうに保護者が言っているということなんですけど、そういう点も踏まえて、お互いがお互いの責任のなすりあいやったら、子どもたちが一番かわいそうですので、その点はもちろん保護者にもしっかりとした責任の自覚というのは当然親やから持ってもらうなあかんわけで、すべて学校の責任にされるということは、これはもうとんでもない話で、そこに一つの不登校の原因がちょっと隠されておるん違うかと私も認識するんですけど、しっかりと子どもたちの意見を聞いて、非常に限界があることをちょっと僕も感じてしまう

こともあるんですけど、先生方の対応に関して限界があるというふうに感じることもあるんですけど、ただ、いろんな人の知恵を借りながら、それこそ地域の方々の知恵も借りながら、そういうことを考えていただきたいと思います。

我々になんで相談来るかということとは、結局先生と保護者だけでは解決できないような問題を我々に相談にきはるんですね。私らとしたら、地域の議員という資格じゃなくて相談にきはることも多いので、そういうことでいろいろ我々のできる範囲のいろいろ知恵を補うでもないんですけど、そういう形で意見を述べさせていただくこともあるわけですから、そういう点、また一つ頑張りたいと思います。これも要望しておきます。

それから、教職員の副読本の件ですけど、体育というのは、これ保健体育も入っておるのかな、その副読本、あくまでも体育なんですか、その点、ちょっとまたお聞きしたいと思います。

それから、採択の件ですけど、非常に具体的なことを知りたいんです。教育委員会がその選定委員会の委員に対して、具体的にどんな指示を出されるかということがちょっとご答弁の中に欠落しておったんですけど、それがちょっと知りたいんです。

それと、調査員の独自の観点ということをご答弁なかったんですけど、その独自の観点とはどういう観点かということを知りたいことと、市民の意見が非公開ということは、何で市民の意見が非公開になったのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、環境の調査の施設の問題ですけど、例えば、今、愛・地球博があと10日後に開催されるということで、非

常に大阪万博を越えるんじゃないかというような、ひとつの意見が出ておりますけど、愛・地球博の正門にある一つの大きなタワーがあるんです。それは、縦に向いた畑というか、壁のようなひとつの造園のモニュメントらしいんですけど、これから都市部においては、その屋上の緑化だけ違くて、その側面、その立体的なそういう造園技術も取り入れていかなあかんというふうな形を、それをひとつの大きな自然環境の保護のために使おうやないかというひとつのテーマらしいです。

もちろん、私も構造上の問題というのはそういうことを想定していないことはよくわかりますし、やっぱり災害に関して、やっぱり耐震的な問題というのがあるというのを私も理解できるんですけど、しかし、そこはその愛・地球博じゃないけど、いろんな考え方ができると思うんです。つたを絡ませて、それがいろんな虫やら来て大変やということもあるし、美的感覚から考えても、ちょっとこれは問題あるん違うかと思う人もあるかもしれないけど、つたを絡ますということもありますし、そういう立体的なひとつ校舎の壁、側面を使って、立体的なそういう造園技術というものが進んでおるわけであって、そういう点も踏まえてちょっと研究をお願いしたいというふうに思います。

それから、次に、教職員の人権学習ですけど、第三者機関を設置して、そういう形でお互いに監視していくという形をとられるということですので、それはそれで結構だと思います。子どもたちにとって、学校の先生が親の次ぐらいにやっぱり信頼厚い存在だというふうに思いますので、そういう点、もう一番そういう卑劣な憎むべき犯罪というのが、そういう

教職員の方々がそういう性的な虐待をするんだ、これもとんでもない話でありますので、その点は、より多くの力を借りながら、それを撲滅のためのために取り組んでいただきたいというふうに思います。これはもう要望しておきます。

それから、拉致問題の件ですけど、結果がみえるようにしていただきたいんですね。苦慮されておるということは、ご答弁の中にいろいろ今模索されておるといこと、拉致をどういうふうに教えるかということ、ご答弁の中で感じられたんですけど、それ簡単だと思うんです。簡単というのは、ちょっと言い方おかしいんですけど、例えば、今まで皆さんがやってきたいろんな事件、問題ありますよね。あれに当てはめていったらええわけですわ。

例えば、ああいう民族教育の中では、在日朝鮮人の方を呼んで、そこでそういう悲惨な差別のことにに関して、子どもたちにそういう話を聞かせて、それによって作文をつくったり、いろんなこと、私いろんな資料を見たときに、そういう作文をみたことたくさんありますし、戦争の体験者を呼んで、その戦争の悲惨さを学習して、生の声を聞くということでもよくやっておられましたね。

そういう形で、例えば拉致問題やったら、拉致被害者の方、これは来ていただけるかどうかわかりませんよ、被害者の家族の方、それぞれのスケジュールありますけど、そういう方々を呼んで、そこでやっぱり生の声を聞いて、それによって子どもたちにどういうふうに拉致のことで考えているかという、こういうような作文をして、それをきちっとした編集をして、我々の見えるような形していただけたら、それで我々も得心するわけですよ。

だから、皆さんが今までやってきたことと同じことを拉致に関してやったらええわけですわ。別にそれに関して、非常に悩み苦しむこともないと思います。皆さんのやってきたことを、そういうひとつのシステムの中で拉致問題を考えていたいただきたいというふうに思うんですが、そのことに関して、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

それから、民族学校に関する件も、これ、今総務部長の方からいろいろ詳しく説明をしていただきまして、よく理解できました。ほんなら物事の筋から考えましょう、同意から、朝鮮学校というのは、当時文部省ですけど、文部省の管轄には、我々は自分らのアイデンティティとして入らないという形をとられて、それで文部科学省の国の通達も、朝鮮学校は、文部省の管轄、我々の認めた学校違いますよということになっておるわけであって、それは過去において。政治的な背景で、北摂7市がそういう形で苦慮したわけですけど、しかし、今大きな流れが変わってきておるわけですわ。

例えば、子どもたちに罪はないんですけど、例えば、朝鮮との関係も考えたら、非常に状況が変化しておるわけであって、そういう点も踏まえて、我々が使われておる、我々の税金がきちっと正しく使われているかということ、やっぱり、市民・国民が判断するわけです。

そういう点から、けじめとして、そういうみずから被害者というより、アイデンティティを持ちながら、自分らは日本の文部省のあれではないということをおられるところにわざわざ出すこともないと思いますので、その点をきちっとやっぱり筋論からいっておかしいと思いますので、その点ちょっと、再度ちょっとご答弁いただきたいというふうに思い

ますので、よろしくお願ひします。

それから、全国市長会の例の災害補償の件ですけど、先ほどの質問の中にもありましたように、先日、その新聞、私の記憶が間違っておったらあれですけど、例の市長会のそういう保険のバックマージンを、保険会社がその市長会の事務局かどこかに払っておったというような事件が、確か最近あったというふうに思います。

その件に関して、いろいろその制度自体の問題とか、新聞に書いてあったんですけど、まず、子どもたちがはっきりいうて、これ子どもたちの行動を予想できない行動というのは当然あると思います。

今回の私が去年に質問した内容というのは、当然、僕は予想の範疇にあることやというふうに理解しております。

そういうことをいちいち想定しながら保険は入れるかいうたら、それはなかなか難しいかもしれんけど、そこでやっぱり何が子どもたち、摂津市の子どもたちにいろんな面で網羅できる保険、より条件のいい保険をやっぱり入るという形がベストであって、そういう点、やっぱり十分今回のことで、先ほど部長のご答弁ありましたように、十分いろいろ勉強しはったということをお聞きしましたので、十分、何が一番ベストかということ、今後もやっぱり議論していかなあかんし、それを模索するということが当然必要になってくると思いますので、そういう観点から、やっぱりこれ要望にしておきたいと思うんで、そういう観点から何がベストか、どういう保険がベストか、損保ジャパンがあかんかったら、よその保険こういうのがあるやないかと、今、いっぱい生命保険の段階でもいろんな保険が、いろんな保険会社がいろいろPRしながら

ら、いい条件の元、国民にPRしとるわけですけど、そういう形で、やっぱりよりベストを求めて、ちょっと一遍研究していただきたい、そのことを要望しておきます。

それから、生涯学習の理念はわかりました。

それから、音楽祭についてですけど、企業に協力、50万ほどの協力をやるというんですけど、具体的にもっともっと具体的なご答弁をいただきたいんです。

例えば広告料として50万円いただくのか、それから、そういう寄附金としていただくのか、それから例えばPRの方法ですね。PRした、PRしたいうておっても、207人しか延べ来てないわけですから、それを、その点を、これこの前、今回質問したんちゃいますよね、これ。ずっとこれシリーズもんで、この質問をいろんな委員からもされてますよ、この音楽祭のことに関して。だから、それがそのような結果ですよ。だから、17年度どうするねんということ聞いておるのに、もっともっと具体的に、もっともっと情熱を持ってご答弁、具体的な議論があったというふうに私ら認識しておると思いますので、その点、ちょっともう一遍こんな具体性にかけるようなご答弁ではあかんというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、図書館の件ですけど、予算の件はそれなりに理解できましたけど、例えば休館日の次の日に、大変な、膨大な返却があって、それを処理するどうこうとか、その前にご答弁では自転車を整理するのは大変やとか、何やこうやいうのありましたよね、図書館のね。

そういう点で、何で職員で大変やからいうて何で職員ででけへんのかいうて、10人も、この前配置されておるとい

ふうにお聞きしましたけど、私はその努力さえすれば、そういうことはできると思いますよ。そういうひとつの条件の元に図書館というのは開いておるわけですから、それによってスタッフをそろえておるわけですから。だから、当然そういう形でできるというふうに思います。

それから漫画本が、業者から来たものを、すべてそのバーコードにかけて処理をするということ自体が、非常にこれこんな司書、何回もいうけど、司書というのは一体なんやいうていいたいんですよ。

どういう本がふさわしいか、ふさわしくないかということは、司書がちゃんときちっと確認したり、当然すべきでしょ、それは。漫画やったらすべてほんなら子ども向けかいうたら、大人の見る漫画もたくさんあるわけですよ。世の中いっぱい氾濫してるでしょ。

ローソンとか、コンビニエンスストア行って、そういう大人の漫画見てみたら、もうすごいどぎつい内容の本があるらしいですわ、私は見たことないんですけど。

だから、そういう点の認識が物すごく不足しておる。だから、そういう点、おかしいやないですか、そんなん。全部バーコードやって、これからやりますいうて、これから、今まで何しとったということですよ。

17年度、そういうことに関して、どういう形でチェックされるのか、これも具体的にちょっとご答弁いただきたいと思います。

地区体育祭の件ですけど、非常に盛り上がっているものに対して水を差すというわけじゃないんですけど、これは、市民がやっぱりこの摂津市の財政というのは、非常に逼迫しておるということ肌で感じてはるような状況ということで、それで、市民の皆さん何人かが、そうい

う形でこんなに振舞いをやってええのかという形で、私にいうてきはったわけで、それは、市民は何らかの形で協力したいという、協力せなあかんという意識の元で、そういう形をいうてきてはるわけですから、その点はやっぱりきちっと受けとめていただいて、例えば、それがちょっと少なくなった、地域によって違うと思います。地域でいっぱい協力していただける企業があるところは、それと協力していただけないところもあると思います。それによって違うと思うんですけど、ただ、そういう形の見直しというのは、当然していかなあかんというふうに思いますので、その点は要望をしておきます。

それから、トレーニング室ですけど、鳥飼体育館の、機材の充実によって1万人と900人との違いというのは当然出てくるわけであって、やっぱり市民の皆さん、なんでやねんということをいうてはるわけですよ。だから、体育館の方をほんなら減らすかということ、そういうことをいうとるん違いますよ。鳥飼を充実してくれということをするわけですよ。予算が大変なんわかりますけど、ただ、地域の何でそこへ差がでけんねんということを考えたら、あれば利用する方がたくさんおるわけであって、だから、そういう点も財政的な問題よくわかっておりますので、大変やと思いますけど、その点はちょっと努力していただきたい。それやったら、やっぱり不平等でしょう。地域的な格差があるということですから。だからその点ちょっと要望しておきますので、よろしく願います。

それから、修学旅行の件ですけど、物すごく私がほんまこれは不思議でしゃあないんですよ。何で、いつもいつも1社で、これ何年か、もう10年以上ですか、1社ですってそういう形で、普通考えら

れへんのですよ。

そこで、行く場所が北摂で全部一緒の場所へ行って、ほんで、北摂で同じ業者が一括して、その修学旅行を得るとするのは、それはおかしいですね。

だから、そういう点、やっぱりいろんな意見を聞きながら、こういうところへ行きたいんやったら、ここの方が安い、こういう私らのところもと安う請負ますよとかいう業者が当然あらわれてもええことやし、それから、教育委員会もそういう形で当然やっていかなあかんの、これ学校、ここの学校の問題になるのかな、これは、その選ぶのは。

だから、そういう点も、学校にやっぱりそういう点、促していかなあかんわけですよ。

だから、その点で、ちょっと私も理解に苦しむんで、なぜそういうことになつとるとかいうこと、一遍ご答弁もってちょっとお聞きしたいなというふうに思いますので、お願いします。

それから、国旗・国歌ですけど、非常に結果のみえるようにできる限り早急にしていきたい。やっぱり、これは決まりは決まりですので、人間基礎教育じゃないんやけど、その中でやっぱり物事のきちとした社会の秩序、決まりごとを守るというのは、これ最低限の人間のやるべきことだというふうに思います。

家でそういう式典なんかできえへんわけですから、子どもたちがそういうものを学ぶというのは、学校しかないわけですから、だから、そういう点でけじめをもって、やるべきことはきちっとやる、厳粛に粛々とやる。それに関しては、子どもたちも教職員も、また参列者も、きちっとそれを遵守しながらやるというのは、これは当然なことであるのであって、そういう来賓の方々に対していうていく、

お願いするというご答弁いただきましたけど、前回、3年前に学校行ったら、その校長先生が卒業式が始まる前に、入学式が始まる前に、今からはじめます。我々は学習指導要領にのっとり、厳粛にこの式を挙行します。参加者の皆さんもその点ご協力をくれぐれもよろしくお願い致しますということ、校長先生が言われたことあります。そういう形で、やっぱりこの式というのは、そういう学習としてもとらえなあかんわけであって、それが正しい状況、また学習指導要領、教育委員会等の意思どおりに展開されること、これも強く要望しておきます。

○山本善信委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 音楽祭についてのご質問でございますが、企業の力を借りていく具体的な内容について聞きたいということでございますが、生涯学習といたしましては、この間、いろいろの検討もしてきたわけでございますけれども、市内の大手企業に協力を呼びかけていくということを考えております。

具体的な内容といたしましては、入場券、あるいはその企業名を冠する、また商品名を冠するようなことを含めて協力を求めていくというメセナ活動という考え方があるんですけども、企業が文化活動を支援する活動を申すわけなんですけれども、こういったことに音楽祭においても是非力を入れてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 それでは、民族学校の就学援助についてご答弁を申し上げます。

なるほど、委員がおっしゃるとおり、やはり学校教育法で定めてない学校に対する就学援助というのは、筋論から言え

ばおかしいんじゃないかということはもっともなんですけど、ちょっと見方を変えまして、学校そのものに対して補助をするならば我々は認めませんが、このたまたま民族学校に行っておられる、国籍が違いますけども、市民の方で非常に生活困窮をされている方という方に対して就学援助ということ、個人に対して就学援助をやっておりまして、単にみますと、就学援助だけじゃなしに、朝鮮の高級学級ですか、そこに対する奨学金を貸しついたりする自治体もございまして、本市の場合はそれはやっておりません。就学援助のみということでございまして、いろいろとこれに至った経過等があるかと思いますが、我々としましては、この昭和57年から今現在まで、この市民の立場として、やはり生活困窮者に対する民族学校へ通っておられる方に対してでも就学援助をしてくれておりますので、直ちにこれをやめるとか、あるいはそういうことについては、ちょっとしばらく検討が必要かというふうに思っております。

ちなみに、なぜこういう、先ほど言いました運動等が起こってきたかということなんですけど、そもそもそのときの要望の一つとして、我々も税金を払っているじゃないかということと、それと、在日朝鮮韓国人の歴史的経過、これを大きな理由として、各自治体、国に対していろいろ要望活動をされてきましたので、そのときには極めてこの就学援助もそうなんですけど、政治的に解決をされたようなきらいもございまして、直ちに教育委員会ですぐにやめるとか、そういうことではなしに、一度そういう経過を一度こちらの方でも調べてみたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 西村室長。

○西村人権同和教育室長 拉致問題にか

かわりまして、当事者の話を聞くというか、生の声を聞くということについては、非常に重要なご指摘だと受けとめております。先ほど、学校に対してのアンケートの中で、一例、子どもたちが拉致という言葉遊びで使ってた。そういう言葉を見聞きした先生が、こういったのは遊びで使う言葉じゃない、被害者の家族の思いをやっぱり考えるべきだということで、子どもに注意をしたというお話も聞きました。

そういう意味では、何事においてもそういう、まずは当事者の立場に立って物事を考えていくということは非常に重要なことだと思っております。

ただ、直接的にそういったことが可能かどうかということもございませうけど、そういった趣旨も踏まえて研究してまいりたいと思っております。

○山本善信委員長 大路課長。

○大路学校教育課長 まず、副読本の保健体育の中身ですが、これは小中学校とも実技についての副読本でございませう。実技関係のものになっております。

続きまして、教科書の選定のことについて、教育委員会の方から選定委員会に具体的にどういう指示かということであったと思うんですが、これにつきましては、基本的には摂津市、本市の子どもたちの教科書ですので、本市の教育的な諸条件や子どもの実態に応じた適切な教科用図書の採択にあたっての調査研究をお願いしたいということと、それから、やはり専門的な観点からの調査をお願いするということになるかというふうに思います。

そして、独自の観点の点でございませうが、この教科用図書の採択につきましては、大阪府の教育委員会が教科用図書選定審議会という、そういう会議を立ち上

げて、この採択をされる教科書についての具体的な観点についての、教科書についての図書がございませうので、例えば、中学校の国語で、平成13年度の大阪府の教育委員会の選定資料でございませうが、項目は7点ございませうして、取り扱い内容が適切かどうかということだと思ひます。2番目に人権の取り扱いはどうか、3点目に内容の程度はどうか、4点目に組織、配列はどうか、5番目に分量はどうか、6番目に創意工夫の観点はどうか、そして7点目に国語ですので言語活動例の取り扱い方はどうかというような項目が指定をされております。その折に、摂津市の方の採択については、摂津市として独自にもう1項目追加をして、教科書の内容についてみていただきたいということで、例えば、一例を挙げさせていただきますと、情報社会になりましたので、その教科書が情報教育に対応ができていなかどうかというような独自の観点を挙げた教科もこれまでございませう。

それから、市民の方の非公開の件でございませうが、これにつきましては、教科書展示会に意見箱を設置をして、その閲覧をしていただいた方の意見を書いていただくというふうに仕組みをつくっておりますので、その時点ではその方はその教科書を見て率直なご意見をいただけるものと思ひますので、その際に公開ということを前提にさせていただきますと、それで意見を出していただけるのかどうかということをちょっと危惧しているところがございませう。

なお、この閲覧者の方の、市民のご意見につきましては、選定委員会はもちろん、教育委員会にもお示しをして目を通していただくという形はとってございませう。

○山本善信委員長 井上館長。

○井上市民図書館長 昼間管理業務につきまして、特に今年の4月から図書館では週1回、月曜日の形で変更をさせていただきました。その関係で、職員の休暇につきましても2班に分けて、今までと違った形になります。そういう関係で、火曜日に勤務する職員がこれまでの半分になるということになります。それで、月曜日休館のあと、返ってくる本を処理するのが半数の職員ですということは、もうこれとてもできないような状況になってきます。

それからもう一つ、今後、図書館としましては、学校図書館との連携を深めていきたいところで、団体貸出に力を入れていきたいというふうに考えてます。

そういうことで、団体貸出の事務につきましても、今後、この業務の中に含めていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つ、性的描写にかかわります本の購入につきましてですが、図書館としましては、そのような本を購入しないという考え方は持っておりません。特に、成人の方にとりましては、肩の凝らない資料もやっぱり必要ではないかというふうに考えております。ただ、置き場所につきましては、十分注意していきたいと考えております。

○山本善信委員長 大路課長。

○大路学校教育課長 すいません。一部答弁漏れがございました。

修学旅行の1社の問題ですが、これにつきましては、北摂も含めて、どんな形で経過で1社になっていったか、またその他の業者があるのかどうかについても、これは調査をちょっと、一度させていただいて、改めてご答弁させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○山本善信委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 教科書の採択に関してですけど、本当に今非常に教科書の採択ということに関して、いろいろ議論をされております。例えば、従来あったように、採択された教科書が外圧によって、それをもう一遍再度の変更されたとかいうようなものも聞きました。そういう点、非常に私は憤慨をしております。白表紙である本がよそに出回って、それが外国まで通じてその外圧によって我が国の教科書が変えていかれるというのは、非常にけしからんことやというふうに思うわけでありまして、それは今回はそういう動きが出ておるわけです。教科書というのは、非常に大切な認識があるものでございますので、非常にこれからより一層教育委員自体が、より一層その採択に関与されて、より望ましい教科書が選ばれるということを希望したいと思ひますし、またその決まった教科書が、それがどういう形になろうとも外部からの圧力に対して、非常にそれが変更するとか、変えられるということがないように、それもきちっと予防策をとっていただいて、対応していただきたいというふうに思ひますので、これは要望しておきます。お願いします。

それから、民族学校の件、どうも俺理解できないんですけど、政治的な判断でそうされたとかいうて、政治的な判断という状況が、その昭和57年、何かそういう形で、そのときの状況が現在まで続いているというのは、現在は国際関係も大分変わったことやし、状況も変わったし、それから歴史観も変わったと思うんですよ。

例えば、在日朝鮮人、韓国人の歴史的な問題というのがありますが、それも大分変わってきたと思うし、その時代にそれが正しいと思われとったことも、

それも変わってきたわけですね。強制連行の事実はなかったとか、それから、慰安婦の問題なかったということも、今その点は議論されておるわけですけど、そういう認識が大分変わってきたことも事実ですから、その以前の一つの認識で、今を計るというのはおかしいわけであって、その都度やっぱりそれは議論していかなあかんというふうに思います。

それから、もう筋が違うということなんですけども、例えば、これ在日朝鮮人でも、その日本の文部省、例えば義務教育課程であるその地域の小学校に入れるわけですよ、これ。当然入れますよね。それをあえて入らんと、文科省が認めてない学校に入るとるのに、俺ら税金払とると、ほんまにそのそういう理屈言い出したら、何も動かへんわけで、それやったらもらう義務があるというのはおかしい話であって、そういう点の筋論が非常に抜けてるんですよ。

だから、その点、今後、部長がおっしゃる理屈は以前の一つのものを中心にこれを考えてはるんですけど、今の状況が変わった段階で、それからその今いうたように筋論から考えても、やっぱりちょっとおかしいと思いますので、ちょっと再度ご答弁いただきたいというふうに思います。

それから、人権侵害の件は、要望しましたわな。

それから、音楽祭に関してですけど、その企業に対して協力されるという形をとられるということで、それはそれでわかりましたけど、従前からやっておるPRの方法は、ずっと今までこれまで質問の中で、やりとりの中でPRします、PRしますって言うてはったわけですけど、その結果が先ほど言いましたように200人ぐらいしかおれへんかったというこ

とですので、これはどういうふうなPRの方法を17年度はしていくのかということも、もっともっと具体的にご答弁いただきたいんですよ。

例えば、音楽家協会に対して任す、それだけ違うて、いろんなことをやるという形でいうてはりましたけど、もうずっと結果が出てないんですよ、17年度結果出してもらわんことには、これは存続にかかわってくることだというふうに私も思いますので、もっともっとやっぱり戦術と戦略を練っておられるというふうに思います。これだけの年月、質問をされておるわけですから、そうでしょ、それをちょっとご答弁いただきたいと思います。

それから、図書なんですけど、だから、司書の仕事に対して私は言うておるんですよ。こういうことが、例えば、大人のやらしい描写の、性的にやらしいと感じるものは個々の判断によって違うと思うんですけど、性的な描写のある本は購入しないということじゃないというふうに、それはそれでええと思います。ええと思いますが、それやったら、何がだれの基準によってそういう性描写への基準があるわけでしょ。

例えば、そのためにやっぱりそれなりの司書とか、そういう資格の方がおられるわけですから。私が性描写と見て、これ全然やらしくないやん思うことが、ある人が見たら、これごっついやらしい、こんなんポルノやないか思うかもしれません。その基準は何かということをお聞きしたいことと、それから、漫画もこれずっと選ぶことに関して、司書が非常にこういう形でふさわしくないということで、何回も繰り返してはるわけですから、そのことに関して。だから、具体的にそういうことならんようなシステムはどうい

うふうにされるのか、お聞きしたいと思
います。

それから、修学旅行の件ですけど、こ
れ、今日始めてと違うんですよ。今回
はじめてと違うんです、この質問。何で
こういうふうになったかということをも
前にも聞いたんです、私。調べんとわか
らんって前もいうておって、今回も調べ
んとわからんって、一体これどういうこ
とかなと思いますよ。

おかしいでしょう。例えば、業者が1
社やいうのがずっと続くというのは不
自然なことでしょう、これははっきりい
うて。それを私は指摘したんです、過
去において。それやのに、まだそうい
うことで、まだ調べてないということ
自体おかしいでしょう、それ。

教育長、答弁してくださいな、これ。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 それでは、民族
学校の分について、いろいろと就学援
助をやってきた経過というのは、それ
ぞれの時代において、いろいろ判断さ
れたものだというふうに思うんですが、
現時点で、今この朝鮮学校、民族学
校は、なるほど渡辺委員がおっしゃ
ってるように、いまだ文部科学省とし
ては学校としては認めておりません
けども、やや取り扱いとして弾力的に
扱ってきてると。例えば、一つとし
ては、今まで朝鮮学校の卒業者は大
学の、公立ですけども、受験資格を
認めておらなかったんが、文部科学
省の方で要は大学入学資格の弾力化
ということで、そういうことを認め
つつございますし、いろんなスポーツ
面でも朝鮮学校の参加を認めたりと
か、いろいろとそういうふうな弾力
的な取り扱いをしてきておりますし、
一方、国連の方の人権差別撤廃条約
関係とか、あるいは社会権規約委員
会とか、そういうところでもいろいろ

こういう民族学校に関して、いろいろ
議論をされておまして、決して以前
のように朝鮮の民族学校については、
排除していくということじゃなしに、
やはり基本的には認めておりません
けども、やや弾力的に扱ってるとい
うようなことがございますので、そ
ういう流れからして、この就学援助
を今この時点でやめるということ
については、もう少し検討をしなければ
ならないというふうに考えてお
ります。

○山本善信委員長 木下課長。

○木下生涯学習課長 音楽祭の事業
のPRにつきまして、具体的に今後の
取り組みにつきましては、新たにとい
いますか、これは今までもやってき
てるところなんですけども、市外に
ついては、音楽関係の楽器店なり、
音楽の関係の大学なりというような
ところでチラシ等ご案内もさせて
もらったり、音楽の専門誌に開催
の記事を広報載せたりとか、やって
おります。

市内につきましては、秋の各種文化
関係の事業の折に、音楽祭の開催
のチラシのPRなり、音楽連盟の中
の町の音楽家協会の方々ともタイ
アップして、音楽関係のお知り合
いの方にPRもやっていただいた
結果が、予選が273人、本選が
297人という参加人数、入場者
数でございます。

ただ、ひとつご理解いただきたい
のは、この摂津音楽祭については、
クラシック音楽のコンクールでご
ざいまして、いわゆる文化ホール
での開催、約500名余りの客席
を埋めるについては、ある程度
の限界もございます。

いわゆるこのコンクールの上位、
金賞・銀・銅賞の上位の3賞、そ
れとリトルカメリア賞、摂津市
内代表者、この4人の演奏家たち
と交響楽団との共演を3月の、

今回でいきましたら3月7日の日曜日に開催いたしましたリトルカメラア推薦コンサート、それが一連の音楽祭の集大成として、年度の集大成として我々も認識しております。

この推薦コンサートにつきましては、中の運営につきましても、コンサートにふさわしい内容、並びに入場者数、今現在把握できておりませんが、かなりの入場、ご来場をいただいて、毎回好評をいただいているということをつけさせていただきます。

○山本善信委員長 井上館長。

○井上市民図書館長 性的描写にかかわります基準につきまして、これは最終的には裁判所の判断によると思います。

それから、そのような本の購入につきましては、一人の人が判断するのではなしに、今後はきちっと選書会議の中ですべての方に見ていただき判断する形で処理していきたいと思えます。

○山本善信委員長 和島教育長。

○和島教育長 それでは、修学旅行の取り扱い業者がなぜ1社であるのかという点でございますけれども、現在、中学校におきましては、割合規模が大きいので、複数の業者が入って、その中で見積りを取りながら選定をしていってるということでございます。それと小学校の場合には、比較的小さな規模であり、学校によっては二十数人とか、そういう旅行にもなります。

大きい学校でも七、八十人であり、そういう規模が多いので、やはりそれが取り扱えるかどうかということで、今日まで一つの旅行社を使ってきたんではないかと考えております。

ただし、それがいいかどうかといいましたら、いろんな問題がやはりそこにはあるだろうから、今日の状況であります

ので、今後につきましては、複数の見積りなりをとりながら、複数の業者を使えるようにしていきたい。

ただ、それも先ほど言いましたように、数十人、20人なり30人の旅行の場合に、手を挙げる業者があるかどうかという問題もありますけれども、方向としてはやはり見積りをとって、複数業者で選定していく方向で今後はやっていきたいと、そのように考えております。

○山本善信委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 摂津音楽祭の件なんですけど、もちろん本選はそれなりに入っているということは認識しておりますけど、私がいうとんは、その摂津音楽祭のその予選自体が非常に値打ちがあるし、この予選の人のレベルの高さということ、過去からずっと言われておるわけです。

その人間が二百何人ですか、その来られる方々が。それで、いうたように、従前こういう努力をしとんねんけど、こんなんやからしゃあないやないかということでは具合悪いわけであって、あと何遍もいうようやけど、この数百万のお金が生きた金としてやっぱり使われるということがわれわれの希望なんですよ。宝物を、多くの方々が同じ宝物だという、共有して、市民全体が共有していただけるいう気持ちが一番なんです。そのためには何をしていただけるかということをやっと決算、予算、決算、予算でこれやり取りやってきたわけであって、そういうことが去年の段階で、まだそういう形の人数しか出てないということは、これは皆さんの努力不足以外の何でもないというふうに思いますし、皆さん自信が限界を感じるんやったら、もっともっと外部のいろんな意見を聞いたり、例えば実行委員会はあると思うんですけど、その実行委員会自体、いろんな幅広い範囲の

方々に来ていただいて、多くの人にこの音楽祭を関与さすというか、その中に入っていただいて、みんなで盛り上げるという形をとらなあかんというふうに思うんです。

だから、一つ一つの現象、一つ一つの各論を変えていくんじゃなくて、根本的な一つの発想を変えていかんことには、この音楽祭がみんなに広まっていかんのかなというふうに私は感じるわけです。

そういう意味で、非常に皆さんの手法でおったら、これ限界を感じるわけであって、だから、今後、17年度はしっかりと、もうあとがないというふうに思いますよ、このままでいっておったら。

このままでずっと一つの結果を得られなくていっておったら、これはやっぱり、最終的には市長が判断しはるんだと思いますけど、やっぱり市民の批判、議会の批判もこれは当然起きてくることというふうに思いますし、せっかくの宝物という私も認識しておりますから、それを光るものにしていただきたい、これはもう強く要望しておきます。

それから、図書館の件ですけど、最終的には性描写は裁判しか、えらいことを言い合ったなと思って私も思っと思ってんですけど、そら裁判に、市民と裁判しはるんやったらしはったらええと思いますよ、そういうことで訴えられたら。

ただ、今いうとるのは、私らとしたら、館長としたら、開き直りとしか感じひんのですよ、その答弁は。

だから、その例えばこういう本が、私が言いたいのはこういう本が過去においてもややこしい本が子どものもとにあった、二度とこういうことをしないようにしますという形でご答弁をいただいたのに、またこういう形であった。それが何

でかということが、これ質問の根本的なことなんですよ。

それは業者任せやから、そのことを気づかへんかった、何とか違くて、やっぱりきちっとしたシステムをつくって、こういうことに関してそういうことならんようにせなあかんわけですよ。そのシステムを構築してなかったんですか。前の、私が過去において質問したことに関して。そやからこういうことになったんですよ。違いますか。

だから、私は芸術的、そういう性描写の本に関しては、非常に寛大なタイプの人間ですわ。寛大なタイプの人間やから、そういう形で私はけしからんじゃないかと訴えることはないにしても、私は、やっぱり分別がつかない子どもたちが非常に過激なこの間違った性描写ですわ、そういう本があることに関して、非常に危惧を感じた。市立図書館としてふさわしくない。

館長もご存じのように、今いっぱい世間で子どもたちの目に触れさせたくない本というのは、もうあふれてるんですよ。コンビニ行っても非常に強烈な性描写の本があるわけですよ。そういう点で、やっぱり親御さんがデリケートになっておるんですね。そういう状況において、こういう本が子どものもとにあったということは、非常に遺憾ではないかというふうに私は言っておるわけであって、そのことに関して、具体的にほんならどういような、例えばバーコードして、ちゃんとこれから、ちゃんとみます、みますでは、私はそのことうのみにでけへんわけですわ。そういうことに関して、どういようなひとつのこのチェック機関をつくるの、あなた方図書館のシステム、どういシステムいうのはよくわかっておるわけですから、どういシステムを

とって、こういう本が紛れこまんようにするかということを確認にいうて下さい、それは。

裁判どうこうというのは、私そんな裁判するていうてまへんがな、そんなもん。そんな大層な話しとんのと違いますよ。ご答弁いただきたいと思ひます。

それから、その業者選定の件なんですけど、教育長。

だから、今いうたように、過去にいうておるのに、まだこういう形で同じことをご答弁いただいておりますのが私は納得できないんですよ、納得が。

前回もいうたように、ここでやりとりしたことはちゃんと守ってもらえるというひとつの前提の下で、我々がこれやりとりやとるわけでしょ、そうでしょう。

ここでいうたことは、もうそれで終わりやいうんやったら、やっても時間の無駄ですやん。その点、もう言いませんから、もう今度は十分にご判断いただいて、そういう点、公正な形で選べるよう。

そして、やっぱり今最初にいうたのは、いっぱいいろいろな子どもたちの意見を聞いて、また保護者の意見を聞いて、やっぱり行く場所ということも、やっぱり子どもたち中心に物事を考えていかなあかんということがありますから、平和教育もいいんですけど、広島・長崎以外でも平和教育できるでしょう。

そういうことで、いっぱいいろんなところをみんなから聞きながら、修学旅行、場所を設定していただきたい、そのように要望したいと思ひます。

○山本善信委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 図書館の件でございます。

昼間管理、それに司書とは何か、司書の仕事とは何かということをも具体的にどうチェックしていくかということから、

いろいろご質問もいただいたわけでございますけれども、我々も図書館については、業務の見直しが必要であるとも考えております。

したがいまして、業務の効率化を図る中で、司書の仕事とはどういったとこまでする、あるいは昼間管理業務はどこまでするのかということについて、再点検してまいりたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

○山本善信委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 図書館そのぐらいにしておきます。

民族学校の件、まだ残っておった。

今いうたように、社会の状況がいろいろ変わっておる、部長がおっしゃる状況もわかりますけど、ただ、いうたように、私は原則主義というのは大切にしたいと思ひますので、原則をやっぱり保ちながら、筋論をきちっとしてもらわんと、例えば、非常に納得できないこともあるんです。

これは、子どもたちに対して及ぼすことではないと思ひますけど、今北朝鮮に対しての制裁云々ということもあるわけやし、その北朝鮮の諸問題に朝鮮総連もかかわっておることやし、その朝鮮総連の關係にやっぱり朝鮮学校、初級・中級、それから高校、大学まであるわけですけど、そういう形のものがあるというふうになっておるわけで、非常にそういう点ではデリケートに感じられておる市民もおられると思ひますので、そういう点、過去からずっとそういう形で言ってきた、それなりのあれはわかりますけど、十分検討していただきたい、そんなふうに約束をしていただきたいということ、約束をいただきたいということをも要望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○山本善信委員長 以上で、議案第1号

所管分及び議案第9号所管分の質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時40分 休憩)

(午後2時48分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第21号、議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第29号の審査を行います。

本5件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

嶋野委員。

○嶋野委員 ご質問をさせていただきますが、実は、この指定管理者につきましても、また本市の状況につきましても、大変はなはだ不勉強で申しわけないなと思ひながら質問するわけなんですけれども、条例が仮にされて、指定管理者に移っていくということになっていったら、いわゆる例えば温水プールですとか、青少年運動広場ですとか、いわゆる貸し借りの事務手続きといったものがその管理者先に移っていくんじゃないかなと思うんですね。

そのときに、現在、体育振興課で抱えている仕事ということを見ると、これ激変するのではないかなと思います。そういったときに、体育振興課として、今後どういった道を進んでいくのかなということで、非常に思っております、私は例えば今いわゆる介護予防ですとか、そういった健康増進、福祉の話が非常にクローズアップしております、そういったことができる器が今あると。

例えば、温水プールであったり、あるいは味生体育館の器具だったりとか、こういったものを有効に利用できないのかなと思っておるんですが、そこら辺で、指定管理者と直接関係ない話かも知れませんが、今後の体育振興課のあり方とい

うことについて1点お聞きしたいということと、先ほど私はいわゆる手続きが管理者先に移っていくという前提で話をしておりますが、本当にそうなるのか、そこら辺の具体的な事務手続き的な話もこの際お聞きをしておきたいと思ひます。

○山本善信委員長 山下次長。

○山下生涯学習部次長 それでは、管理者制度の導入に伴います事務の移管ということでございますけども、一応私どもの方では、今現在考えておりますのは、思っておりますのは、体育施設の貸館業務、または受付業務でございます。特に青少年運動広場等の受付業務につきましては、今現在、市民の方は市役所の体育振興課に来ていただいております。

これが、一応管理者制度が導入されますと、今後受けていただく団体のところの事務所の方に行っていただくということになりますので、体育振興課には貸館的な受付に伴います市民の方は来られないということになります。

それに伴いまして、確かに今嶋野委員おっしゃいますように、体育振興課の本来の業務的なものは軽減されるということは確かでございます。

その部分につきましては、今後、体育振興課または全体的な形の中での意向になっていこうかなと思っておりますので、私の方からちょっとその状況につきましては、答弁はちょっとできないかなと思っております。

続きまして、今現在の移管につきまして、今先ほど言いましたように、受付関係、または許可関係、そして還付関係等の事務につきましては、すべて今後指定管理者制度を導入されますその団体の方に移管されるということで、今現在考えております。

○山本善信委員長 嶋野委員。

○嶋野委員 今ご答弁いただきまして、今後、体育振興課がどのような道を行くのかという点につきましては、これは慎重に検討していただきたいということを要望して申し上げておきたいなと思っておりますが、もう1点だけ、確かに利用者からすれば、利用してる際に、今までは体育振興課に来ていたと、それがいわゆる管理先に移るとのことなんですが、このガイドラインと申しますか、本市が出している指針によると、苦情のことについて若干触れておられまして、確かに苦情といったものは、その管理先が受けるものであると、ただ、しかしこの体育振興課とは書いておりませんが、この行政側に来たときにも、しっかりと行うようにということが記載されておりますので、その点をしっかりと業務の一つとして考えて、行っていただくということを要望として、これも申し上げておきたいと思っております。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

安藤委員。

○安藤委員 指定管理者制度という制度が新しくスタートするというので、この文教所管以外の委員会にも多岐にわたって公的な公共機関の管理を指定管理者へというようなことになっていく上での議論になっていくかと思っております。

あくまでも指定管理者というのは、公的な施設、住民の福祉の増進を目的として設置された施設、これの管理について、円滑に管理できる先として、民間企業も参入も認められるという意味で、指定管理者制度がつくられてきたというような経過があったかと思っております。

そうした中で、やっぱり基本としては住民の福祉の増進を目的としていると、

これがもう大前提のものでありまして、体育施設であれば、住民、市民の方々の健康や福祉の増進についての施設として、それを、管理を委託するというものであるという、そういう観点を忘れてはならないのではないかなというふうに思うわけですね。

そういった点から、ちょっとご質問させていただきたいんですが、当面は指定先もこれから決めていく、またはいろいろな管理の方法についても、5年間据え置きのようなお話、ご説明等あったかと思いますが、指定管理者制度に移管したあとについても、やっぱり使われるのは市民の方であって、いろいろな管理上問題がある点について、教育委員会としてどのように関与ができるのか。

それから、いろいろな委託した管理者の状況、情報等、どのように公開できるのか、情報公開条例にも適合する中身になっているのかどうか、その点をお聞かせいただけたらなと思っております。

それから、議会としての関与について、非常に基本的なお話で恐縮ですが、議会としてこの指定管理者制度となったときの関与、温水プールの条例で指定管理者の方に指定された、指定を今後されていくかと思っておりますけれども、議会としてはどのような関与が可能なのか。もしくは、今まで関与できていたものができなくなるところはあるのかどうか、ちょっとお聞かせいただけたらなというふうに思っております。

あわせて、指定管理者制度というのは、今までは使用料は市に納めていたものが、利用料として指定管理者が収入として受けとって、その範囲の中で目的に添った形で運営をしていくというものだというふうに理解をしているんですけども、今回の条例案の中では、使用料については、

引き続き摂津市の方が受け取るというようなことにもなってるかと思えます。その辺の利用料金制度への移行については、どのようにお考えになっておられるのか。

それから、今まで公的な体育施設でございましたから、市民の方が利用される際に、減免の制度、または利用料の免除の制度があったかと思えますけども、そういった減免制度については、どのようなになっているのか。

条例の案文を見てみますと、市長が認めると、認めた場合という形になっています。これは、恐らくまだ現段階においては、摂津市が収入を受けて、必要経費を当面管理者の方に支払っていくというような形態をまだ当面とっているということからではないかなと推測してるんですけども、その点をお聞かせください。

あと、具体的に、例えばお聞きしますけども、21号の温水プール条例ですが、指定管理者制度に移行したときに、今までも管理委託という形で、同じ委託ですけども、大分その権限も違ってくるかというふうに思います。

例えば温水プール、今回の条例の中では、利用料金が1時間を越した場合の超過料金を、今まで1時間単位で計算していたものを30分単位ということで、弾力的なちょっと、弾力的じゃないですね、これは条例として変更していただいて、ちょっとオーバーした場合についても、丸々1時間の料金が取られないような形で、いろいろ要望が出てる中で、そういった受けとめをしていただいて、その点の改定をしていただいたかというふうに理解しているわけですけども、そういう市民の皆さんの要望ですとか、そういったものが受け入れられるような仕組みがあるのかどうか、1時間のプールの時間で来て、着替えやいろいろ云々している間

に1時間のつもりだったのが、わずか数分カードを押し忘れることによって、追加の今度は30分になりましたけど、追加の料金が必要になってくると、きっちり規定どおりにいけばそういうことになるわけですが、今までの状況でありましたら、市民の実情に合わせていただいて、一定の時間帯、弾力的に運用してもらおうというようなことが取られていたわけですが、そういった点なんかはどのようになるのか、ちょっとお聞かせください。

それから、27号の摂津市立体育館の件ですけども、これは福祉会館の方が閉鎖されるということに伴って、同時に指定管理者制度への移行ということで、市立体育館の条例の改正だということだと思うんですけども、福祉会館条例の中の体育館の料金設定は、体育館でアリーナ、体育として使う場合は区分ごとに3,000円とかで区分されていたかと思うんです。それがそのまま横滑りのような形で市立体育館の条例の方にも料金体系として移されているということになっていきますが、福祉会館の条例の中での体育館の料金表には、体育館の使用目的に応じて若干料金が違っている。例えば集会の場合、定員が1,200名で時間においてスポーツで利用する場合は3,000円なのが6,500円になってますよというような規定があったりとか、それから地下の控え室の利用料金であったりとか、そういう個別の利用によっての料金体系も規定されていたかというふうに理解しているんですけど、今回のこの市立体育館の条例に移行した場合について、どのようなになっているのか、ちょっとお聞かせをいただけたらと思います。

市民の願いや要望とかを受けて、利用しやすいように弾力的な運営を図ったり、管理をしいていくということに関連して、

29号のスポーツ広場についても、いろいろ地域の皆さんからこのスポーツ広場についてご要望もこの間あったかと思えます。鳥飼の地域では非常に貴重な空間としてのスポーツ広場であるわけですが、管理上の問題で時間外については今施錠をされているというような状況になっているのではないかというふうに理解していますが、貴重な空間として地域の方々が散歩であったり、ジョギングであったり、そういった形でも使わせてほしいと、当初はそういう要望を受けて開けていただいていた経過もあったと思えます。こういった市民の要望とかについて、指定管理者制度に移った場合のどのように受けとめられるのか、重複しますが、その辺の仕組みの問題、時間外の施設の管理の問題、その点もちょっと一緒にお聞かせいただきたいと思えます。

○山本善信委員長 山下次長。

○山下生涯学習部次長 指定管理者の情報公開的な関係の考え方でございますけれども、私どもの方では指定管理者制度が導入されますと、それに伴い管理に関する収支の状況、利用者数の推移、また職員の配置状況等のものが当然出てこようかと思えます。そういうものにつきましては、ホームページ等で公表するなど、事前に今後なっていく方の団体と話し合いを行っていききたいということでは考えておるところでございます。ただ、具体的にどのような形でやっていくかということにつきましては、お時間をいただく中でやっていききたいということで思っております。

それと、減免関係でございますけれども、減免関係につきまして、私どもの方ではあくまで今回条例の指定管理者制度の導入ということでございますので、今までどおりの減免関係はそのまま推移できる

と考えておるところでございます。

続きまして、ちょっと前後するかもわかりませんが、温水プールの今回1時間の基本料金から30分ということで、新たに設けさせていただいております。この件につきましては、市民の方々からいろいろご希望もございまして、要望等も今回受けております。その中で、今回30分というものを新たに設けさせていただいております。その中で、今、安藤委員がおっしゃいますように、仮に30分以上超過した場合の部分についての扱い方でございますけれども、私どもの方では今現在は、今回、新たに30分というものの一つの制度というものを新たに設けさせていただきましたので、それ以上の部分につきましては便宜はどうかということ、今現在考えております。

ですから、一応30分の延長という部分につきましては、今のところは私どもの方が考えておりますのは、猶予というものはできましたら廃止はさせていただきたいなということで考えております。

それと、スポーツ広場の関係でございますけれども、確かにこのスポーツ広場につきましては、今現在4時半以降、使用後につきましては閉鎖させていただいております。この件につきましては、私どもの方でも地元自治会等々とお話させていただく中で、その管理面におきまして相当いたずら等がございまして、この件につきまして、摂津警察の方には報告ちゃんとさせていただいておりますが、管理面からいきますと相当無理があるということで、地域の自治会とも話をさせていただく中で閉鎖させていただいております。

ただ、今後につきまして、指定管理者制度を導入するに当たって、なっていく団体等との協議でございますけれども

も、今の段階におきましては、今の継続の形の中で考えていきたい。ただ、長いスパンの中では再度検討ということもあるかもわかりませんが、今の段階におきましては、もしまた開けますと、またいたずら等というものが出てまいりますので、今の段階におきましては、ご理解いただく中で、このまま閉鎖という形の中で考えていきたいということで思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、今回の指定管理者制度に伴います問題点につきまして、議会の関与ということでございますけれども、ただ、私どもの方でも今回指定管理者制度の導入につきまして、当然なっただけでなく団体と色々な形で協議をさせていただきながら、平成18年4月から施行させていただきましても、その中で当然市民の方々、また色々な方々からご希望または色々な問題点等も出てくるかもわかりません。そのときには、何らかの形でお示しをする中で協議していきたいなと思っておりますので、その事案等によりましては、今のところはお受けできるかなということで思っております。

ただ、その問題というものが果たして私どもの方で今後どのような形が考えられるのかということにつきましては、今現在事前におきましてちょっと把握もできておりませんが、できるだけ情報公開なり、色々な形の中で公開する中で行っていきたいということで考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

それと、市民体育館の料金体系でございますけれども、今回、市民体育館につきましては、以前の料金体系でしたら、今、安藤委員がおっしゃってますように、色々な種目によりまして、集会等につ

きましての料金設定でございました。今度、私どもの方では、平成18年4月からはあくまで体育施設として移管されますので、体育にかかわります利用料金設定ということでさせていただいておりますので、そういうような形の中で今現在私どもの方は考えております。

ですから、この部分につきましては、今、料金の改定につきましては、アリーナの部分ということで、それ以外のは以前項目にあったと思っておりますけれども、今回削除させていただいておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○山本善信委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 今の山下次長の答弁で、教委としての関与、そして議会としての関与、また利用料金等の考え方につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、例えば、議会あるいは教育委員会としてどのような関与をするのかということで、これについては公の担保をするために必要なことと考えております。

具体的には、指定管理者の選定の手続きをまず条例で定めるとしてありますこととございます。そして、また指定管理者の指定は議会の議決を経るものとしてあることとございます。

また、管理の基準、例えば休館日とか開館時間等につきましては、あらかじめ条例で定めることとしていることとございます。これまでは、施行規則等で定めておりましたけれども、これも指定管理者の恣意を排するために条例で決めるということにしたものでございます。

また、指定管理者につきましては、毎年度終了後、事業報告書を提出すると、教育委員会に提出を求めるものでございます。もちろん、先ほど申されました情報公開については、それにしたがってそ

れを閲覧できるというふうに考えております。

それから、また市の指示に従わないときにつきましては、指定の取り消しを行うことができる、こういうふうなことで、公の担保というんですか、制度として指定管理者制度が立ち行くようなところを図っているところでございます。

それから、利用料金等の考え方でございますけれども、これは三つございまして、すべて設置者である市の方からの指定管理だけで、指定管理者が事業を行う場合と、利用料金と併用する場合、また利用料金だけで行う場合の三通りがございます。

例えば温水プールであれば、利用料金あるいは教室の利用者、料金等取られているんですけれども、当面の間、そういったことについては、市の歳入にすることで考えておりますので、ですから、したがって、すべて設置者でございます自治体からの指定管理料だけで行っていただくと。そのかわりといまして、その利用料金等については、市の歳入になるという考え方でいきたいというふうに考えております。

○山本善信委員長 安藤委員。

○安藤委員 まだ、指定管理者の指定であるとか、その中身などについて、これからいろいろ議論してやっていくもののかなというふうに思っているわけですが、指定管理者制度導入自体が効率的な経営をしていくために、その公的な施設を経費の削減というような中身で指定管理者制度を導入したひとつの目的の一つに挙げられているということもよく言われているわけですが、その経費の削減をするということが余りにも強調されることによって、市民の人たちの利用する機会であるとか、権利であるとか、そ

ういうもの、今までのサービスの中身が低下していくということがないようにしていただくことがまず第一ではないかなと思います。

今回は、民間企業に委託することができるということも大きな変更の一つだと思います。民間企業というのは、これは当然ながら社会的な使命からして、立場からして、利益を挙げなければいけない、利益を挙げて税金を納める、それが民間企業の立場だと思います。

利益を挙げようと思えば、まずはコストを下げる、それからいろいろな付加価値をつけた商品を開発して、それを料金を設定して提供する、この二通りのやり方で経費の節減をしながら効率的な経営をやっていくのではないかなと思うわけですが、公的なこういう体育施設などの管理という面においては、経費のほとんどが恐らくは人件費であろうかと思えます。

そういった点で人件費の削減に手をつけざるを得なくなってくる。そして、今までの正職員が、摂津の職員もそうですけれども、臨時、不安定雇用へと移っていく中で、サービスの質の問題であるとか、それから特別な知識、特に体育施設の場合、特別な知識であったり、能力であったり、継続性であったり、そういったものが途切れがちになってしまうのではないかな。そういう心配もしてるわけで、そういう点では我々この指定管理者制度自体については、国のレベルでは反対をしてきたわけですが、ただ、こうした制度を一番の目的である住民の福祉の増進を図るための施設として、その観点から市民の願いや声をしっかり受けとめられて管理されるように是非していただきたい。特に、いろいろな管理者との間にいろいろな契約も結んだり、それから取り消し

の条項があったり、秘密保持の条項があったりするわけですが、一つのところに管理委託を丸々出した際、その中身についてまるっきりブラックボックスになってしまって、問題が起きたときにその状況が市教育委員会の方で一切わからないような状況になっていて、問題が起きてしまったと。そういうことにならないようにするためにも、是非その情報公開、摂津市の情報公開条例に基づいた形で、この指定管理者制度を検討していただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

川端委員。

○川端委員 このたび、地方自治法の改正に伴いまして、この管理委託制度から指定管理者制度へと移行する条例の制定ということでありますけれども、この温水プールに関してまして、先ほど一般会計の予算のときにも質問をさせていただきましたけれども、今、るるいろいろ説明がありました。一定の理解をさせていただいておりますけれども、委託先にその折、助言とか指導をしていきたいという、今もお話がありましたとおりですが、いうことで答弁をいただいておりますけれども、だから、本当に経費節減に向けて、もう最大に努力をしていただきたいということ、それがひいてはそれこそ市民のためになる、そういうふうな観点から、是非また、そういった意味でよろしく願いをしておきたいと思います。

要望ということでよろしく願いいたします。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時14分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

次に、議案第24号所管分の審査を行います。

本件につきましても、補足説明を省略して質疑に入ります。安藤委員。

○安藤委員 重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例ということについて、この文教所管では今回スポーツ広場が加えると、追加されるという中身になっているわけですが、この指定管理者とかいうものとは別個にして、このスポーツ広場、スポーツ広場も指定管理者制度へ移管する個別の条例が出ておりますが、この重要な公の施設に関する条例という形でスポーツ広場が今回ここに加わってきたという理由というんですか、もうスポーツ広場という、もっと前から全農の用地をお借りして、国体の用地として使われたあとに摂津市が購入したものであって、そのあとスポーツ広場としても利用されてきたものであるわけなんです。今の状況での公の施設に関する条例について、重要な公の施設として今回追加になっているという、その辺の経緯をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○山本善信委員長 山下次長。

○山下生涯学習部次長 スポーツ広場の今回議案とさせていただいております、重要な公の施設の中に参入をさせていただいたことでございますけれども、これにつきましては、委員の皆様もご存じだと思いますけれども、スポーツ広場につきましては、国体というひとつの会場として当初建設されたものでございます。そ

のときには、当然、全農の跡地ということで、借地ということでお借りをしてもらったわけでございます。

その後におきまして、私どもの方で平成9年12月にその土地を市の方で購入をさせていただいたという経緯がございます。本来でありましたら、その時点でこの重要な公の施設の条例の中に包含しなければならぬところでございますけれども、そのときに条例の方に包含できてなかったということで、今回、一応整備をさせていただく中で、包含させていただいておるということで、挿入ということになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時17分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第25号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

嶋野委員。

○嶋野委員 今回、摂津市立の幼稚園の保育料、これを改定する、値上げをするといった趣旨の条例なわけですが、私、実は幼稚園の保育料というんでしょうか、これが値上がりするといったこと、これ自体には意を唱えるものじゃないんですね。仕方がないのかなと、そういうことを思っているんですが、まず、この保育料が今回7,000円から1万円に、追額ですけども、3,000円も上がると。この1万円という設定にどのような数値的な根拠があるのかなと、まずそ

れをお聞きしたい。いわゆる値上げということを実施する場合に、激変ということとは避けるべきではないのかな。例えば、上げるにしても、段階的に8,000円、9,000円というふうに上げていくということもひとつ検討されるべきではないのかなと思うんですが、その点についていかがなものなのか、見解をお聞きしたいと思います。

それと、これ代表質問に対する寺田部長の答弁の中かと思うんですが、平成元年からずっと据え置いておきたと、第1次行革の段階から値上げということは議論されてきたという答弁がございましたが、これはまったく行政の都合なわけですよね。市民の側、保護者の側からすれば、どのようにするのかといたら、仮に10年前からそういったことを議題のテーブルに乗せてこようと、あるいは10日前から乗せようと、その値上げをするんだと、値上げという趣旨の議案が上がったという時点から明らかになるわけですよね。それは突然だという印象を与えるのは、これは当然の話と思うんですけども、この点について、何かご見解があるのかな、お聞きしたいなど。

仮に、これ本議案が可決された場合ですけれども、18年4月から値上げをされるわけになりますよね。すると、この17年4月に入園される4歳児の家庭というのは、17年度には7,000円、次から7,000円納めることになりましたね。でも、18年、翌年になると、これ1万円を納めるといったことになるわけですよね。その際に、18年度に関しては、値上げをするかもしれませんよといった趣旨のアナウンスはしっかりされているのか、この大体いうて3点でしょうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○山本善信委員長 田川課長。

○田川学務課長 一応、保育料7,000円を1万円に引き上げることにに対する根拠ということなんでございますけれども、平成元年から値上げしておりませんので、16年、もう約17年近く値上げしてないということになるんですけれども、これなぜ値上げしなかったというのは、予算の委員会でも質疑になったわけですが、当時から、平成元年当時から7,000円を保育料の設定は、それなりに高い保育料いうんですか、そういう保育料であったということで、今まで保育料の改定が行われなかったということと、それと、近年、北摂各市において1万円に保育料を値上げする市が相次いでおりますので、北摂隣接各市に保育料を合わせるということと、あと、市立幼稚園の授業料、どうしても公立に比べて格差がありますので、その格差を縮めるという意味合いも含めて、今回1万円の値上げをお願いしたいということでご提案をさせていただきます。

それと、段階的に引き上げを考えられないのかということなんですけれども、北摂の各市の値上げ状況を見てみますと、豊中市とかはかなり段階的に引き上げをしておられるという状況をお聞きしておりますけれども、それでも豊中市の場合、現在1万円に引き上げておまして、段階的にいまして2年ないし3年おきぐらいに引き上げをされておられるということで、状況的には保育料月額1万円というような状況になってきておりますので、摂津市としてもそれと同じような保育料を徴収したいということで、今回値上げを提案させていただきます。

それと、保護者への通知なんですけれども、保護者への通知につきましては、

昨年9月に一応幼稚園の募集要項を配布させていただきました。その募集要項の中に一応今回の改定予定について、要項の中に明記させていただいております。

一応、保護者の問い合わせ等につきましても、その都度値上げを予定しているということでお答えをさせていただいております。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 激変緩和、なるほど7,000円から1万円で、段階的に7,000円を9,000円にして、次1万円にするとか、そういう激変緩和は今回の場合やっておりませんし、また他市の茨木市、高槻市もそういう額の激変緩和ではなしに、茨木市の場合は7,000円を1万円、高槻市の場合は7,000円を1万1,000円という、4,000円の値上げを、これは一気にされたということもございまして、そういうことに、他市の例になぞってやったという。ただ、本市が激変緩和をしたのは、18年4月、1年間を据え置いたと、この17年4月からじゃなしに18年4月、これは市長部局、特に市長との値上げのときの協議の中で、市長の方から1年間は据え置くようにということで、それで17年度、この4月に入られる方の先ほど田川課長が答弁しましたように、幼稚園入園案内、これは去年の9月にお配りするんですが、そのときの保育料のところは16年度金額は書いてありますが、そこのただし書きで、なお、保育料については改定を予定いたしておりますということで書かせていただきました。これを見られた保護者の方、何人かお問い合わせもございまして、その問い合わせに対しまして、学務課の中でマニュアルをつくりまして、どう考えているかということとその都度お答えをさせていただきます。

ました。

それと、この議案を発送した後も問い合わせがありまして、保護者の方から17年は値上げをしないんですねという問い合わせに対しましては、もう議案発送しておりますから、議会の議決がありますけれども、今、議案を上げておりますのは18年4月からの値上げということで議案を上げさせていただいておりますということで、対応させていただいております。

それと、平成元年から確かに値上げを内部で議論しておりますけれども、これは保護者は全然ご存じないことで、当然でございます、その平成元年のときには、本市の7,000円が決して他市に比べて低額な保育料ではなかったと、ほとんどの市が7,000円でありました。その後、他市の方が1万円、あるいは1万1,000円に値上げをされまして、そういうことから、本市の7,000円が北摂7市では低額になってきたということもございます。

ちなみに、7,000円が本市と吹田市も7,000円でございます。それと、池田市は現在7,500円でございますが、この2市については、まだ具体的にいつから値上げするかということは決めておられません、事務担当の方の問い合わせに対して、値上げは検討はしておりますということでございまして、この17年度の値上げは考えておられませんが、今後、値上げは検討していきたいというような回答を得ております。ただ、具体的に決まったということではございませんが、そういうような他市の動きもございます。そういうことから、今回、本市の場合7,000円から1万円の値上げをさせていただくということでご提案をさせていただきました。よろしくお

願いたします。

○山本善信委員長 嶋野委員。

○嶋野委員 私の1回目の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、もう一度同じ趣旨の質問になる部分もあるんですが、まず、その1万円を今回条例として上げてこられておるわけですね、保育料として。

この1万円といったものは、要は近隣の情勢を見て1万円が適当なのという、そういう判断で出してきた数字なのか、あるいはもろもろの経費を考えた上で、じゃあ、幾らやったら保護者の方に負担してもらえるのか、適当なのかといった話が出てきたのか、そのこのところの説明がなかったように思いますので、その点をまずお聞きをしておきたいと思います。

それと、私立との格差の是正ということをお課長がおっしゃられましたけれども、これはどういうことなんでしょうか。要は、私立は仮に授業料そのままとします。公立が7,000円から3,000円上がるということで格差が縮まるということの趣旨のことを言われたのか、あるいはこの3,000円上がるわけですね、保育料が。その中から、いわゆる私学に対する私学の幼稚園に通われてる方にはちゃんと助成金が出て行くということの理解なのかどっちもとれるわけですので、この点、しっかり明確にしたい。

それと、段階的にすること云々の話がありましたけれども、豊中の例を課長今出していただきまして、段階的にされているところあるわけですね。片や、茨木や高槻は7,000円、茨木は7,000円から1万円にされましたと、高槻は7,000円から1万1,000円にされましたと、これは段階的にやってませんよという話やったんですけれども、私

は本市の状況というものをもっと見なあかんの違うかなと。

どういうことかと言いますと、幼稚園が4園から3園に統廃合されましたと、その際に、保育料は値上げしてもらってもいいんですよと、ただ4園残してくださいという話があったんですね。その際に、教育委員会として、いや、保育料を上げるぐらいではそら効果はないんですよと、そういう説明をされてきたと、だから、抜本的な改革では統廃合しかないんですよと、そういうことをされてきたわけですよ。

ならば、そんなに効果がないのであれば、今回の上げる必要ないんじゃないかという話になって当然やと思うわけですよ。それならば、何も一気に3,000円も上げる必要ないと。例えば、最終的にいわゆる受益の負担のバランスを考えて、値上げしていくと。それをしたら、私は異を唱えませんが、それであるならば、統廃合してきたという経緯もあるわけですから、段階的にするといったことが、私はよりよい、ベターな選択ではなかったのかなと思ってんですよ。

その点について、もう一度お聞きかせいただきたいなと思います。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 1万円への値上げの根拠なんですけど、既に事前に資料をお配りをさせていただいております、市立幼稚園運営経費比較というのをちょっと見ていただきますと、平成元年の決算、これは保育料を値上げをさせていただいたときの決算でございます。ここで、保育料について、入園金及び授業料については、3,126万6,000円をいただいております。これは、値上げ後でございます。それで、人件費は1億1,599万7,000円は要りまして、歳出合計

は1億4,284万円、これに対しまして、入園料、授業料の割合はどうかと。これ、人件費入れた中で、入園料、授業料を考えると、これは到底そういう保育料で賄えるものではございません。

ただ、人件費を除く物件費で見ますと、平成元年では442万3,000円の歳入の黒字になっております。それが12年度、13年度、14年度、15年度といきますと、それぞれ物件費、人件費を除いた額で比較をしますと、12年度は2,278万9,000円の赤字、15年に至りましては、2,728万3,000円の赤字ということになります。

本来、受益者負担はどれぐらいの割合が適切かというようなことがございますが、市全体の中で、これはきちっとそういうふうにするということやないんですが、おおむね人件費を除いたランニングコストぐらいは受益者負担にすべきではないかという議論がございます。

ただ、しかし幼稚園の場合、これをすべて受益者負担にしますと、この2,700万円を上回る保育料ということになりますと、5,500万円ぐらいの保育料をいただかなきゃならないということになりますので、これは各市の保育料と比較をしますと、非常に高くなりますので、その辺は均衡を逸しますので、他市とほぼ均衡を保ったような保育料ということで、1万円を設定したところでございます。

それともう1点、幼稚園統廃合のときに、いや保育料を値上げしてでも統廃合をやめていただきたいという意見、これは正式に審議会の中でそういう話が出たのではなしに、反対運動をやっておられる中で、そういうことが一部おっしゃっておられまして、そこで我々保育料を値上げしても、幼稚園の統廃合をやめて3

0人学級、35人学級をやって、待機者をなくすというような取り組みをやっていただきたい、こうなりますと、あの当時に計算をいたしますと、約5,000万円の保育料増が要ります。今回の値上げも1,200万円の値上げしかありませんから、この5,500万円を生み出そうとすると、相当な保育料をいただかなきゃならないということになりますので、それは、保育料をいただいて皆さん方おっしゃってるように4園を残して学級人数を変えたり、待機者をなくすというのは非常に難しいというご説明をしたところであります。

ですから、何もそういう微々たる保育料ではどうしようもございませんと、そういうことではなしに、そういう保育料でそういうことを賄うというのは無理ですということでの話をさせていただいたところであります。

それと、一挙に7,000円を1万円にせんでも、徐々に段階的な激変緩和をすればいいのではないかと、そうおっしゃられればそうかというふうには思いますが、ただ、各市いろいろの経過もみさせていただいて、豊中市は3年、4年で、もう毎年3年、4年たてば保育料を上げてきているというようなやり方もされておりますし、茨木市、高槻市では一定期間置かれて上げて、そういう3年、4年ということやなしに、一定期間をおかれて、また値上げを検討するとか、そういうやり方もございます。

ただ、こういう保育料等を2年ぐらい、3年ぐらいでその都度、その都度上げるというのは果たしていいものかどうか、それとも激変緩和といわれるそうでございますけれども、一気にこの元年から上げてないから、7,000円を1万円に上げることが果たして保護者の負担にとっ

てどうかというようなこともございますが、とりあえず我々としましては、今回非常に保護者の方の負担増というのは、これはわかっておりますけれども、今回、他市との均衡等も含め、あるいは幼稚園運営経費等もございまして、1万円に値上げをさせていただきたいというふうに考えております。

○山本善信委員長 総括的に答えていただいたと思うんですが、嶋野委員。

○嶋野委員 またになってしましまして申しわけないんですが、格差の話させていただきました。

要は、私立の、公立が上がるから、その見た目には格差が縮まったでしょうという発想なのか。それか、保育料上がりますよと、そこからいうたら文教施策としての財源ができるわけですわ。そこから私学の幼稚園に行かれておる保護者に対して助成金を出していくということなのか、これはしっかりと想定された上で、格差の是正ということをおっしゃられたのか、それだけ確認したいということをおっしゃりました。まず、これを最初に終わらせたいと思います。

それと、1万円というこの数字的な話についてのご説明いただきまして、おっしゃってることはよく理解できたんですが、要はこの1万円といったものでも、本来なら少ないんやということなのか、それも確認の意味でこの際お聞きをしておきたい、ちょっと長くなって申しわけないんですが。

それと、私一つ大きな問題があると思うのは、例えば、4年前に市民プール廃止されましたといったときにも、あれは突然廃止しますといったことが、市民の目の前に出てきたわけですよ、それで、非常に大きな運動になっていったという経緯があると思うんです。

今回についても、そら平成元年から見直しをしますといった議論のテーブルに乗っていたかもしれませんが、市民からしてみたら、急に議案に載ってきたわけですよね。こういうやり方自体が、私は本当に市民の信頼を得れるものなのかと考えるとそうじゃないと思う。

例えば、議案に出さないかんと、値上げということですよ。出さないかんとということ、もう数年前はわかるわけですから、やはり、実際出す、例えば1年前とかぐらいとか、しっかり少なくとも保護者の方には説明していくと、そういった配慮は私はいるんじゃないかなと思うんですね。

その点の配慮についても、教育長にお聞きしたいなと思います。

それだけ、お願いします。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 私学への助成金と今回の公立の保育料の値上げとはまったく関係のない話でございます、公立の保育料の値上げは値上げで、この時期に値上げをしたいと、私学の助成は、またこれは教育全体の施策としてどう考えるかという問題でございますから、これは別の問題でございます、ただ、公立の保育料を値上げしたから、私学との差が縮まったからこれでええねんということではなしに、そうすると公立の保育料は私学の何割が適当かというような議論になりますので、そういうことではなしに、公立の保育料については、当然運営経費、ランニングコストと、あるいは近隣各市の保育料を見渡して、総合的に判断していくものだというふうに我々は考えております。

ですから、1万円については少ないと考えているのかということでございますが、一応公立の幼稚園でございますから、

私立と違いますから、一定、いただける保育料というのは当然、限度があるというふうに思っております。

ですから、我々としては、今現時点では1万が適当というふうに考えて議案を出させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○山本善信委員長 和島教育長。

○和島教育長 それでは、突然というご意見でございますけれども、先ほどの答弁の中でも出ておりますけれども、今回、市民の方には十分に浸透してなかったかもしれないですけど、この問題はずっと行財政改革の中で、第1次実施計画の中から幼稚園の保育料の見直しということは入っております。内部の議論はあったということで、今日までいろんな状況の中できたわけでございますが、市民への公表ということには、先ほどの答弁でいうてますけれども、やはり9月、昨年9月の平成17年度からの入園者の募集要項の中に、値上げについて書かせていただいているということで周知してしております。

それと、もう1点はこの保育料の値上げの施行期日が18年4月1日ということでございますので、1年先でございます。そうしますと、その対象者になってこられるのは、昨年9月の時点で、申込者で値上げがあるんだなということを理解されて、この4月に入園された方が5歳児になった、4歳児のときは今の7,000円のまま、1年たって5歳児になったときに、その方がその対象になってくるということですから、現在、在園されている方は、昨年から在園されている方は、この値上げの対象にはなっていないということで、一応、1年間のそういう期間があるということですね。昨年9月から周知していったらということ

ご理解いただけるのではないかと私は考えております。

○山本善信委員長 嶋野委員。

○嶋野委員 部長並びに教育長からご答弁いただきまして、大分、理解できた部分もございます。

まず、私学等の格差の問題についてよくわかりました。もう、これは別の話でいくということですね。私学に対する助成というのは、文教施策の中にもありますという、ただ、この値上げの云々とはリンクしてないということで理解はしておきます。

1万円といった額にしても、これが適当であるという答弁をいただきましたので、その点についてもわかりましたが、説明については、やはりその市民はどう感じるかということを中心に意識していただいて、やっていただきたい。これは強く要望しておきたいと思えます。

要は、このもともとの発想が、受ける幼児教育のサービス、受益と、支払うべき保育料、授業料という負担と、このバランスがきてるわけですから、そのバランスが今まで7,000円といったものを、教育委員会としては低かったんやと、そういう理解で1万円が適当やということですよ。

7,000円から1万円になったとしても、要はその受けるサービスが変わって、本来おかしいんですよ、本来的には。この議論の始まりからしたら。

ただ、その統廃合ということもございましたし、やはり市民の方の目線、保護者の方の感じられる感覚といったことも、これはしっかり感じていただかないと、これは簡単に賛同できるものじゃないといったことで、私は、今、何を保護者の方が求められているのかなと思うと、これ安藤委員も17年度予算の質問のとき

に指摘されておったんですが、やはり安心・安全違うかなと私思ってるんですよ。

小学校には受付室がつけられました。受付員の方がおられますと、安心をしっかりと守っていきますといいながら、幼稚園、中学校、何もしないのか。大阪府はどうもそういった意向のようでありますけれども、それでは済ませられへんと思うんですね。特に、幼稚園につきましては、幾ら園舎、園庭が狭いといっても、やはり侵入してこようとする者は可能性があると。その際に、小学校で起こるよりもさらに悲惨な事件につながりかねないといったことを考えると、ここにしっかりとした対応が私はされるべきではないかなと思っておりまして、これも本当に仮の話ですよ。

私、実はこの議案どないするかまだ決めてないんですけども、仮に可決されて1万円になるというならば、安心・安全の確保といったことについて、具体的な施策をここでお聞きしたいんですけども、十分今の段階で具体的なものを用意できないということよくわかりますので、是非、この文教常任委員会という公の場ですから、ここで特別職であられる教育長ですよ、非常に思い責任を背負った公の立場の教育長が、この公の場で公表をしていただきたい。

それは、もちろん議会に対してもそうですけれども、市民に対しての約束やというのが、私は理解しますので、安心・安全を守っていくということについて、ちょっと公表していただきたいと思えます。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 値上げについて、市民の方々に十分説明をすべきではなかったかということについて、非常におっしゃるとおりで、我々ももう少しこれ丁寧に

やればよかったかなということで、非常に反省はいたしております。

値上げになりまして、それぞれ預けておられる保護者の方はいろいろと値上げしたことによって、幼稚園の施設・設備がよくなるようにということで、多分期待はされるというふうに思いますので、今まで幼稚園、この統廃合までは、幼稚園の保護者が我々に対して要望を持ってくるとか、要望されるとか、話し合いをするということにはなかったんですが、その統廃合を気に、いろいろとせっつ幼稚園の保護者の方々が、この間も答弁しましたように、いろんな要望をされて、いろいろとその施設改善をしてきておりますので、おっしゃってることについては、この値上げを踏まえまして、いろいろ努力をしたいというふうに考えております。

○山本善信委員長 和島教育長。

○和島教育長 この子どもたちの安全対策、そして、今、ご質問にございました学校、あるいは幼稚園の施設での安全対策ですね。

大変、私たち、今、最重要課題だと考えております。その内容につきましては、今回の代表質問の中でもさまざまな形でお答えをさせていただいたところでもございます。

そして、その中で申し上げておりますように、やはり地域の方々の力も借りないと学校とか、行政だけの力でこの子どもたちの安全を守ることはできないことも、考え方もお示しさせていただきました。

そういう中で、今日までの取り組みを積み上げた中で、新年度は子どもたちの安全・安心都市宣言を行っていききたい、その取り組みを進めていききたいということで、これは市政方針の中にもありますし、代表質問の中でもお答えしていると

ところでございます。

その都市宣言に見合うだけのまた施策もやっていかなければならないと考えておるところでございます。

それで、特にその中で、やはり小学校の部分につきましては、今、ご質問もございましたように、全国に先駆けて受付員の方を配置するなり、それ相応の対応をしていきたいということでございまして、幼稚園の方もこれまで赤色灯及び非常ベルの設置とか、防犯ブザーの配布とか、インターホンの設置とか、あるいは幼稚園によっては施設、門の位置を変えるとか、そういうさまざまな設置はしてきてますけれども、これで十分かといえ、やはり今ご指摘のように、私は一番、幼稚園、小学校、中学校を見てましたら、やはり一番力の弱い、外からのそういう危害に対して自分を守ることもできないだろうというような小さなお子さんがいる幼稚園の安全対策というのは、今後さらに充実していかなければならないと思っています。

今、一つは、これは16年度予算、今も事務局内部では、これはもう16年度予算の中で、16年度予算ですね、小学校等のいろんな取り組みこれから考えていきますけれども、今一つありますのは、摂津の幼稚園が小学校との隣接してすべてでございますので、一つの考え方としたら、横にある小学校と幼稚園をどういうふうな連携をもって守っていけるのかということとか、例えばの話ですけども、これは16年度予算で今担当の方も検討しているようでございますけれども、それはそれとして、新年度に向けてさらにできるところから、現場の意見も聞きながら取り組んでまいりたいと思っています。

それと、これは先ほど部長の方の答弁の中にもありましたけれども、物件費だ

けで今2, 700万円ほどまだ赤字が出てる。これで、保育料を上げさせていただいて1, 200万円、まだ1, 500万円の物件費だけで、ランニングコストで足りない部分ありますけど、それは言うておられないと思っています。必要ところはやはり文教の施策の充実という観点からも、子どもたちを守るという観点からも、これはもうできるところから早急に取り組んでいきたいと、そのように考えてます。

○山本善信委員長 嶋野委員。

○嶋野委員 まず、部長の方から説明をしっかりとしていきますといったご答弁をいただきましたので、これは重く受けとめておきたいと思います。

教育長の方から、幼稚園についても、この安全対策を充実させていくと、森山市長も子どもの安心・安全都市宣言、この都市宣言を採択したいと、明らかにされたわけですから、これが小学校だけでは不十分なわけですから、やはり、幼稚園も絶対にいるわけですから、その分はこれから先ほど具体例を示した上でご説明いただきましたので、1年後になります、可決されたらという仮定の下ですけれども、十分時間ありますので、保護者の方の要望をしっかりと聞いていただいて、やっていただきたいと。

教育長がやっぱりこの公の場で公言されたということは、非常に重いと思っております。今回のこの件につきましては、何かいわゆる予算の審議の検討しますじゃないと、これは対議会、対市民に対する約束なんだということを私は理解しておりますので、もし、いざ値上げされるといったときになって、何も具体的な向上がなかったというのであれば、これはこれで私は問題視していきたいと思っておりますので、その点だけ指摘させてい

ただきまして、質疑は終わりたいと思います。

○山本善信委員長 川端委員。

○川端委員 まず、この幼稚園の保育料の値上げにつきましては、何人かのお母さん方からご質問というか、ご要望をいただいております。

まず、今お話がありましたけれども、一度に3, 000円という値上げは、本当にこの時勢においては厳しいです。これが現実であります。

それこそ、平成元年に値上げがあったということで、その後17年間も据え置きというか、そのままであったという、もうこの点について、まずはご質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 7, 000円から1万円、非常に厳しい値上げだということについては、先ほどからいろいろとご質問をいただいて、こちらとしても非常に心苦しいというふうに思っております。

平成元年からこれまで、なぜ据え置けてきたかということなんですが、先ほど答弁をさせていただいたんですが、元年当時の7, 000円、保育料ですね。といいますと、他市でもそれほど保育料低いということではございませんでした。

それで、その保育料の値上げをされてきたのが、例えば他市の例ばかりで恐縮ですが、茨木市が平成15年に7, 000円から1万円に上げられた。高槻市は、平成10年に7, 000円から1万1, 000円に上げられた。豊中市につきましては、平成16年に上げられたということで、近年、今まで7, 000円、それぞれ北摂7市で大体同じような保育料だったのが、他市等が値上げをされまして、本市の場合についても、その7,

000円が非常に他市に比べて低い額であったということでありました。

ですから、平成元年当時に7,000円を例えば8,000円、9,000円に上げるとなりますと、本市が北摂7市で一番高い保育料になってたというふうに思います。ですから、これは各市との均衡で、7,000円を据え置いてきた。それにしても、もう少し早い目に上げて、均衡を保っていけばよかったということについては、非常に今後この保育料に限らず、さまざまな値上げ等については、その辺も十分配慮をしなければならぬというふうに痛感をいたしております。

○山本善信委員長 川端委員。

○川端委員 今、先ほどからもお話がありました、早い目に、平成元年がもう高く設定をされたという、保育料の7,000円だったということだったんですけど、それについても、本当に今現在平成17年ですし、この17年間というのは、やっぱり余にもある意味で無防備といえますか、そこら辺の感情がお母さん方が本当に今まで段階的に上げてほしいとはおっしゃいませんけれども、そこら辺がちょっとやっぱり感情的にも、本当に厳しいといわれるところだと思います。

ある程度の理解はいたしました。私は二つのことをお願いしておきたいと思えます。まだ、これが可決されるかどうかわかりませんが、もしかの場合、まず安全対策、今お話がありました、小・中・幼稚園、ほとんどこの幼稚園のこどもさんは、もう当然無抵抗で、もっともっと被害が大きくなるというのは、今もお話が、嶋野委員からも当然ありましたんですけど、私は中学校も、小学校も、幼稚園も含めて、今現在、今幼稚園の件でございまして、本当に入る前のそういう侵入されない、不審者に入られないよ

うなという、そういう安全対策も当然大事でありますけども、今、あちこちでありますように、入られた場合の想定もある地域ではしております。

幼稚園に関しては、ブザーがあるとか、いろんな形でまだこれからもこういういろんな検討をしていただけたらと思いますけど、もしか入られるということも当然あるわけですから、入られた場合の訓練なり、どう園児たちを守って、どういうふうに誘導して、どうするのかという、そういったまさかのときじゃありませんけど、もしかのときもやっぱり想定をしながらの、そういったことも含めての安全対策をぜひお願いしておきたいと思えます。

もう1点は、例えば二人目、今少子化ですので、お二人とも幼稚園にということはありませんが、たまたま年子さんであるとかいう形で二人行かれる場合は、二人目の方は保育料を何とか軽減といいますか、安くしていただけるという、そういったことと、あと、低所得者のご家庭の方に対しては、今までもいろいろ配慮されてこられたと思えますけれども、また、配慮をよろしくお願いしたいなって、この2点をお願いしたいんですけども、ご答弁お願いします。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 安全対策につきましては、先ほど嶋野委員もおっしゃっておられましたので、今すぐにどういう対策をできるかということではなしに、この1年間をかけていろいろと検討をしてはどうかということもありますので、これは検討をさせていただきたいと思えます。

それともう1点は安全対策で、幼稚園の現場における訓練でございまして、これは、先ほどちょっと教育長の方からも

答弁でありましたけれども、幼稚園だけではなしに、幼稚園とたまたま本市の幼稚園は小学校と隣接しておりますから、小学校の教職員に応援をいただいた訓練とか、例えば、幼稚園から何か侵入者があれば、ボタンを押すと小学校の方の非常警報がなって、小学校の先生が駆けつけていただけるとか、そのようなことも一度検討をしていきたい。ですから、幼稚園だけやなしに、幼稚園と小学校と連携した訓練みたいなものを考えていきたいというふうに思います。

それともう1点目は、この値上げによって、たまたま4歳、5歳、年子で公立幼稚園に入っておられる方についての二人目の方、その方々については、今でも現在多少の減免措置はあるんですが、二人一週にこの月1万円って非常に厳しいということもよくわかりますので、それについては、一度実態等もみまして、どのような措置ができるか、これは公立幼稚園の子どものことだと思いますので、これらについては、この公立幼稚園の保育料の値上げにかかる軽減措置ということでございますので、一度、この18年4月からの実施ですから、17年度中にそのことについてちょっと検討をしてみたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 和島教育長。

○和島教育長 今の複数の児童が入園されてるような状況、今部長の方から1万円ということでもありますけど、私はこれは内部で調整をしていかなければならないんですけど、やはり先ほどから嶋野委員のときも出ておりますけど、この安全対策とか、あるいは公私間格差とか、あるいは今おっしゃっていただきました複数児童の入園の状況、これらについてどうしていくのかということは、やはり教育委員会としての今日抱えてる課題だと

思っております。

ですから、これらについては、できるだけ早く、特に安全対策なんかは、1年かけてるよりはもっと早くやれるところからやっていくというような形で進めていきたいということで、ですから、この保育料の値上げあるなしにかかわらず、やはりやるべき教育委員会の課題だと思っておりますので、すぐにそれが出てくるかどうかは、特に減免の問題とかいうのはあるんじゃないか。それについては十分検討していきたい。安全対策については、できるだけ早くできるところからやる、そのように思います。よろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 川端委員。

○川端委員 今、ご答弁いただきまして、教育長の方からもありがとうございます。

今回、まだわかりませんが、もしか値上げになった場合に、この値上げをした分のこのお金を幼稚園教育の方にぜひ使っていただきたいって、そういう思いでおります。

また、本当に今後ともですけども、もう常に市民の側に立った施策であるように、強く要望しておきますので、よろしくお願い申し上げます。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

安藤委員。

○安藤委員 今回の値上げが、平成元年のときに値上げしたから17年間値上げされてないというような状況の下で、他市と均衡をとるということなど、公私間の格差の問題も挙げられておりました。それから受益者負担という形でいえば、ランニングコストで言いますと、現在、人件費を除くと5,500万円ほどだと、それをざっと計算してみますと1万四、

五千円ぐらいになるんでしょうか。それでは、均衡がとれないので、今回は1万円というようなご説明をされたわけですが、私は先ほどからも嶋野委員や川端委員もおっしゃっていますが、市民の目線に立った形での教育行政というのをすることがすごく大事だというふうに思います。

統廃合の問題等でも、いろいろな意見の違いもありますし、やるべきでない、やらなければいけないという中で、いろんな合意形成をする努力をやってきたというふうに思っておられると私は思っています。その辺、十分、不十分という面はあるかと思いますが、そうした中で、今回のこの値上げということが、いろいろな要因があるにしても、果たしてこれが市民の合意が得られるだけの道理があるのかどうかということをお聞きしたいと思うんですよ。

幼稚園の統廃合のときに、この統廃合と値上げについては、リンクしないというのが代表質問のときの部長のご答弁でありましたけども、どうしてもその統廃合の議論をする中で、やっぱり運営経費の問題、効率的な経営というような話がありました。その中で、いろんな議論があって、4園を2園にするという答申をまとめました。その2園にするというまとめた方針から、さらに議論をされて、教育委員会の中で2園を一気に減らすのは、いろんな問題があるので、3園にしましょうというような形で、最終的に統廃合がされました。

そうした議論の中で、経費、どのぐらい浮いてくるのかというような議論、それから公私間格差の問題、これ、教育委員会の中でいろんな議論の中で、そういった2点、かなり質問があったかと思えます。

一つ、公私間格差の問題について、先ほどもありました。これ私立幼稚園の奨励費、それから補助金、他市とも大分差が違います。ただ、保育料の値上げとこれも別の問題ですといいますが、これも、これ、幼稚園の問題というのは、やっぱり統廃合から市民は流れとしてみてもらえるわけです。当然、今回の値上げについても、こうした議論を土台にしての市民の理解を得るような努力をするのが行政としてやるべきことだと思うわけですが、3,500万円ぐらいの、ちょっとあちこちいってしまいますけども、公私間格差についても、この私立の幼稚園の理事長たちといろいろ議論をする場が何回かある中で、やっぱり他市と比べても非常に少ない私立の幼稚園の補助金を上げてほしいという要望がありますと、これは教育委員会の中で、質問に対して答えておられる中身です。

それから、経費についても、一時的な経費はいろいろ修繕費であるとか、園舎建てかえですとか、引越しですとかかかります。5,000万強かかります。おっしゃってますけども、しかし、長い目で見れば3,500万円のランニングコストとしては減ってくるというふうな説明をされているわけですね。

そうした説明をされながら、統廃合が決まったわけですが、それなのに、その経費の削減が3,500万円であれば、先ほどご説明いただいたこれ運営経費の比較の中でも、人件費を除いて、これはランニングコストとは考え方違うかもしれませんが、差引で2,700万円の赤字出てるけども、これ十分吸収できるだけの金額なんですよ。

先ほどの受益者負担のそれが適正かどうか私は疑問ですけども、先ほどの考えから言ったら、確かに5,500万とい

う数字からすれば少ないですけども、それでも3,500万の削減が可能であるとした統廃合をやった後の最初の予算議会で、この3,000円の値上げという、このことが市民の皆さんの中に素直に受けとめられるのかどうか、この点をぜひお聞かせいただきたいと。

それから、公私間格差についても、私、先ほども言われましたけど、私立の幼稚園に通わせてる保護者の方々のご負担と、公立の幼稚園に通わせている保護者のご負担と、これ大きく違いますし、市が投入しているお金も大きな差があります。

この格差をこのまま放置していいというふうには絶対に思っていませんし、この格差を是正をしていくというのが大事な仕事だと思えます。

しかし、そういうときに、低い方を高く上げていって、あわせていくことが、果たして理解が得られるのか。

まず問題なのは、他市と比べても、他市との均衡を考えるのであれば、まず他市よりも低い私立の奨励補助金の問題を解決するということが、まず先にありきではないかと思うんですが、それを後回しにして、保育料を上げていく、その辺の優先順位の考え方、その点をちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、公立幼稚園と私立幼稚園、公立幼稚園の役割というものの、これも公立幼稚園統廃合の問題では、本当にたくさんの方々考えて、そして市の教育委員会の皆さんや適正審議会の方々がたくさん時間をかけて議論をされ、公立幼稚園の役割というのを改めて再認識したことだと私思うわけです。だからこそ、公立幼稚園が今残っている3園をより充実したものにしていこうということで、ご努力をいただいているというふうに理解しているわけです。

公立幼稚園に対して、市民が望んでいるものの中の、いろいろたくさんありますね、地域に密着している。それから、行政が責任をもってやっていただける安心感であったり、それから、地域に開かれたコミュニティ、それがそのまま市政に活かされるというメリット、あとやっぱり経済的なメリットというのも非常に大きいのかと思うわけです。

その経済的なメリットを感じている公立幼稚園が、今回、18年度、1年先とは言え、一気に3,000円も値上げされる。これ、年間にしますと3万6,000円の大幅増になるわけですね。この負担をどう認識しておられるのか、お聞きしたいと思えます。

摂津市は、市長もおっしゃいました、人間基礎教育を上げられたり、それから、子どもの安心・安全都市宣言をということもおっしゃっておられます。やっぱり教育について、安全対策の問題についても、小学校の安全対策で言えば、やっぱり子どもたちを機械警備だとか、プロのそんな制服を着た方じゃなくて、地域のみんなですべて守っていこうという取り組み、遠回りだけでもそれをやっていこうという取り組みというのは、これ評価される非常に先進的な取り組みをやっていこうということで、やっぱり子どもを大事にしていこう。それから、子育てを応援していこう、そういうような方針に基づいて、摂津市の行政も、教育行政も行われているというふうに私認識しておりますし、同じお考えだと私思うわけなんですけども、そういう観点から言って、この間のこの統廃合に続いてのすぐの幼稚園の値上げ、これに、一体どこにほかの分野と比べて、その子どもたちを、そして子育てを応援していこうという観点があるのかどうか、この点、ちょっと非常に疑問

に感じるわけですが、その点をぜひお聞かせいただきたいなと思います。

あと、この親の負担という観点からいくと、これ保護者、市民というのは、幼稚園の保育料だけ払って生活しておられるわけではありませんよね。この間、いろいろこれは国の方の政治ですから、摂津市が幾らいうてもならん問題かもしれませんが、市民にとってみたら年金保険料が上がったりしてくるわけです。

今度、配偶者特別控除、これは上乘せ部分が廃止になります。幼稚園のお母さんというのは、専業主婦の方もたくさんいらっしゃるわけで、これがたちまち所得税でいったら、一番低い税率であっても3万8,000円年間上がるわけですが、住民税でいっても、これ15%、33万円ですか。その住民税が上がるわけです。

今度、定率減税、今度17年度ですか、半減されるわけですから、年末調整に出てくる源泉徴収書、真ん中のところに、皆さんも源泉徴収12月に来た分については、非常に調整額ということで返ってくる、これは年末調整、定率減税の部分ですけど、これが来年半分になっていくということ言えば、幼稚園の保育料だけでなく、いろんな分野でさまざまな世帯、とりわけ子育て世帯というのは、経済的にもなかなかまだ厳しい状況にある中で大きな負担になってくると思うんです。子育てを応援する、子どもたちを大事にする。しかも、それは摂津の責任として運営してる公立幼稚園、これを今上げるという考え方は、私はどうしても逆行しているとしか思えないんですけども、その点はいかがでしょうか。

あと、いろいろ安全対策のお話もさせていただいているわけですが、私、この幼稚園の安全対策、先般の一般会計の新年度の予算でもご質問させていただきま

したけども、これは保育料の値上げ、もうそれこそ保育料の値上げとリンクすべき問題でなくて、これ直ちにに取り組むべき問題だと思っているわけです。値上げとリンクして、安全対策をやりますというようなお話は、それはどう考えてもそれはおかしな話であって、これは子どもたちの安心・安全を守るという立場においては、直ちにやらなければいけないということ言えば、そうやっておっしゃってないかもしれません。リンクするのはおかしいと思いますので、その点はちょっと確認しておきたいと思います。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 それでは、ちょっと抜けてる点がありましたら、またご指摘をいただきたいと思います。

まず、統廃合との議論の中で、統廃合において経費の節減を行ったのではないかと、そのことを加味すれば値上げする必要がないのではないかというご議論でございますが、先ほど安藤委員が3,500万円の削減というふうにおっしゃったわけでございますけども、この3,500万円は、正職員の教師の2名の人件費が入っている3,500万円だと思います。物件費のみというように聞こえましたが、これは人件費が入ってでございます。ですから、我々は人件費をその保育料に要は転嫁をしないと、物件費のみのランニングコストで、やはり一定の受益者負担をお願いをしたいということになりますと、3,500万円の財源が浮いてるのではないかというのは、ちょっと議論としてはかみ合わないのではないかというふうに思っております。

ちなみには、15年度の決算で出しております、この先ほど言いました2名分の人員削減分は、15年度分の決算では1名分入っておりますから、人件費削減

は。16年でもう1名と、2年にわたって2名の削減をしましたので、15年度の人件費には3,500万円のうちの1人分は入っております。そういうことで検討をお願いをしたいというふうに思っております。

それと、公立幼稚園の役割ということで、ほぼ安藤委員がおっしゃった、私は1番は経済的メリットだというふうに思います。保育所と違うのは、公私立の保育料は違うということにあります。保育所であれば、公立であろうと、私立であろうと同じ保育料でございますが、幼稚園は違うということで、やはり公立を選ばれるのは、やはり経済的メリットが1番大きいだらうというふうに考えております。

そういう中から、3,000円の値上げすることは果たしてどうかということでございますが、ご承知のとおり、本市の財政状況を持ち出してまことに恐縮なんですけど、極めて本市の場合は経常経費が100を超えて、非常に厳しい財政運営を行っております。

ですから、さすれば幼稚園教育にかかる経常経費は削らないで、そして、他の部分に転嫁をすればいいわけでございますが、パイは決まっておるわけでございますから、やはり一定のバランス、行政全体のバランスということで、これは何も教育委員会が幼稚園の保育料の値上げを教育委員会だけで決めたわけじゃなしに、市全体の受益者負担の検討ということで、行革の推進本部の中でいろいろ検討された中で、幼稚園の保育料について、今回値上げをするということが、行革推進本部の中で決められたわけでございますが、当然、それは教育委員会としてもいろいろご意見を申し上げまして、この17年間値上げをしておらない。その間、

さまざまな使用料は値上げをされましたけれども、幼稚園の保育料については値上げをしてきてないという経過から、いかんせんやはりこういう財政状況であれば、もう値上げをせざるを得ないという判断で、値上げについて議案を提出させていただいたところであります。

それと、親の負担云々でございますが、なるほど、そのいろいろと個々保護者の方々には事情等もあろうかと思えます。確かに、この保育料が値上げになって、非常に負担になるということもあろうかと思えますが、これにつきましては、他のいろんな使用料の値上げ、あるいは他市の事例から言いますと、できればその3,000円一気にということについては、先ほどから言っておりますように、非常に厳しい値上げといわれればそうかもわかりませんが、他市の事例からいまして、1万円への値上げにつきましては、今の本市の状況からやむを得ないという判断でございますので、一つご理解を賜りたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 和島教育長。

○和島教育長 ご質問の中で、一つが公立幼稚園の役割ということは、今部長もお答えしましたけど、私はやはり統廃合のときの議論、あのときの目的が、今おっしゃってるのは効率的な運営ということですね。財政的な問題については、今、寺田部長の方でお答えしてはいますが、やはりあのときの大きな問題は、当時、公立保育園へ入れない4歳児の待機児童を解消することが大きな課題だということが議論になりました。

もう1点が、40人学級であったのを35人学級以下にしたいと、それもやはり幼児教育の充実という幼稚園教育の充実という観点から、それが出てきたわけで、その議論もかなりしました。

そういう中で、先般のお示しした資料にも入っていると思いますけれども、平成16年度にもしあの統廃合をしてなかったら、25人の方がせつ幼稚園に入れなくて、待機になっていたという状況がございます。

それで、平成17年度で、ことし今も募集をしますけれども、その中でもしやってなかったら、なお12人の方が待機に回っている。

今回、待機者ゼロということでございますから、私は公立幼稚園の運営していくのに、これはやはり大きな成果だと考えてます。

よくあのときもお話したんですけれども、保護者の方にも話ししましたがけれども、幼稚園に通っておられる、抽選に当たって通っておられる方はその痛みはわかりませんが、そのお隣でやはり隣の何々ちゃんは幼稚園へいけるのに、私は何でいけないんだと泣いておられる方が25人いるような状況、それが今日ゼロになったということは、やはり私は幼児教育の充実という面では、非常に成果があったのではないかと考えています。

それともう一つは、やはり4歳児で30人学級、5歳児で35人学級の実現をしていることです。

それと、これはご指摘にありましたけど、ちょっと勘違いされていると思いますけども、保育料の値上げと安全対策ということはリンクさせる問題ではない、それは私も先ほどから申しておりますように、行政課題として早急にとりくむべき行政課題と位置づけて、それは保育料の値上げ云々関係なしに、施策に取り組まなければならないという認識でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 私立の幼稚園との会合の中で、補助金の増額ということでおっしゃっておられました。

私立の幼稚園の補助金の増額というのは2種類ございまして、通っておられる保護者に対する補助金、個人個人の保護者に対する補助金、それと私立幼稚園そのものに対する補助金、これは本市の場合は私立幼稚園そのものに対する補助金はしておりません。他市では私立幼稚園助成金とかいうことで、幼稚園に、そのものに補助金を出している市がございます。私立幼稚園の方の要望としては、そういう私立幼稚園に対する補助金がいただきたいというのが大きな要望でありました。

個々の保護者補助金については、それは要望はされております。一番の大きな要望は、本市がやっております私立幼稚園に対する保護者補助金で給付をしていないのは、3歳児保育でございます。4歳、5歳はやっております。3歳児保育をやっておらないのは、府の助成金が、今3歳児に対しまして、年間2万3,000円の補助がございますので、そういうことから3歳児の保育については、市の補助金については、交付はしておりません。これらについても、府下各市の状況を見ますと、3歳児保育に対して、市の保護者補助金を出している市というのは極めて少ないところでございまして、今後、私立の保護者補助金、これは今回の値上げとは別の問題でございしますが、検討するときには一度、今、全体の保護者補助金、所得割を見まして、一人目の子ども、二人目の子ども、三人目の子ども、その辺のそれぞれ区分に応じてどれだけ保護者の方が負担をされているかというのを一度検証しないと、どこに一番負担がきているかということとはわかりま

せんので、そういうことについては、今後、この保育料の値上げとは別に、我々として教育の観点から一度調査・検討してみたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 安藤委員。

○安藤委員 平成元年の値上げのときには、これ全会一致で可決されて、そのときの議事録をみると、昭和63年11月の議会で、摂津市立の幼稚園条例改正で、保育料値上げされました。このときには、市民の皆さんから1年保育から2年保育にしてほしいという請願が、昭和57年、それから昭和62年、議会に挙げられて、議会で採択されている。

それで、なかなか進まない中でこの昭和63年の幼稚園の条例改定において、1年保育から2年保育に変えたわけですね。2年保育にするとともに、幼稚園バスの1台増車をする検討をしてみたり、それから、その当時から既に30人学級について触れられているんですね。30人学級についても、恐らく全国的な流れもそうなので、そういうような方向に進めていきたいとかいうような答弁がある中で、保育料の値上げが全会一致で可決されたという経過があったと思います。

先ほどのご説明からも、当時とすれば他市と比べても決して低くない保育料であったと。そこには市民の皆さんが2年保育をやってほしいとか、いろいろな要望について、ようやく市の方がそれを実現してくれたと。その分の経費の部分についても、これは理解できるということでの反映だったというふうに、十何年前の話ですから、そう推察するしかないわけなんですけども、今回の状況が果たしてそんなような環境下にあるのかどうか、財政の問題、確かにいろんな使用料がいろいろ上がってくる中で、幼稚園の保育料がずっと上がってきてないと、そのま

まの状態であった。これは、客観的な事実としてあるでしょう。

しかし、今の状況の下では、やはり幼稚園、教育長おっしゃいました。確かに待機者が今回で減りました。今回ゼロでした。それから30人学級、35人学級も前進しました。しかし、身近な幼稚園をなくさないでほしいというのが、最終的に市民の願いであったけども、結局やむなくそれを認めて、それであればいろいろな改善点をお願いしようということでの議論にいつてるわけです。

ですから、今、市としてはそういう市民の皆さんからいろんな願いを受けた中で、全部は答えられなかったけども、答えられなかった部分については、今後のことを見てくださいということで、統廃合をやっていると思うんですよ。今も修繕であったり、安全対策であったり、保護者の方々の信頼を得るように頑張っておられると思うんですよ。そういうような段階であって、決して市民の皆さんが今のこの状況での値上げが認められるだけの客観的な幼稚園の充実というところに至っていないというのが私の認識なんです。

しかも、これが3,000円の値上げ、本当にこの金額というのは、これまで教育委員会の方でいろいろ努力してきたものについて、一気にあの統廃合なんやったんやろうということになりかねぐらいの大きな金額だというように私は思うわけですよ。

だからこそ、市民の皆様もこれびっくりされておられるわけだと思うんですけども、そういう観点でどうお考えですか。当時の値上げのときは、全会一致でそういった環境、そういうような背景があったけど、今回の状況どのお考えですか。その点をちょっと聞かせていただきたいと思います。

それから、子育ての支援の問題において、今、部長がおっしゃられましたけれども、公立幼稚園のメリットは、1番は経済的なメリットだとおっしゃいました。経済的なメリットも本当に大きいです。それ以外にも私立に、私立が悪いといっているわけじゃないですよ。私立の幼稚園にはない公立幼稚園のよさというものを見出して、公立幼稚園をわざわざ選んでいかれる方がいらっしゃいます。そういう方々もいらっしゃる中で、おっしゃられたように経済的なメリット大きいです。確かに、もう数字見たら確かに大きいです。

今の摂津市の状況を見てみると、私、昨年、総務常任委員会の方におりましたから、市民税なんかの状況見させていただいているんですけど、市税収入自体は1人当たりで言えば摂津市は高い方ですけども、個人市民税の額というのは、1人当たりになると大変低い、これはいうならば北摂の中でも所得が比較的低いというふうな状況になってると思います。就学援助の認定率についても、国基準より上乘せをしてる部分という面もあるかもしれません。

ただ、それでも認定率が高いというのは、それだけやっぱり子育てをしていくのにも、家計的に現在子育てをしていくのには非常に厳しい状況にあると思うんです。

ですから、そういった摂津市の子育て世代の人たちの実態、現状を他市とまったく同じような形で見比べてしまって、3,000円もうポンと一気に上げるといことは、これが果たして子育てを大事にするといってるように、市民からうつるのかどうか、どう思われますか、お聞かせください。

それと、コストのことについては、教

育委員会の方で、私申し上げた3,500万円、確かに部長おっしゃられるように、人件費と物件費合わせて3,500万円の分ですから、おっしゃることわかりました。理解します。

しかし、この幼稚園の統廃合の際に、プラス面がもちろんあります。私も30人学級できたのは、すごくいいことですし、定員も若干ですけども増えました。一方、マイナス面もたくさんあるわけですね。幼稚園遠くなったり、それから、狭い園舎の中、たくさん人が入らなければいけないというようなデメリットもあるわけですが、そういったデメリットに対しても、教育的な観点から見直しをしていこうとしている中で、前回は議論にありましたけども、臨時職員を担任にしないという方針が教育委員会の中で3園残すということになったときに、臨時職員を残しますよと、これはもう2園じゃないから、3園にしたからこれはやむを得ない措置ですというような議論だったのかなと思うわけですが、4園から2園にしようというときの議論では、やっぱり臨時職員はよくないよと、これ教育的な観点からの立場で臨時職員よくないよとしてたものが、仮に2園統廃合するのを3園残すことになったとしても、それを残したままにする。しかも、そのあと、ゆくゆくべふとりかひの幼稚園を一緒にしたあと、様子を見て臨時の職員でよければ、もうそのまま正職の担任じゃなくて、臨時職員のままいきますわというようなそんな議論も教育委員会の中にされてるわけですね、議事録の中で。

そうすると、そのとき、そのとき、あるでしょ。そういう教育委員会の議事録あるんですね。そういうことが、その場、その場でいうてることが変わってくるわけですね。そういうことも私ちよっ

と、非常に疑問に思うわけなんですけど、その点あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 平成元年のときの値上げには、全会一致で反対がなかったということでした。確かに全会一致でございます。その全会一致の条件が2年保育を実施するということがありましたので、多分、その当時の全議員が賛成されたと思いますが、この平成元年の2年保育をしたときの他の状況を考えてみてください。

要は、この2年保育をするときには、教員が倍要るわけですよ、2年保育するということは。そして、他市はどういうことをしたかということ、統廃合したんですよ、幼稚園を。高槻も統廃合しました。豊中も統廃合しました。

そういうことで、この2年保育の経費を他市は削減をしたんです。本市の場合は、4園だけでしたから、そういう統廃合という話は一時挙がったんですけども、実際には統廃合にはならなかったということで、そのことの比較からすると、摂津の場合は値上げがあるけれども、統廃合せんと2年保育したからということでの賛同は得られたものと我々は思っております。

それと、次に3園の値上げをどうかということですが、具体的に要は保育料を据え置きをする委員会という団体の方から要望をいただいております。この要望の趣旨といたしましては、値上げをやはり先ほどおっしゃってる値上げ幅を考えてほしいという1項目あるんですが、大きな項目として、値上げをするならば、すべて園児のために使ってほしいということが一つの要求項目にあります。

それとか、値上げをするならば、金額を明確にしてほしい、何ぼ値上げをするか明確にしてほしいとか、あるいは、多分これ収入により補助をつけてほしいというのは、先ほどから川端委員がおっしゃっております低所得者に対するこういう値上げの直撃を避けてほしいと、ですから、何らかの減免等も配慮してほしいという意味だと思います。

そういうことの要望が挙がっております、必ずしも値上げすべてがあかんということではなしに、値上げをするならば、その値上げ分をやはり幼稚園のために使ってほしいというのが、この要望の大きな趣旨だというふうには我々思っております。

そういうことも踏まえまして、先ほどからいろいろご質問されておりますので、そういうことで保護者の皆さん方の要望の一つでございますそういうことも、やはり今後考えていきたいというふうには思っております。

次に、臨時職員の問題でございますけれども、これは、ちょっと我々の審議会の際の議論なんですが、我々は統廃合して、4園を2園にすれば、2園については、クラス担任は臨時職員やなしに正職でできます。これは、もう人員の計算をしたらできる数字でございますから、これは数字の問題ですから意見の食い違いはないと思います。

ただ、その多分、どの議事録をお読みになってるかわかりませんが、一つの意見として、その統廃合をしなくて、正職やなしに臨時職員で補えば、経費が安くなるやないかと、それであれば4園残さんでも統廃合をして臨時職員にしたら、その経費も安くなるんですから、そういう議論をすれば、正職を皆臨時職員をすれば経費は安くなるとか、あるいはもっ

と極端な意見が出たのは、もうそんなや
やこしいこと言わんと、民間委託したら
どうですかと、幼稚園を、それの方が経
費が安くなるのではないですか、これは
数字的に今、本市が公立幼稚園に使っ
ている経費をすべて民間の幼稚園の保護者
すべてに公立幼稚園の保育料並みでその
足らず分を補助すれば、すべてその経費
で賄えるという数字が出ておりましたか
ら、当時。そういう議論もありました

ですから、その時々議論の問題です
けれども、臨時職員でない担任を配置す
るのは、統合後の幼稚園ということです
から、せっつ幼稚園のみで、今現在、と
りかい、べふについては統合しておりま
せんので、そのままの形で臨時職員の担
任の方がおられるということは、これは
もう統合前の経過措置でございますから、
これは仕方がないというふうに思ってお
ります。

○山本善信委員長 和島教育長。

○和島教育長 先ほどの3,000円の
値上げということが、市民の目線から見
て、子育ての支援を考えているのかとい
うようなご質問だったと思いますけど、
私は、この3,000円の値上げ、1万
円にする値上げについては、その根拠に
ついては、先ほど来ご答弁も、部長も申
し上げております。

そういう中で、やはり一つには行革と
いう観点から今日の状況、平成元年の状
況と今日の状況、市の財政状況も違ふと
思っています。

そういう中で、やはりランニングコス
トの中で何とかお願いしたいというのが
正直なところでございまして、それと、
子育て支援考えてないのかということでは
なくて先ほど来、統廃合をした時のメリ
ット面でも申し上げておりますし、また
市の施策、何も教育委員会だけじゃな

くて、福祉の部門との連携とか、いろん
な部分で摂津市の子育て支援施策は、私
は市民の目線に立って、保育所の運営も
含めてやられてると思っておりますし、
幼稚園についても、先ほど来言っており
ますように、今日的な課題については、
できるところからやっていきたいというこ
とで、決して子育て支援の視点を忘れて
るといことはございません。今後も充
実していきたいと思っておりますので、
よろしくご理解いただきたいと思いま
す。

○山本善信委員長 安藤委員。

○安藤委員 私、幼稚園の保育料、絶対
あかんというような立場ではないんです
よ。もちろん、その17年間値上げをし
てこなかったという経過がありますし、
その間にいろいろな保育の中身も変わっ
ているでしょう、人件費だって上がって
くるでしょうし、いろいろな教育内容の
充実もあるでしょうし、これも上げるべ
きときがくれば、それは上げなければい
けない。それが今かどうかということ
を私は言うてる。それが今なのか、そし
てその額が2年後、1年後とはそれが適
正なのかどうかということ私を言いた
いんですね。しかも、この間言ってきた
のは、統廃合ということで市民の皆さん
の願いとは違う方向で決まりましたよと、
そういう状況の下で今、値上げを提示し
ていくのか。ここに、保護者の方々の、
市民の皆さんの目線が本当にあるのかど
うかということをお聞きしたいですし、
それをきっちりやっぱ否定しないと、こ
れはあかんのじゃないかなと思うん
です。その点はいかがでしょう。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 ちょっと安藤委員
と我々との統廃合の視点が違ひまして、
我々は統廃合をするのは、先ほどから
教育長がいつてますように、あのとき

機者が相当な人数がおられました。今まででしたら、待機の方はだれかが転居されたら、欠員ができたところへ入っておられたんですけども、あのとき実態、10月に4歳児入って10月までまだ幼稚園へ行かれないという子どもがおられました。だから、5歳児になったらいけるから、5歳児まで待つねんという方々が、そういう状態が果たしてあの時代に、やはりもう今2年保育は当たり前、3年保育といわれるときに、その子どもは1年しか保育受けられないんですよね、5歳児だけ。待機してて。

そういう状態が、これは何回も審議会でお話をしました。数字も見せました。そういうことを我々は解消をしたいと、そのためには、4歳児の枠を広げたいと。それは、おっしゃるとおり、それは財政問題考えなければ、4園を残して増やしたらいい話ですけども、そうすると人件費とか、経費が上がりますので、ぜひこれを統廃合により効率的な運営をさせていただきたいということも申し上げました。

それと、幼稚園が遠くなったということで、これはみやけとせつつのことをおっしゃっておられるんですが、そのときも保護者の方にお話したんですが、千里丘7丁目からみやけへくると、せつつ幼稚園へ行くのと、さほどそんなに距離は変わらないじゃないですかというお話もさせていただきました。それと、距離の長い方については、通園バスも出すと、ただ、とりかいとべふは余りにも遠すぎると、これを保護者は鳥飼上の端からべふ幼稚園まで行くと、これどないしていくんですかという議論がありました。そういうことがあったので、教育委員会としてはそれはもうしばらくそういうことについては、当分の間見合わせて、検討

しようということで、3園にしたわけですけども、そういうことからしますと、やはり40人学級を30人学級にし、5歳児は35人学級にし、そして待機者をできるだけなくしていこうということは、この統廃合の一番目の目的でございましたので、そういう面からすると、統廃合をして待機者が17年になりましたから、その面からすると、統廃合して行けた子どもは非常によかったというふうにいえるのではないかとということで、それぞれ統廃合に対する見方の違いだというふうには思っております。

○山本善信委員長 安藤委員、若干議論が平行してるようですので、恐らく今の状況からいきますと、ちょっとぴたっと一致する話にはなかなかかなりにくいという状況の中での判断として、していただきたいと思えますし、それから、議論がちょっと直接のこの議案の審議とは若干膨らんでますので、その辺のこともちょっと考え合わせて続けてください。

安藤委員。

○安藤委員 統廃合、ちょっと触れますけども、私の評価とそちらの評価と違ってらるかみ合わない。評価違うのは当然だと思います。

私も希望者が全員は入れるようにしてほしい、30人学級を実現してほしい、この点では一致してた中身です。ただ、その財源の問題とか、統廃合という手段なのか、いろんな手段の問題において意見の相違がありました。これは、もう今ここで議論しても仕方がないです。

ただ、客観的な背景として、教育委員会としては、当然、その全員が入れるようになりました。30人学級も実現できました。よくなりました。入れた人はよかったですという立場にありますけども、市民の目から見て、やっぱり4園残して

ほしいという要望だったわけですね、最後まで。しかし、いろいろな条件の下で統廃合がやらざるを得なくなったという、これは教育行政の判断ですよ。判断に対して、市民の方は4園残してほしいけども、そうした判断をされるなら、こういうようなことをお願いする、要望して、それが到達点であって、手放してもろ手を挙げてこの統廃合がよかったと思ってるような市民の方々、保護者の方々ほどのぐらいいらっしゃるのか。

そういうような現状、いらっしゃるかもしれません。私の見解ですから、いらっしゃるかもしれません、4園残らなかった。しかも、今度まだもうあと2園の統廃合だってひょっとしたら、いつあるのかということをお心配されてるというのは現状なわけです。

そうした背景がある中で、この値上げというのは、今一生懸命やむなく統廃合という選択をした、それに対して保護者の皆さんからの要望を受けて、いろいろな努力をしている教育委員会のみずからの努力自体が、信頼というものを築こうとしている信頼自体が、この3,000円の値上げポンと、先ほどもいきなりという話がありましたけども、市民の側からしてみればいきなりという形になってくると思うんです。これがポンと出てきたときの受けとめ方、これはやっぱり市民の目線で1回考えていただきたい、そう思うわけですけど、その点どうなのか。

それから、子育てが、摂津市幼稚園統廃合をしまったけども、いろいろ要望を聞いてもらってるのか、値上げについても17年間据え置きだけでも、ちょっと、今もう少しその統廃合の問題、みんなの要望を聞いてから、私学との是正の問題をやってから、そのような形の努力が見えた段階での値上げか、それともそれは

あとにします。値上げしたお金は幼稚園のために使います。そんなお約束だけで市民の皆さんが納得できるような状況なのかどうか、その点、再度それだけお聞かせください。

私は、もう決してそうではないと思うんです。大変な財政の状況の中でも、ここはもう頑張るときではないかと、しかも市民の生活を見たとき、子育て世代に経済的負担、家計への影響を考えたときに、平成18年、まさに定率減税廃止、そういった増税が直撃する年ですよ。そこに、子育てのために経済的メリットがあるとして公立幼稚園に入れた、今からそうやって大きな負担が増えるという、そういうことが果たして本当に摂津市がうたっている、教育委員会がうたっている子どもを大事にする、子育て支援をすることとしてうつるのかどうかということ、私は本当に疑問に思うんです。

その点だけ、もう一度お願いします。

○山本善信委員長 和島教育長。

○和島教育長 先ほど来、同じようなご質問だと思います。それで何度もお答えしてはいますが、この問題は、やはり今日の摂津市の財政状況、大変厳しい中で、やはり保育料、受益者負担についても見直していくということで、その額が3,000円が妥当かどうかという議論ですけども、安藤委員も先ほどもおっしゃっておりますように、やはり片一方で15年間据え置いてきて、一度にここでのこと、これはほかの委員からも指摘がございました。

そういう中で、いろんな状況の中で、今回の値上げになってます。そのことが、市民の目線から見て摂津の幼児教育ですね、大事にしていくということに逆行しているんじゃないかというようなことかと思っておりますけど、私は逆行してるとは思っ

ておりません。

今日、幼児教育もそうですし、小学校の教育もそうですし、幼保連携とか、いろんな施策を今やっておりますから、教育の充実ということでは、十分やっていると理解しています。

それともう一つの点、先ほどから言っていますけれども、やはり、理解していただきたい、市民の方にも理解していただきたいのは、入っておられる方には痛みはわからないだろうけれども、入れなかった子どもたち、その子たちの気持ちに立てば、そういうことは非常に大きな問題やと私は思っているわけです。その待機については、先ほど部長も言っておりましたが、10月まで、さらに下手をしたら5歳児になるまで入れない状況があります。その恵まれている人に、その痛みはわからないと思いますけれども、家で隣のお子さんが行けてるのに、何で私が行けないのか、私学に行くには、もっと高い保育料が要ります。そこまでの経済力はないから、待機しかないという方もおられると思います。

そういう目に見えてないところで泣いてるといえるのか、非常に恵まれてない、そういう方が今回のこの統廃合で救われているという現状を、やはり理解していただいて、逆に、できましたら、市民の方にもそういうこともあるんだよということをお話していただきたいと、むしろ私はそのように思っています。

摂津の子育て支援施策がこれでおくれるとは決して思っておりません。

○山本善信委員長 安藤委員。

○安藤委員 もう平行線になりますので、最後にしますが、私がどういうふうに思うかではなくて、市民の皆様がどういうふうに思うかだと思っておりますよ。

その点で、本当に市民の目線の方向で

見ていただきたいと思うんですよ。全員が入れるようになったということ、私、それ本当よかったことだと思いますよ。

4園残ったならなおさらもっとよかったと、それは今さら言ってもしょうがないですけども、しかし、そういうことをやっていこうとしたときに、やむなく統廃合をとるという選択をしたというのはもう現実なわけですね。

その統廃合が市民の皆さんが望む、望まないにかかわらず、教育の充実にはやむを得ないとして、教育委員会が判断をして、その決断をされた。だから、市民にとってみたら、それはもろ手を挙げて賛成できるものではないけれども、それならばということで、いろいろな話をしているわけですし、新しく入れた方は、それは大きなメリットになるかと思えます。

ただ、幼稚園に入っておられない未就学児の方々が、身近にあった幼稚園がなくなったことによって、園庭開放に行くことに非常に困っているという話聞いているんですね。身近な子育ての相談場所として、公立幼稚園に通っていない未就学児の人たち、地域にとってみたらこれも一つはマイナス。それを言いはじめると、プラスもマイナスも幾らでもあるわけですから、そうではなくて、この公立幼稚園が統廃合したという、これはいい、プラスの評価、マイナスの評価というのがありますけども、厳然としたこの事実の前にして、市民にとってみたら、これは明らかに施設がなくなっているわけですから、よかったなと思っていられる方も、教育長おっしゃられるように、いると思いますよ、それは私もよかったなと、そういう面では思っています。しかし、全体的に見たときには、数が減った、地域の施設がなくなっているという

こと。それから、当初の幼稚園をなくさないでほしいと、これは園児の保護者だけでなく、多くの市民の皆さんも一緒になって取り組んだ、残してほしいというような声を挙げた運動であったわけですから、それが結局いろんな状況なくなっていったということでの今回の値上げということですからね。これは、市民的な目線というのは、やっぱりちょっと違うんじゃないかなと、もう少し見てほしいというのを強く感じます。

統廃合をすることによって見直したお金によって、教育を充実します。教育のために基金を積みますとか、これは全然違う話ですけど、小学校の統廃合の話であったり、ちょっと前にさかのぼると、プールの統廃合、これは財政的な理由とか危険だとかいってなくなりましたよね。幼稚園の統廃合だって、保育所の民営化だって、いろいろな形態が変わっていく、施設がなくなっていくときに、やっぱり財政的な理由が一番大きな問題として挙げられて、その分は、次の充実のために使うとって散々言ってきたながら、統廃合されたあとまた値上げです。充実というのは一体、ある意味での充実、その今幼稚園に通っておられる方々の要望は聞くけども、市全体の地域の方々の願いというのは、どんどん後退していってしまう。これでは、やっぱり摂津市の一生懸命やってはる中身、真面目にやって評価されるべきところまで評価されないということにもなりかねない、私本当に危惧していることを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○山本善信委員長 石橋委員。

○石橋委員 先ほど部長の答弁の中で、63年当時に2年保育を実施したときに、他市は統廃合をしたと。そのかわり摂津は保育料を上げたという答えでしたね。

そのように受けとめたんですが、今回、値上げすることによって、4園が3園になった、もう3園は統廃合はしないという回答を教育長からいただきたいと思います。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 先ほど、安藤委員のときにお答えしたときも、平成元年の値上げは全会一致で反対はなかったということで、そのことの背景として、2年保育の実施があったと、それで、2年保育と抱き合わせての保育料の値上げだったから、一定、皆さん方の理解を得て、要は全員賛成で保育料の値上げが可決されたというふうに記憶しておりますが、他市ではその2年保育を実施するときに、これは2年保育を実施するという事になると、幼稚園の先生が倍要りますから、1年保育と2年保育するんですから、そうすると、高槻をはじめ、他市では要は幼稚園を統廃合、そのときにやられたと、本市ではそのときは統廃合はしておりませんというだけの答弁であります。

○山本善信委員長 和島教育長。

○和島教育長 この問題は、石橋委員も審議会に入っておられまして、かなりきょうの議論の中身は審議会の中で十分議論されてきて、両論併記とかいろんな問題そのときありました。

それで、とりかえ、べふの幼稚園の統廃合については、通園距離が非常に長いということで、もう一度考える必要がある。それも、そのときの審議会答申の中で、園児についてはバスを走らせませうけれども、これをやるのなら、保護者の方も乗れるような、公立幼稚園、あの当時、月に二、三回園へ行かなければならないことがあるので、距離、それもバスを出してほしいとか、いろいろなご意見が出ました。

そういうことで、それはできないということ、距離の問題で先に送ったと、もう一度距離の解消については検討するというものですから、今後、その距離の解消の方法、先ほど言いましたバスを走らすとか、いろんな条件が整ってきたら、当然、審議会答申の中にあります中で、とりかえ、べふ幼稚園についてもあり方を、統廃合もありえる話です。そう思っています。

○山本善信委員長 石橋委員。

○石橋委員 そういう回答であれば、またちょっと長くなっていくと思うんですよ。

今まで行財政改革をやってこられたと。その理念の中に公共料金、また受益者負担については、年次をおってやっていくというような理念があるというふうに私理解しておるんですね。

教育長もよくご理解されてると思うんですよ。そういう理念はありますよね。

だから、3,000円、パーセントにすれば40パーセント以上の値上げなんですよ、一気に40パーセントの値上げになるんですよ。

今、世の中で40パーセント以上もの値上げをするような、パーセントでいてるんですよ。僕、金額でいうてるのではないんですよ。ありえないことなんですよ。

それぐらいのパーセントを値上げするには、やはりそれぐらいの気持ちを持って、3園はもう存続するから、これで授業料も上げてやっていくんやというぐらいの気構えをもってほしいということをお願いしてるんですよ。

何も審議会の答申が云々という話ではないんですよ。そのお答えをいただきたい。

○山本善信委員長 それでは、教育長の方から答弁してください。

和島教育長。

○和島教育長 今も、先ほどもご答弁したとおりで、この幼稚園の適正配置については、教育委員会でまとめております計画案に沿ってやっていきたいと考えてます。

実施時期については、先ほどもありましたように、その距離の問題が解決することが必要であると、そのように考えておりました。この保育料の値上げと、3園そのまま残すということとは、まったく別の次元の議論であると考えております。

○山本善信委員長 石橋委員。

○石橋委員 先ほど部長のご回答の中に、他市云々というのは、それでよろしいんですよ。摂津の場合、授業料を上げたときに、他市は統廃合されたということで、よろしいですね。

だから、今回摂津で授業料を値上げされるということなんで、3園は存続するべきであるというぐらいの約束はしてもらわんことには、四十数パーセントの値上げをする大きな金額になってるんですよ、率的にね。

○山本善信委員長 石橋委員、発言中ですが、今ご答弁なされたとおりでですね。それは、その教育長の方から答弁あったとおりでですから、だから、それ以上に何かご議論があれば。石橋委員。

○石橋委員 やっぱり、それぐらいの約束はやっぱりしてもらわんことには、これだけの高い率で値上げしていくという話なので、それぐらいのやっぱり覚悟の中で値上げをしていくということなんで、ぜひとも回答いただきたい。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 保育料の値上げと幼稚園の統廃合の問題は、教育長が言っていますように、別の問題として、保育

料の値上げを40%するから、その審議会の答申も得てここまで議論したやつを、この段でやめるとか、そういうような問題ではないというふうに思っています。それは、それで議論を別のところですればいいというふうに思います。

それと、40%の値上げということで、これは先ほどからこちらの方も説明しておりますように、本市だけではなく、それでええということやないんですけども、茨木市も7,000円から1万円、高槻に至っては7,000円から1万1,000円、実に57%の値上げをしたわけですね。

ですから、本市がそれが許されるという問題でないですけども、本市だけがこの40%の値上げをしたということではなしに、高槻市、茨木市等もそういう値上げをしておりますので、そういうことから、我々としても今7,000円を1万円にすることについての値上げについては、了解をいただきたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 石橋委員。

○石橋委員 そしたら、親御さんのご理解をいただけるという自信をお持ちなんですね。1年間かけてご理解いただけるという確信をお持ちなのか、それをお聞きしたいと思います。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 値上げとなれば、だれしも1円の値上げも嫌だというのは、当然本音はそうです。ただ、我々はこの値上げをして、果たして保護者が納得いただけるサービスができるかどうかということが大事であります。保護者の方々は、3,000円を値上げされても、それに匹敵するサービスとか、幼稚園のいろんな、先ほどから安全・安心の問題とか、そういうことにそういう値上げについて

いろいろと工夫をして、いろんなことに使っていただいているなということが見えたら、我々は納得していただけるものだというふうに信じております。

○山本善信委員長 石橋委員。

○石橋委員 今の部長の答弁を信じさせていただいてよろしいんでしょうね。もう一度確認します。

○山本善信委員長 寺田部長。

○寺田教育総務部長 保護者の方に納得してもらえるかどうかとって、一人ひとり聞くということではないんですが、我々はそう信じて進んでいきたいという我々の考えであります。

○山本善信委員長 教育長、加えることありますか、今の。

和島教育長。

○和島教育長 先ほどの私の答弁について補足させていただきます。

審議会答申の中では、4園を2園にするという答申内容でありまして、それを受けて、教育委員会で実施計画をつくるときに、べふ、とりかひの統廃合については距離の問題があるので後回しにして、当面4園を3園になったということでございます。

○山本善信委員長 安藤委員。

○安藤委員 議事進行なんですけども、値上げ、採決ということにこれからするのかどうかということなんですけど、時期の問題と、それから3,000円という金額の問題というのは、かなりこれは大きいというのは、各委員からも出てると思うんですよ。

1年間猶予があるわけで、いろいろなお約束もきょうされておられるわけですから、それも今までもいろいろお約束の期間1年間あるわけですから、この3,000円という額余りにも大きい、今ここですぐに決めるというのではなくて、

もう少し審議するべきじゃないかなと思
うんですけども、いかがでしょうか。

継続で審議を。

○山本善信委員長 委員長としては、今、
いろいろと質疑がありましたとおりに、
やり取りは出尽くしていると思いますし、
これ以上、どういうふうに質疑をするの
かということは判断しにくいとこなんで、
だから、もうこれで質疑を終わるしかな
いと、委員長の判断としてはそういうふ
うに思ってるんですけど。

暫時休憩いたします。

(午後5時14分 休憩)

(午後5時17分 再開)

○山本善信委員長 それでは、再開いた
します。

以上で、議案第25号についての質疑
を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後5時17分 休憩)

(午後5時20分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

それでは、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 討論なしと認め、採
決します。

まず、議案第1号所管分について、可
決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

次に、議案第9号所管分について、可
決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第21号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第24号所管分について、可決す
ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第25号について、可決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第26号について、可決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第27号について、可決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第28号について、可決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第29号について、可決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後5時22分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

文教常任委員長 山本善信

文教常任委員 石橋徳治